

税関研修所及び関税中央分析所の管理・運營業務  
民間競争入札実施要項（案）

平成 26 年〇月

財務省

## 目 次

1. 税関研修所及び関税中央分析所の概要	
1.1 税関研修所及び関税中央分析所の概要と目的	1
1.2 管理・運營業務の対象と業務内容	1
2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき 対象公共サービスの質に関する事項	
2.1 対象公共サービスの詳細な内容	2
2.1.1 管理・運營業務全般に係る業務の共通事項	3
2.1.2 点検等及び保守業務	3
2.1.3 植栽及び緑地等管理業務	13
2.1.4 清掃等業務	14
2.2 サービスの質の設定	17
2.2.1 管理・運營業務の質	17
2.2.2 各業務において確保すべき水準	18
2.2.3 創意工夫の発揮可能性	19
2.2.4 委託費の支払方法	20
2.2.5 業務改善策の提出	20
2.2.6 その他の特記事項	20
3. 実施期間に関する事項	21
4. 入札参加資格に関する事項	21
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	22
6. 落札者を決定するための評価基準及び決定方法に関する事項	
6.1 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定	24
6.2 落札者決定にあたっての評価方法	25
6.3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の 取り扱いについて	26

7.	対象公共サービスの実施状況に関する情報の開示に関する事項	26
8.	公共サービス実施民間事業者に使用させることができる 国有財産に関する事項	26
9.	公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するにあたり、 国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱う ために必要な措置その他の対象行政サービスの適正かつ確実な実施の確保 のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する 事項	
9.1	報告書について	27
9.2	調査の協力	28
9.3	指示等	28
9.4	秘密の保持	28
9.5	業務の引継ぎ	28
9.6	契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	29
10.	公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するにあたり第 三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当 該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定によ り国等の行政機関が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に 応ずる責任を含む。）に関する事項	32
11.	対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する 評価に関する事項	33
12.	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	33

税関研修所及び関税中央分析所の管理・運營業務  
民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について、不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、財務省は、公共サービス改革基本方針の改定（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された税関研修所及び関税中央分析所の管理・運營業務（以下、「管理・運營業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

## 1. 税関研修所及び関税中央分析所の概要

### 1.1 税関研修所及び関税中央分析所の概要と目的

#### (1) 施設概要

- イ．税関研修所は、税関職員等の研修施設である。
- ロ．関税中央分析所は、輸出入貨物に関する分析を行う施設である。

#### (2) 目的

- イ．税関研修所は、税関行政に従事する職員に対し、税関業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させること等のため、各種研修を実施することを目的とする。
- ロ．関税中央分析所は、輸出入貨物に関する分析のうち、高度の専門技術を要するものの分析の実施、また、輸出入貨物に関する分析に必要な試験、研究及び調査の実施を目的とする。

### 1.2 管理・運營業務の対象と業務内容

#### (1) 業務対象施設

##### イ．税関研修所（本館）

所在地　：千葉県柏市柏の葉 6-4-2

施設規模：敷地面積　41,002 m<sup>2</sup>

建物延面積　31,175 m<sup>2</sup>

構成	延面積
事務棟	1,341 m <sup>2</sup>

管理棟	2,774 m <sup>2</sup>
研修棟	4,554 m <sup>2</sup>
講堂	645 m <sup>2</sup>
寄宿舍棟	5,949 m <sup>2</sup>
体育館棟	2,697 m <sup>2</sup>
グラウンド	13,000 m <sup>2</sup>
プール棟	215 m <sup>2</sup>
合計	31,175 m <sup>2</sup>

ロ. 税関研修所寄宿舍別館

所在地 : 千葉県柏市柏の葉 6-3-6

施設規模：敷地面積 3,410 m<sup>2</sup>

建物延面積 3,027 m<sup>2</sup>

ハ. 関税中央分析所

所在地 : 千葉県柏市柏の葉 6-3-5

施設規模：敷地面積 12,735 m<sup>2</sup>

建物延面積 4,889 m<sup>2</sup>

## 2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

### 2.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 管理・運營業務の実施内容

(イ) 点検等及び保守業務

(ロ) 植栽及び緑地等管理業務

(ハ) 清掃等業務

(2) 公共サービスとの関係説明

施設として良好な環境を整備するため、施設を総括的に管理し、施設管理業務等を定期的かつ継続的に実施することにより、衛生環境の維持及び施設環境全体の整備、保全の確保を目指すものである。

#### 2.1.1 管理・運營業務全般に係る業務の共通事項

(1) 業務遂行における注意義務

業務にあたっては、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行い、対象施設において開催する研修の実施及び分析業務に支障のないように注意すること。特に、廊下、階段、便所等については、職員及び来客者等の通行に配慮して業務を行うこと。

(2) 作業員

業務にあたっては、熟練者を使用し作業員は腕章等により作業員であることが一目でわかるようにしておくこと。また、事前に全業務の従事者名簿・経歴を提出すること。

(3) 既存施設への養生等

既存の建築物等及び工作物に汚損及び損傷を与えないよう十分注意するとともに、汚損及び損傷等を与える虞がある場合は養生を行うこと。なお、万一損傷を与えた場合は、直ちに財務省税関研修所総務課管理係長、財務省関税中央分析所総務課管理係長（以下、「施設管理担当者」という。）に報告するとともに、民間事業者の責任において速やかに修復するものとする。

(4) 関係法令等遵守

業務履行上、関係諸法令、条令、規則等を遵守する。また、関係諸法令に基づく官公署等への各種手続・届出等の業務を民間事業者負担にて代行すること。

2.1.2 点検等及び保守業務

(1) 業務内容

税関研修所及び関税中央分析所において、設備の点検、運転監視、保守等業務を適切に実施し、各機器を常に最高の状態に保ち、日常の使用に支障のないように維持、管理業務を行うこと。なお、対象業務は次のとおりとし、詳細については下記表「点検等及び保守業務詳細」を参照とする。

イ. 建築設備運転・監視及び日常点検・保守業務

- (イ) 機械設備運転監視業務
- (ロ) 電気設備運転監視業務
- (ハ) 設備遠方監視業務

ロ. 機械設備保守点検業務

- (イ) 冷暖房設備等点検整備
- (ロ) ファンコイルユニットフィルター洗浄業務
- (ハ) 冷却塔循環水ほか水質検査業務
- (ニ) 煤煙等測定業務

- (ホ) 貯水槽等清掃業務
- (ハ) 飲料水水質検査業務

ハ. 昇降機保守業務

ニ. 電気設備保守点検業務

- (イ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (ロ) 受変電設備点検整備
- (ハ) 電気設備点検整備
- (ニ) 電話設備保守業務
- (ホ) 電気時計設備保守業務
- (ハ) 放送設備保守業務

ホ. 消防用設備等保守点検業務

ヘ. 建具保守点検業務

- (イ) 自動扉保守業務
- (ロ) 自動シャッター保守業務

ト. 執務環境測定業務

- (イ) 空気環境測定業務
- (ロ) 照度測定業務

チ. 廃水処理装置ほか保守業務

- (イ) 廃水処理装置保守業務
- (ロ) 純水製造装置保守業務
- (ハ) 廃ガス洗浄装置点検業務
- (ニ) 水素ガス感知設備点検業務

リ. 保守点検業務共通事項

(2) 一般事項

イ. 点検等及び保守業務詳細及び当期の仕様書類（別紙）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下、「共仕」という。）による。

ロ. 点検等及び保守業務詳細及び当期の仕様書類（別紙）、並びに「建築保全業務共通仕様書(最新版)」に記載されていない事項は、施設管理担当者と協議する。

ハ. 業務報告書の作成にあたっては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）」による。点検業務にあたっては写真等も添付すること。

ニ. 業務に必要な材料、試験器具及び消耗品については、民間事業者の負担とする。

- ホ. 点検等及び保守が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者と協議する。
- ヘ. 災害、断水、停電その他災害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、施設管理担当者に連絡する。また、勤務時間外であっても、災害発生の連絡を受けたときは、直ちに技術員を派遣し応急の処置を行うこと。
- ト. 外注の機器定期整備の際は、施設管理担当者の補助役として立会いを行う。また関係者への連絡調整を行う。

「点検等及び保守業務詳細」

イ. 建築設備運転・監視及び日常点検・保守業務

業務区分	対象設備機器等	内容
(イ) 機械設備運転・監視業務	[税関研修所(本館)] ・空気調和設備 ・衛生設備 [税関研修所寄宿舍別館] ・空気調和設備 ・衛生設備 [関税中央分析所] ・空気調和設備 ・衛生設備	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ロ) 電気設備運転・監視業務	[税関研修所(本館)] ・高圧受変電設備 ・太陽光発電設備 ・非常用発電設備 ・直流電源装置 ・DC/ACコンバーター装置 ・電灯・コンセント設備 ・動力設備等 ・構内外灯設備 ・構内配電線路 ・電気・防災用中央監視装置 ・上記以外の電気設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

	<p>[税関研修所寄宿舍別館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧受変電設備</li> <li>・ 非常用発電設備</li> <li>・ 直流電源装置</li> <li>・ 電灯・コンセント設備</li> <li>・ 動力設備等</li> <li>・ 構内外灯設備</li> <li>・ 構内配電線路</li> <li>・ 上記以外の電気設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧受変電設備</li> <li>・ 直流電源装置</li> <li>・ 電灯・コンセント設備</li> <li>・ 動力設備等</li> <li>・ 構内外灯設備</li> <li>・ 構内配電線路</li> <li>・ 上記以外の電気設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備</li> </ul>	
(ハ) 設備遠方監視業務	<p>[税関研修所（本館・別館）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央監視装置</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央監視装置</li> </ul>	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

ロ. 機械設備保守点検業務

業務区分	対象設備機器等	内容
(イ) 冷暖房設備点検整備	<p>[税関研修所（本館）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸収冷温水発生機</li> <li>・ 冷却塔</li> <li>・ 空調用ポンプ</li> <li>・ 空気調和機</li> <li>・ 空気清浄装置</li> <li>・ 給排気用送風機</li> <li>・ ファンコイルユニット</li> </ul>	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルームエアコン</li> <li>・ 全熱交換器</li> <li>・ 膨張水槽</li> <li>・ 還水槽</li> <li>・ ろ過装置</li> <li>・ 中央監視装置</li> <li>・ 自動制御機器</li> <li>・ オイルタンク</li> <li>・ ボイラー</li> <li>・ 貯湯槽</li> <li>・ 衛生用ポンプ</li> <li>・ 湯沸器</li> <li>・ 蒸気制御機器</li> <li>・ 受水槽類</li> </ul> <p>[税関研修所寄宿舍別館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸収冷温水発生機</li> <li>・ 冷却塔</li> <li>・ 空調用ポンプ</li> <li>・ 空気調和機</li> <li>・ 給排気用送風機</li> <li>・ ファンコイルユニット</li> <li>・ 全熱交換器</li> <li>・ 膨張水槽</li> <li>・ 計装設備</li> <li>・ 真空式温水発生機</li> <li>・ 貯湯槽</li> <li>・ 衛生用ポンプ</li> <li>・ 湯沸器</li> <li>・ パッケージエアコン</li> <li>・ 受水槽類</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸収冷温水発生機</li> <li>・ 冷却塔</li> </ul>	
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調用ポンプ</li> <li>・空気調和機</li> <li>・給排気用送風機</li> <li>・ファンコイルユニット</li> <li>・全熱交換器</li> <li>・膨張水槽</li> <li>・中央監視装置</li> <li>・自動制御機器</li> <li>・衛生用ポンプ</li> <li>・湯沸器</li> <li>・パッケージエアコン</li> </ul>	
(ロ) ファンコイルユニットフィルター洗浄業務	<p>[税関研修所（本館）、税関研修所寄 宿舎別館及び関税中央分析所 共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンコイル</li> </ul>	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ハ) 冷却塔循環水ほか水質検査業務	<p>[財務省税関研修所（本館）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却塔</li> <li>・浴室浴槽</li> <li>・プール</li> <li>・噴水</li> </ul> <p>[財務省税関研修所寄宿舎別館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却塔</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却塔</li> </ul>	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ニ) 煤煙等測定業務	<p>[財務省税関研修所（本館）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷温水発生機</li> </ul>	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ホ) 貯水槽等清掃業務	<p>[財務省税関研修所（本館）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受水槽</li> <li>・プール用受水槽</li> <li>・グラウンド散水用受水槽</li> <li>・高置水槽</li> </ul>	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

	[財務省税関研修所別館] ・受水槽 ・高置水槽 [関税中央分析所] ・受水槽	
(ハ) 飲料水水質検査業務	[財務省税関研修所(本館)] ・食堂厨房内給水栓 ・食堂厨房内給湯栓	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

#### ハ. 昇降機保守業務

業務区分	対象設備機器等	内容
昇降機保守業務	[税関研修所(本館)] ・乗用 ・小荷物運搬用 [税関研修所寄宿舍別館] ・乗用 [関税中央分析所] ・乗用	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

#### 二. 電気設備保守点検業務

業務区分	対象設備機器等	内容
(イ) 自家用電気工作物保安管理業務	[税関研修所(本館)、税関研修所寄宿舍別館及び関税中央分析所 共通] ・自家用電気工作物	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ロ) 受変電設備点検整備	[税関研修所(本館)、税関研修所寄宿舍別館及び関税中央分析所 共通] ・受変電設備	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ハ) 電気設備点検整備	[税関研修所(本館)] ・直流電源装置 ・太陽光発電設備 ・外灯設備 ・避雷設備	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

	<p>[税関研修所寄宿舍別館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直流電源装置</li> <li>・ 外灯設備</li> <li>・ 避雷設備</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直流電源装置</li> <li>・ 外灯設備</li> </ul>	
(ニ) 電話設備保守業務	<p>[税関研修所（本館）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子式自動交換機（296/388 回線）</li> <li>・ 多機能電話機</li> <li>・ 一般電話機</li> </ul> <p>[税関研修所寄宿舍別館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子式自動交換機（33/40 回線）</li> <li>・ 多機能電話機</li> <li>・ 一般電話機</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子式自動交換機（127/178 回線）</li> <li>・ 多機能電話機</li> <li>・ 一般電話機</li> <li>・ コードレス電話接続装置（PHS アンテナ）</li> </ul>	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ホ) 電気時計設備保守業務	<p>[税関研修所（本館）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親時計</li> <li>・ ラジオコントロール装置</li> <li>・ 時報器</li> </ul> <p>[税関研修所寄宿舍別館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親時計</li> <li>・ 年間プログラムタイマ装置</li> <li>・ ラジオコントロール装置</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親時計</li> <li>・ ラジオコントロール装置</li> </ul>	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ハ) 放送設備保守	<p>[税関研修所（本館）]</p>	実施業務詳細

業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラック形業務放送設備</li> <li>・遠隔操作器</li> <li>・スピーカー</li> </ul> <p>[税関研修所寄宿舍別館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラック形業務放送設備</li> <li>・スピーカー</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラック形非常・業務放送設備</li> <li>・スピーカー</li> </ul>	は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
----	---	-------------------

ホ. 消防用設備等保守点検業務

業務区分	対象設備機器等	内容
消防用設備等保守点検業務	<p>[税関研修所（本館）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハロゲン化物消火設備</li> <li>・屋内消火栓設備</li> <li>・連結散水設備（連結送水管含む）</li> <li>・排煙設備</li> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・ガス漏れ火災報知設備</li> <li>・防火設備</li> <li>・誘導灯及び誘導標識</li> <li>・避難器具</li> </ul> <p>[税関研修所寄宿舍別館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内消火栓設備</li> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・ガス漏れ火災報知設備</li> <li>・防火設備</li> <li>・誘導灯及び誘導標識</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内消火栓設備</li> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・ガス漏れ火災報知設備</li> <li>・防火設備</li> </ul>	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

ヘ. 建具保守点検業務

業務区分	対象設備機器等	内容
(イ) 自動扉保守業務	[関税中央分析所] ・引分け (赤外線センサー) ・片引き (赤外線センサー)	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ロ) 自動シャッター保守業務	[税関研修所 (本館) ] ・煙感知器連動防災シャッター [関税中央分析所] ・煙感知器連動防災シャッター ・自動シャッター	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

ト. 執務環境測定業務

業務区分	対象設備機器等	内容
(イ) 空気環境測定業務	[税関研修所 (本館) ] ・測定点 室内 8 点 ・測定点 外気 2 点 [関税中央分析所] ・測定点 室内 3 点 ・測定点 外気 2 点	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ロ) 照度測定業務	[税関研修所 (本館) ] ・測定点 118 点 [税関研修所寄宿舍別館] ・測定点 8 点 [関税中央分析所] ・測定点 44 点	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

チ. 廃水処理装置ほか保守業務

業務区分	対象設備機器等	内容
(イ) 廃水処理装置保守業務	[関税中央分析所] ・実験用廃水処理装置 (キレート樹脂方式)	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ロ) 純水製造装置保守業務	[関税中央分析所] ・全自動純水製造装置	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を

		参照。
(ハ) 廃ガス洗浄装置点検業務	[関税中央分析所] ・排ガス洗浄装置（パーフェクトスクラバー、堅型充填式） ・脱臭装置（乾式スクラバー、活性炭吸着式） ・ドラフトチャンバー（VAV型）	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。
(ニ) 水素ガス感知設備点検業務	[関税中央分析所] ・水素ガス指示警報部及び検知部 ・酸素ガス指示警報部及び検知部	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

リ. 保守点検業務共通事項

詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

2.1.3 植栽及び緑地等管理業務

(1) 業務内容

税関研修所及び関税中央分析所敷地内の植栽及び緑地について、点検及び維持管理業務を適正に実施し、その環境維持に努めること。なお、詳細については、下記表「植栽及び緑地管理業務詳細」を参照とする。

(2) 一般事項

イ. 事前に作業計画を作成し、提出すること。また、各日の作業開始時に施設管理担当者に報告を行い、作業終了時に作業日報を提出し施設管理担当者の確認を受けること。

ロ. 業務遂行にあたり、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に適合するよう留意すること。

ハ. 作業の際に発生した廃棄物等は、環境衛生上、周囲に迷惑をかけないように関係諸法令を遵守した方法により処分すること。また、最終処分に関する管理票（マニフェスト伝票等）を常に整備し、処分結果を都度報告すること。

「植栽及び緑地等管理業務詳細」

業務区分	項目	内容
点検業務	[税関研修所（本館）] ・植栽及び緑地	実施業務詳細は、別紙「当期

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上緑化システム</li> </ul> [税関研修所寄宿舍別館] <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽及び緑地</li> </ul> [関税中央分析所] <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽及び緑地</li> </ul>	の仕様書類」を参照。
維持管理業務	[税関研修所（本館）、税関研修所寄宿舍別館及び関税中央分析所 共通] <ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定業務</li> <li>・刈込業務</li> <li>・施肥業務</li> <li>・除草業務</li> <li>・芝生地環境整備業務</li> <li>・害虫防除（駆除）業務</li> <li>・清掃・ごみ処理業務</li> </ul>	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

#### 2.1.4 清掃等業務

##### (1) 業務内容

税関研修所及び関税中央分析所内の建物において、日常、定期的に清掃を適切に実施し、衛生環境の維持に努めること。なお、詳細については下記表「清掃等業務詳細」を参照とする。

##### (2) 一般事項

イ. 事前に清掃作業の計画表を作成し、提出すること。また、各日の清掃作業終了時に作業日報を提出し、施設管理担当者の確認を受けること。

ロ. 作業、使用洗剤及び薬剤については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に適合することとし、洗剤及び薬剤は、事前に施設管理担当者に承認を得た上で使用すること。

##### ハ. 法定資格者の選任

業務実施上、必要な次の法定資格者を選任し、必要な業務を行う。

○建築物環境衛生管理技術者

#### 「清掃等業務詳細」

業務区分	項目・場所	内容
日常清掃	[税関研修所（本館）]	実施業務詳細

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関ホール</li> <li>・ 廊下・エレベーターホール (その他共用スペース含む)</li> <li>・ 便所・洗面所</li> <li>・ 湯沸室</li> <li>・ 浴室・シャワールーム・脱衣室</li> <li>・ 喫煙スペース</li> <li>・ ごみ運搬処理</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関ホール</li> <li>・ 廊下・エレベーターホール (その他共用スペース含む)</li> <li>・ 便所・洗面所</li> <li>・ 湯沸室</li> <li>・ エレベーター</li> <li>・ 階段</li> <li>・ 食堂</li> <li>・ シャワールーム・脱衣室 (更衣室含む)</li> <li>・ 喫煙スペース</li> <li>・ ごみ運搬処理</li> <li>・ 分析室</li> <li>・ 休養室</li> <li>・ 資料室</li> <li>・ 構内</li> </ul>	<p>は、別紙「当期の仕様書類」を参照。</p>
<p>定期清掃</p>	<p>[税関研修所（本館）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関ホール</li> <li>・ 事務室</li> <li>・ 会議室</li> <li>・ 廊下・エレベーターホール (その他共用スペース含む)</li> <li>・ 便所・洗面所</li> <li>・ 湯沸室</li> </ul>	<p>実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段</li> <li>・食堂</li> <li>・浴室・シャワールーム・脱衣室</li> <li>・喫煙スペース</li> <li>・窓ガラス</li> <li>・教室</li> <li>・資料室</li> <li>・図書室</li> <li>・体育館（アリーナ）</li> <li>・武道場（柔道場・剣道場）</li> <li>・ベランダ</li> <li>・洗濯室</li> <li>・噴水槽</li> </ul> <p>[税関研修所寄宿舍別館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便所・洗面所</li> <li>・湯沸室</li> <li>・階段</li> <li>・浴室</li> <li>・窓ガラス</li> </ul> <p>[関税中央分析所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関ホール</li> <li>・事務室</li> <li>・会議室</li> <li>・廊下・エレベーターホール （その他共用スペース含む）</li> <li>・便所・洗面所</li> <li>・湯沸室</li> <li>・エレベーター</li> <li>・階段</li> <li>・食堂</li> <li>・シャワールーム・脱衣室</li> <li>・喫煙スペース</li> <li>・分析室</li> </ul>	
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休養室</li> <li>・資料室</li> <li>・窓ガラス</li> </ul>	
建築物環境衛生管理業務	[税関研修所]	実施業務詳細は、別紙「当期の仕様書類」を参照。

## 2.2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は、下記に示すとおりとする。

### 2.2.1 管理・運営業務の質

包括的に達成すべき質

基本方針	主要事項	測定指標
各業務を一括管理して行い、快適な施設環境を維持することを目的とする。	衛生環境の確保	[税関研修所及び関税中央分析所] ・研修生及び職員「施設アンケート」(別紙3)の点数 <b>【研修終了時及び半期毎(職員)に財務省において実施。研修生、税関研修所職員及び関税中央分析所職員のそれぞれで各設間について普通以上の回答が80%以上】</b>
	品質の維持	[税関研修所及び関税中央分析所] ・管理・運営業務の不備に起因する税関研修所における研修及び関税中央分析所における分析業務の中断回数(0回) ※研修の中断とは、研修(講義等)が中断することにより、研

		<p>修目的が達成されない場合をいう。</p> <p>※分析業務の中断とは、当該業務が中断することにより、分析回答期限を超過した場合をいう。</p> <p>・管理・運営業務の不備に起因する空調停止、停電及び断水の発生回数（0回）</p>
	安全性の確保	<p>[税関研修所及び関税中央分析所]</p> <p>・管理・運営業務の不備に起因する施設利用者の怪我の回数（0回）</p> <p>※怪我とは、病院で治療を要する程度の怪我をいう。</p>

### 2.2.2 各業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各業務における最低水準は、当期の仕様書類（別紙）に定める内容とする。ただし、各業務における最低水準については、改善提案を行うことができる。

#### (1) 点検等及び保守業務

##### イ. 建築設備運転・監視及び日常点検・保守業務

対象施設に設置されている建築設備の機能を常に最高の状態に保ち、日常の使用に支障のないよう管理、運転に関する全ての業務を行うこと。

##### ロ. 機械設備保守業務

対象施設に設置されている冷暖房設備及び給排水設備等が日常の使用について支障なく、かつ、設備の機能が円滑に運転できるよう点検、保守を行うこと。

##### ハ. 昇降機保守業務

対象施設に設置されている昇降機が日常の使用について支障なく、かつ、設備の機能が円滑に運転できるよう点検、保守を行うこと。

##### ニ. 電気設備保守点検業務

対象施設に設置されている電気設備が日常の使用について、支障なく、かつ、その機能が円滑に運転できるよう点検、保守を行うこと。

ホ. 消防用設備等保守点検

対象施設に設置されている消防用設備が災害時の使用について支障なく、かつ、その機能をして、円滑に消火活動等できるよう消防法等関係法令に基づいた点検、保守を行うこと。

ヘ. 建具保守点検業務

対象施設に設置されている自動扉、自動シャッターが日常の使用及び火災時の使用について、支障なく、かつ、設備の機能が円滑に運転できるよう点検、保守を行うこと。

ト. 執務環境測定業務

対象施設における執務環境が適正、かつ、快適であるか測定を行うこと。

チ. 廃水処理装置ほか保守業務

対象施設に設置されている廃水処理装置等が日常の使用について支障なく、機能が円滑に運転できるよう点検、保守を行うこと。

(2) 植栽及び緑地等管理業務

指定された業務内容を実施し、敷地内の植栽及び緑地を管理し、施設全体の美化に努めること。

(3) 清掃等業務

指定された業務内容を実施し、施設内の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

### 2.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の節減等）に努めるものとする。

(1) 対象業務全般に対する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、対象業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(2) 当期の仕様書類に対する改善提案

民間事業者は、各業務の最低水準として示す仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提案すること。

(3) コスト削減に関する提案

民間事業者は、管理・運営に関するコスト削減に関する提案を行うこと。

#### 2.2.4 委託費の支払方法

財務省は、事業期間中の検査・確認を行い、質及び最低水準の確保の状況を確認した上で、委託費を支払う。検査・確認の結果、質及び最低水準が確保されていないと認められた場合は、再度業務を行なうよう指示するとともに、落札事業者は業務改善計画書を施設管理担当者へ提出することとする。業務遂行後の確認ができない限り委託費の支払いは行なわない。

委託費の支払いにあたっては、民間事業者は当該月分の業務の完了後、財務省との間で予め定める書面により当該月分の業務実施報告を行い、財務省は、これを受領した日から30日以内に財務省の定める方法により民間事業者に支払いを行うものとする。

#### 2.2.5 業務改善策の提出

事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を講じた上でのその内容を施設管理担当者に提出し、承認を得なければならない。

なお、事業者は業務改善策を講ずる場合、また、実施の場合において、施設管理担当者に対して必要な助言、協力を求めることができる。

- (1) 本実施要項(9.1(2))で定める報告等の結果、本業務の質が確保されていないことが明らかになり、施設管理担当者が業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。
- (2) 施設管理担当者が本業務のモニタリングを随時行い、契約及び業務の仕様に照らして、不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

#### 2.2.6 その他の特記事項

##### (1) 消耗品

本業務を実施するにあたり、必要な消耗品についての支給負担については各業務の当期仕様書類の事項によることとする。

##### (2) 電気・ガス・水道

本業務を実施するために必要となる電気・ガス・水道について、無償で民間事業者に提供するものとする。

##### (3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、次の事項に該当する場合には国の負担とし、それ以外については民間事業者の負担とする。

イ. 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

- ロ. 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ハ. 上記イ及びロのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

### 3. 実施期間に関する事項

本業務の実施時期は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。（予定）

### 4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 10 条各号（ただし、第 11 号を除く。）に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下、「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第 71 条に該当しないこと。
- (4) 平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」、「B」または「C」等級に格付されている者で、関東・甲信越地域の資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録された者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (6) 本実施要項（5.）記載の入札説明会で説明を受けた者であること。
- (7) 各業務の実施にあたり、法令上必要な資格を有しているもの、又は、資格等を有しているものを業務の実施にあたらせることができる者であること。
- (8) 複数企業による入札参加について

イ. 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる複数の企業で構成されるグループ（以下、「入札参加グループ」という。）にて参加することができる。

入札参加グループで本業務を実施する場合、点検及び保守業務、植栽及び緑地管理業務、清掃等業務を包括的に管理すること。

その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、その代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加する

その他企業（以下、「グループ企業」という。）と密に連絡をとり、上記に示す各業務を実施すること。

また、代表企業及びグループ企業は、定期的に財務省と連携を図り、円滑に本業務を実施すること。

なお、代表企業及びグループ企業は、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、財務省に提出すること。

ロ．代表企業及びグループ企業は、上記(1)から(7)までの全ての要件を満たすこと。

## 5. 入札に参加する者の募集に関する事項

### (1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

イ．官報公告	平成 26 年 12 月上旬
ロ．入札説明会	平成 26 年 12 月中旬
ハ．入札等に関する質疑応答	平成 26 年 12 月中旬 ～平成 27 年 1 月上旬
ニ．入札書類の受付	平成 27 年 1 月中旬
ホ．入札書類の評価	平成 27 年 1 月下旬
ヘ．入札・開札	平成 27 年 2 月中旬
ト．業務の引継ぎ	平成 27 年 3 月中
チ．事業開始	平成 27 年 4 月 1 日

### (2) 入札実施手続き

#### イ．入札説明後の質問受付

入札公告以降、入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に質問を行うことができる。質問内容及び回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開をすることとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

#### ロ．提出書類

入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）は、本業務実施に係る入

札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下、「業務の質等」という。）に関する書類（以下、「企画書」という。）を提出すること。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載すること。また、法第10条各号に規定する欠格事項の審査に必要な書類を併せて提出をすること。

#### ハ．企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項（6.）で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載すること。

(イ) 企業の代表者及び本業務担当者【様式1】

入札参加グループにて参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業及びグループ企業の各代表責任者及び本業務担当者

(ロ) 必要とされる資格を証明する書類の写し【様式1に添付】

(ハ) 本実施要項（2.）で示す業務ごとの過去3年間の業務実績【様式2】

(ニ) 本業務実施の考え方【様式3】

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。

(ホ) 各業務の実施体制及び管理方法【様式4】

本実施要項（2.）で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法を示すこと。

(ヘ) 各業務に対する提案事項【様式5、6、7】

A. 業務の質の確保に関する提案

B. 当期の仕様書類に対して提案を行う場合、提案する業務（項目）を明確にし、提案理由、提案内容、提案による質の改善効果、または経費の削減効果、あるいはその両方を具体的に示すこと。

(ト) 安全管理に関する提案【様式8】

安全対策（本業務の実施にあたり想定される事故・事案についての対策）及び緊急時（本業務実施にあたり想定される事故・事案の発生により業務実施が困難となった場合）のバックアップ体制と対応方法を示すこと。

#### ニ．開札にあたっての留意事項

(イ) 開札は、入札者またはその代理人に立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係の無い職員を立ち合わせて行う。

(ロ) 入札者またはその代理人は、定刻後においては開札場に入場することは

きない。

- (ハ) 入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示または提出しなければならない。

ホ. 契約の締結

落札者決定後速やかに、財務省と落札者との間で別途定める契約書案に基づく契約を締結するとともに平成27年4月1日の事業開始に向けた事務の引継ぎ等に係る調整を開始すること。

## 6. 落札者を決定するための評価基準及び決定方法に関する事項

本業務を実施する者（以下、「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

### 6.1 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

#### (1) 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、別紙2「評価表」の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たした場合は基準点（80点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

#### (2) 加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、提出された企画書を基に別紙2「評価表」の加点項目について審査を行う。提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的には、各業務の当期の仕様書類で示す実施方法と提案内容の比較を行い、得点を与える。

なお、評価にあたっては下表審査基準により0点から5点を付与することとし、得点については、各評価者の付与した評価点の算術平均に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

表 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	5
B	優れている	4
C	標準的・普通	3

D	やや期待できる	2
E	期待できない	0

## 6.2 落札者決定にあたっての評価方法

### (1) 落札者の決定方法

必須審査により得られた基礎点（80点）と加点項目審査で得られた加算点（120点）を加算し、入札価格（予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。単位：万円）で除した値に1,000を乗じた値（小数点第3位以下を切り捨てるものとする。）が最も高い値の者を落札者として決定する。なお、配点詳細については別紙2「評価表」による。また、評価者については、5名程度を選任し、そのうち1名以上の外部有識者を含めるものとする。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点 (80点)} + \text{加算項目審査による加算点}) \\ \times 1,000 / \text{入札価格 (単位：万円)}$$

### (2) 留意事項

イ. 落札者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合には、所要の手続きを経て、次順位以下の入札者から落札者を決定する。

- (イ) 該当価格で入札した理由及びその積算の妥当性(当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が該当金額で了解しているか否か等)
- (ロ) 本契約の履行体制(常勤者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼務の別、業務分担等が適切か否か等)
- (ハ) 本業務契約期間中における他の契約請負状況
- (ニ) 手持機械その他固定資産の状況
- (ホ) 国等及び地方公共団体等に対する契約履行状況
- (ヘ) 経営状況
- (ト) 信用状況

ロ. 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ハ. 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札金額、

落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制並びに実施方法の概要について公表するものとする。

### 6.3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取り扱いについて

入札者またはその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札を付すこととなる。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できないこと等やむを得ない場合は、随意契約を行うこと等ができる。この場合において、財務省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するものとする。

## 7. 対象公共サービスの実施状況に関する情報の開示に関する事項

別添「従来の実施状況」のとおり。

## 8. 公共サービス実施民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項

民間事業者の国有財産の使用については、次のとおりとする。

(1) 受注者は、その業務の遂行に必要な施設・設備として、次に掲げる施設・設備を無償で使用する事ができる。

イ. 機械室、監視室等本業務に必要な施設全て

ロ. 清掃員控室等、本業務の実施及びこれに付随する業務を遂行するために必要な事務スペース

ハ. その他施設管理担当者と協議し認められた業務の遂行に必要な施設等

(2) 使用制限等

イ. 受注者は本業務の実施及び実施に付随する業務以外に使用してはならない。

ロ. 受注者は予め施設管理担当者と協議し、本業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本業務実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ハ. 受注者は設備等を設置した場合は、施設の使用を終了または中止した後、直ちに現状回復を行うこと。

ニ. 受注者は既存の建築物及び工作物に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障等を含む）が生じる虞のある場合は養生を行う。万一、損傷が生じた場合は、受注者の責任において速やかに復旧するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するにあたり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象行政サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

9.1 報告書について

(1) 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、点検等及び保守業務、植栽及び緑地等管理業務、清掃等業務の各業務を行うにあたり各年度の事業開始日まで毎年度の業務計画書を作成し、提出すること。

(2) 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、点検等及び保守業務、植栽及び緑地等管理業務、清掃等業務の各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成し、提出すること。

イ. 民間事業者は、作業日報を毎日作成することとし、施設管理担当者に毎日提出しその確認を受けること。

ロ. 民間事業者は、業務期間中、業務ごとの月報を当月分につき、翌月の最初の平日に施設管理担当者に提出すること。

ハ. 民間事業者は、各業務の年度終了日（ただし、当該日が閉庁日の場合には、前閉庁日とする。）までに、当該事業年度に係る年間総括報告書を施設管理担当者に提出すること。

ニ. 民間事業者は、財務省大臣官房会計課及び施設管理担当者の求めに応じ、本業務の実施状況やその他質の確保に関して、書面または質疑応答形式により報告すること。

(3) 検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるにあたり、対象施設の検査・監督体制は次のとおりとする。

イ. 監督職員（官職指定） 別途、財務省の定める職員による。

ロ. 検査職員（官職指定） 別途、財務省の定める職員による。

9.2 調査の協力

財務省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める場合には、民間事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、または民

間事業者の事務所（または業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況または帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

立入検査する財務省の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

### 9.3 指示等

財務省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

### 9.4 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して財務省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には法第 54 条により罰則を適用する。

### 9.5 業務の引継ぎ

(1) 民間事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。財務省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行事業者及び受託者に対して必要な協力を行うものとする。

なお、業務引継ぎに必要となる経費は、現行事業者の負担となる。

(2) 本業務を実施する事業者の変更があった場合には、変更前後の事業者間で業務内容について引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継ぎ資料等を作成の上、施設管理担当者に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。

なお、電子媒体の提出にあたっては、Microsoft Office Word または Microsoft Office Excel 形式とし、提出直前に最新パターンによるウイルスチェックを行い、ウイルス等に感染していないことを確認すること。

### 9.6 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(1) 業務の開始及び中止

イ. 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を

開始しなければならない。

ロ．民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め財務省の承認を得なければならない。

(2) 公正な取扱い

イ．民間事業者は、本業務の実施にあたって、対象施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ．民間事業者は、対象施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の業務の利用により区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること、または与えることをしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

イ．民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

ロ．民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(5) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用をうける関係法令等を遵守しなくてはならない。

(6) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労働管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(7) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、または中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属

イ．本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

ロ．民間事業者は、本業務の実施を公表しようとするときは、予め財務省の承認を受けなければならない。

(10) 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務の対象施設において、財務省の許可を得ることなく自ら行う事業又は財務省以外の者との契約（財務省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

(11) 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は財務省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

(12) 再委託の取扱い

イ. 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ. 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他の業務管理の方法）について記載しなければならない。

ハ. 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で財務省の承認を受けなければならない。

ニ. 民間事業者は、上記ロ及びハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ. 民間事業者は、上記ロ及びハにより再委託先に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(13) 契約内容の変更

民間事業者及び財務省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認をうけるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続きを適正に行われなければならない。

(14) 設備の更新等の際における民間事業者への措置

財務省は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、契約を変更することができる。

イ. 設備を更新、撤去又は新設するとき。

- ロ．法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき。
- ハ．職員の変動等により業務量に変動が生じるとき。

(15) 契約解除

財務省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- イ．偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- ロ．法第 10 条の規定により入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ハ．本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ニ．上記ハ) に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ホ．法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ヘ．法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- ト．民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知りえた秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- チ．暴力団関係者を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- リ．暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(16) 契約解除時の取扱い

- イ．上記(15)に該当し、契約を解除した場合は、財務省は民間事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。
- ロ．この場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記イ)の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として財務省の指定する期間内に納付しなければならない。
- ハ．財務省は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ニ．財務省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、財務省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、

原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

(17) 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅滞又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

(18) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と財務省が協議をするものとする。

**10. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家等賠償法の規定により国等の行政機関が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項**

本項においては、公共サービス実施民間事業者またはその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意または過失により、当該公共サービスの受益者等第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 国が国家賠償法第1条第1項に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自らの賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができること。
- (2) 当該公共サービス実施民間事業者が民法第709号等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができること。

**11. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項**

(1) 実施状況等に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本業務の実施状況等については、平

成 29 年 3 月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

財務省は民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- イ. 点検等及び保守業務における各月の実施状況等
- ロ. 植栽及び緑地等管理業務における各月の実施状況等
- ハ. 清掃等業務における各月の実施状況等

(4) 上記調査項目に関する内容については、本業務の実施状況等を内閣総理大臣に提出するにあたり、財務省に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴取する。

## 12. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

国は民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 国等の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自らまたは補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法において行うこととする。

本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項（9.）により行うこととする。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

イ. 民間事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

ロ. 会計検査について

公共サービス実施民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条に該当するとき、②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の实地検査を受けたり、同院から直接または国等の行政機関等（委託元）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

評価表

別紙1

実施要項区分	業務区分		項番	基準評価項目	得点配分			得点
		実施要項部分			基礎点	加算点	加重	
① 必須項目審査	業務共通							80
	(1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持されているか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	0/10	-	-	10	
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	-	-	10	
	(2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/20	-	-	20	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/20	-	-	20	
	(3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、発注者側の要求水準が確保されているものとなっているか	0/20	-	-	20	
② 加點審査項目	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15
	(1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0~5	1	5	
		7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	-	0~5	1	5	
		8	施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0~5	1	5	
	点検等及び保守業務							40
	(1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0~5	2	10	
		10	施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0~5	2	10	
		(2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~5	2	10
			12	改善コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~5	2	10
	植栽及び緑地等管理業務							10
	(1) 業務の質についての提案内容	13	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0~5	0.5	2.5	
		14	樹木等を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0~5	0.5	2.5	
(2) 改善提案内容		15	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~5	0.5	2.5	
		16	改善コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~5	0.5	2.5	
清掃業務							25	
(1) 業務の質についての提案内容	17	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0~5	1.5	7.5		
	18	施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0~5	1	5		
	(2) 改善提案内容	19	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~5	1	5	
		20	改善コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~5	1.5	7.5	
緊急時及び非常時対応							30	
(1) 緊急時等への対応についての提案内容	21	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	-	0~5	1.5	7.5		
	22	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	-	0~5	1.5	7.5		
	23	緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	-	0~5	1.5	7.5		
	24	トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	-	0~5	1.5	7.5		
合計得点							200	

# 従来の実施状況に関する情報の開示

別紙2

## 1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費		-	-	-	-
委託費等	委託費定額部分	83,214	84,277	83,141	83,695
	成果報酬等	-	-	-	-
	旅費その他	-	-	-	-
計(a)		83,214	84,277	83,141	83,695
参考値 (b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)		83,214	84,277	83,141	83,695

### (注記事項)

委託費の内容は以下のとおりです。

#### 1. 財務省税関研修所

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
点検等及び保守業務	4月1日～3月31日	48,157千円	48,157千円	48,157千円	48,157千円
植栽及び緑地等管理業務	4月1日～3月31日	4,078千円	4,639千円	3,987千円	4,391千円
庁舎等清掃業務	4月1日～3月31日	11,280千円	11,696千円	11,311千円	11,402千円
計		63,515千円	64,493千円	63,455千円	63,950千円

#### 2. 関税中央分析所

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
点検等及び保守業務	4月1日～3月31日	14,927千円	14,927千円	14,927千円	14,927千円
植栽及び緑地等管理業務	4月1日～3月31日	1,097千円	1,174千円	1,085千円	1,138千円
庁舎等清掃業務	4月1日～3月31日	3,675千円	3,683千円	3,674千円	3,679千円
計		19,699千円	19,784千円	19,686千円	19,745千円

2 従来の実施に要した人員(受託者における税関研修所及び関税中央分析所の管理・運營業務従事者) (単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
常勤職員	6	6	6	6
非常勤職員	8	8	8	11

(業務従事者に求められる知識・経験等)

業務責任者については、管理・運營業務の類の業務に係る実務経験10年以上程度の者とする。

業務実施に必要な法定資格は次のとおりとする。また、個々の業務に従事するものについては、当該業務の経験を有しているものが望ましい。

- ・第3種電気主任技術者
- ・1級ボイラー技士
- ・乙種4類危険物取扱者
- ・エネルギー管理員講習修了者
- ・昇降機検査資格者
- ・建築物環境衛生管理技術者
- ・2級ボイラー技士
- ・第2種電気工事士
- ・第1種電気工事士
- ・アナログ第1種
- ・自動ドア施工技能士
- ・消防設備士(甲・乙)
- ・消防設備点検資格者
- ・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者

※ 詳細は仕様書を参照。

(業務の繁閑の状況とその対応)

該当なし

(注記事項)

過去における業務別従事者数

	人員							
	税関研修所				関税中央分析所			
	22年度	23年度	24年度	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度
点検・保守業務	3	3	3	3	3	3	3	3
植栽・緑地業務	8	6	6	7	4	3	3	3
日常清掃	5	5	5	5	3	3	3	3
定期清掃	31	33	30	29	10	10	10	10

※点検・保守業務については、常駐を要する者の人数として3名程度、また常駐者のほか定期・不定期な点検・保守の各業務の実施に要する者の人数は平均3名程度。

※定期清掃業務については、平均人数。

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

・業務に係る施設・設備等

(1) 監視室(税関研修所本館・関税中央分析所)

設備	数量	設備	数量
中央監視装置	2	電話	2
太陽光発電システム (パソコン・プリンタ・ラック)	1		
ロッカー	3		
キャビネット	7		
事務机	6		
椅子	6		

(2) 事務室(税関研修所別館)・・・1室

設備	数量
事務机	2
脇机	2
椅子	2

(3) 清掃員控室(清掃用具置き場含む)・・・1室

(注記事項)

・業務の遂行に必要な施設・設備等を無償で使用することができる

### 4 従来の実施における目的の達成の程度(例)

財務省税関研修所及び関税中央分析所で実施した施設管理・運營業務に係る目的の達成の程度

①施設利用者アンケートの結果

(平成22年度～25年度) ※アンケートは研修生に対してはその都度、職員に対しては年2回実施。

税関研修所

年度	回答人数	評価
22年度	836名(うち職員54名)	90.4%
23年度	824名(うち職員53名)	89.0%
24年度	784名(うち職員47名)	88.1%
25年度	855名(うち職員51名)	87.3%

関税中央分析所

年度	回答人数	評価
22年度	職員36名	75.4%
23年度	職員30名	89.3%
24年度	職員30名	81.4%
25年度	職員26名	90.0%

②管理・運營業務の不備に起因する研修及び分析業務の中断回数(0回)

③管理・運營業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の回数(0回)

④管理・運營業務の不備に起因する施設利用者の怪我の回数(0回)

## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

1. 業務フロー等については、別紙「当期の仕様書類」を参照してください。
2. 従来業務の業務分担及び民間競争入札による業務分担の関係は「財務省税関研修所の管理・運営業務区分表」のとおりです。

1. 財務省税関研修所における年度別利用者人数については、次のとおりです。

	22年度	23年度	24年度	25年度
4月	8,007人	4,020人	4,393人	3,827人
5月	8,106人	4,064人	4,440人	3,993人
6月	4,365人	2,439人	2,459人	2,390人
7月	1,906人	2,308人	2,054人	2,677人
8月	2,725人	2,622人	2,571人	2,907人
9月	2,749人	3,232人	3,196人	2,933人
10月	3,635人	3,707人	3,538人	4,043人
11月	3,633人	3,609人	3,274人	3,669人
12月	1,519人	1,366人	2,224人	2,411人
1月	1,214人	1,166人	1,562人	1,569人
2月	2,042人	1,619人	2,184人	1,752人
3月	359人	387人	426人	424人
計	40,260人	30,539人	32,321人	32,595人

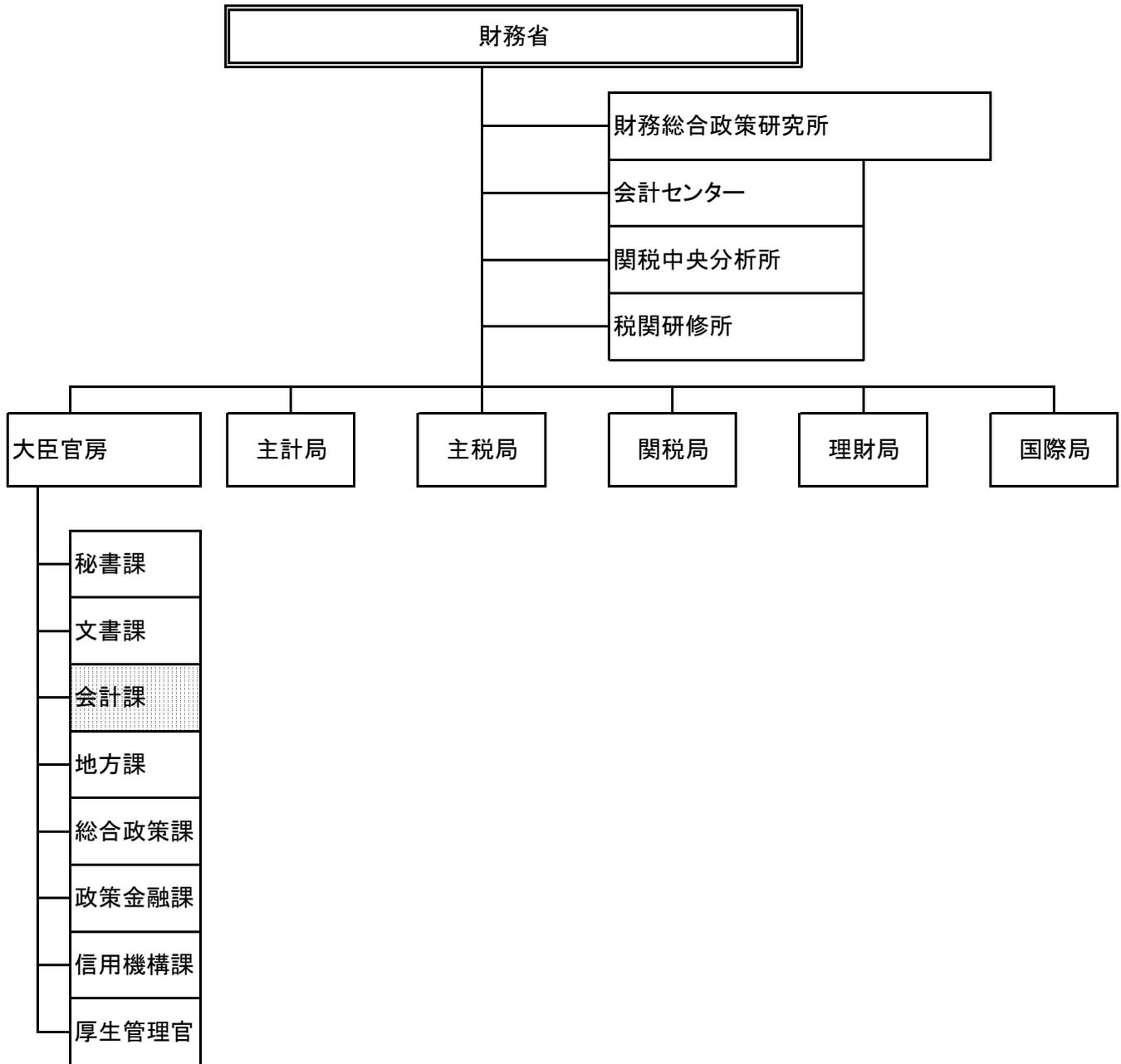
※表示人数については、延べ人数

研修ごとに《参加者×開催日数》を算出し、月ごとに集計している。

(注記事項)

財務省組織図については次頁参照。

# 財務省組織図(抜粋)



※入札対象業務の検査・監督業務については、主に大臣官房会計課で行なっているが、案件により異なる場合もある。

財務省税関研修所及び関税中央分析所の管理・運營業務区分表

業務	現状		民間競争入札		備考
	財務省	受託者	財務省	受託者	
1.建築設備管理業務		○		○	
2.機械設備保守点検業務		○		○	
3.昇降機保守業務		○		○	
4.電気設備保守点検業務		○		○	
5.電話設備保守業務		○		○	
6.電気時計設備保守業務		○		○	
7.放送設備保守業務		○		○	
8.消防用設備保守点検業務		○		○	
9.自動扉保守業務		○		○	
10.自動シャッター保守業務		○		○	
11.執務環境測定業務		○		○	
12.廃水処理装置ほか保守業務		○		○	
13.植栽及び緑地等管理業務		○		○	
14.清掃等業務		○		○	

## 施設アンケート

研修生  職員 \_\_\_\_\_  
(研修名: \_\_\_\_\_)

庁舎内の施設環境等についての感想をお聞かせ下さい。

## 1. 施設内の清掃について

- 1-1 施設内の床及び階段の清掃は行き届いていましたか。  
 満足  ほぼ満足  普通  やや不満  不満
- 1-2 施設内のトイレの清掃は行き届いていましたか。  
 満足  ほぼ満足  普通  やや不満  不満
- 1-3. 浴室及び脱衣所の清掃は行き届いていましたか。  
(税関研修所(本館)寄宿舍宿泊者のみ対象)  
 満足  ほぼ満足  普通  やや不満  不満

上記の1-1から1-3までの清掃について、良かった点・悪かった点をお聞かせ下さい。(具体例等でも結構です。)

[ ]

## 2. 施設の管理について

- 2-1 共用施設の消耗品(蛍光灯、トイレトーパー、石鹼等の補充すべき消耗品)は補充されていきましたか。  
 満足  ほぼ満足  普通  やや不満  不満
- 2-2 空調・温度は各室の設定値どおり適切に管理されていきましたか。  
 満足  ほぼ満足  普通  やや不満  不満
- 2-3 施設内の樹木(植栽の管理、雑草等)の管理状況はどうでしたか。  
 満足  ほぼ満足  普通  やや不満  不満
- 2-4 害虫駆除について、薬剤の散布方法など作業状況等についてどうでしたか。  
 満足  ほぼ満足  普通  やや不満  不満
- 2-5 施設の不具合・修繕等(軽微なもの)についての対応はどうでしたか。  
 満足  ほぼ満足  普通  やや不満  不満
- 2-6 各作業において、研修、その他事務に支障をきたさないよう適切な配慮はとられていましたか。  
 満足  ほぼ満足  普通  やや不満  不満

上記の2-1から2-6までの施設の管理状況について、良かった点・悪かった点をお聞かせ下さい。  
(具体例等でも結構です。)

[ ]

アンケートは以上になります。御協力ありがとうございました。

実施要項案2.2.1 管理・運營業務の質研修生「施設アンケート」(別紙3)の点数【研修終了時及び半期毎(職員)実施 それぞれの各設間について普通以上の回答が80%以上】について

- ① 研修生、税関研修所職員及び関税中央分析所職員の各設間において普通以上の回答が80%以上を達成すること。(研修生は研修毎、職員については半期毎での結果より算出)
- ② 研修生のアンケート実施は、各研修終了時に行い、各年度末の全研修終了時に集計結果を出す。
- ③ 職員(税関研修所及び関税中央分析所)のアンケートは、半期ごとに行い、各年度末に集計結果を出す。

※各アンケート実施結果は民間業者に提示する。

【別紙4】

【様式1】

## 管理・運營業務企画書

### 1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

※入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者



3. 本業務実施の考え方

※ 安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において得に重視するポイント等を記載すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務体制の管理方法

※ 本実施要項(第1章)で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を記載すること。  
業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載すること。

5. 管理・運営業務の実施全般に対する提案

※以下の項目について、簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、点検等及び保守業務、植栽及び緑地等管理業務、清掃等業務毎に提案書を作成することができる。

1. 管理・運営業務の運営全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項



(2)植栽及び緑地等管理業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			
(3)清掃等業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

■提案を行う各業務の項目ごとに作成する。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

※緊急時(管理・運營業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

# 仕 様 書

## I. 業務概要

1. 業務名称：財務省税関研修所及び関税中央分析所の管理・運営業務 一式

2. 業務場所：千葉県柏市柏の葉6-4-2 財務省税関研修所内  
千葉県柏市柏の葉6-3-6 財務省税関研修所寄宿舍別館内  
千葉県柏市柏の葉6-3-5 関税中央分析所内

3. 契約期間：平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 4. 業務仕様

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書(最新版)」(以下「共仕」という。)による。
- (2) 本仕様書及び共仕に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。
- (3) 業務報告書の作成に当たっては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き(最新版)」による。点検業務にあつては写真等も添付する。
- (4) 本業務で適用する事項は、●印及び※印の付いたものである。
- (5) 業務の再委任  
管理業務における主要な部分(総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断)全部を再委任してはならない。主要な部分以外を再委任する場合は、その関係を明確(施工体制台帳等の作成)にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。また、電気工作物の保安業務について再委任は認めない。(受注者名で経済産業省に届出を行う。)
- (6) 守秘義務  
本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- (7) 著作権その他  
著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。
- (8) 既存施設への養生等  
既存の建築物及び工作物に汚損及び損傷を与えないよう十分注意するとともに、汚損及び損傷等を与える恐れのある場合は養生を行う。なお、万一汚損及び損傷を与えた場合は、直ちに施設管理担当者に報告するとともに受注者の責任において速やかに復旧するものとする。
- (9) 関係法令の遵守及び届出等  
受注者は管理業務履行上、関係諸法令、条例、規則等を遵守する。また、関係諸法令等に基づく官公署等への各種手続・届出等の業務を受注者の負担にて代行する。
- (10) 点検・保守が困難な部分  
点検・保守が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者と協議する。
- (11) 点検・保守等で使用する物品等  
受注者は業務において使用する物品等が環境物品等の調達推進等に関する法律に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品を使用すること。
- (12) 各定期点検及び保守業務期間  
点検・保守は別に定める期日、期間中に実施すること。ただし、定期点検及び保守業務終了後でなければ確認できない事項については事前に施設管理担当者と協議する。

## 5. 建物概要

- (1) 財務省税関研修所(本館)
  - 1) 敷地面積 41,002㎡
  - 2) 構造 RC造
  - 3) 建物名・(階数)・延床面積
    - ① 事務棟・(2階)・1,341㎡
    - ② 研修棟・(3階)・4,554㎡

- ③ 管理棟・(2階)・2,774㎡(地下階有)
  - ④ 講堂・(2階)・645㎡
  - ⑤ 体育館・(2階)・2,697㎡
  - ⑥ 寄宿舍棟・(6階)・5,949㎡
  - ⑦ プール棟・(2階)・215㎡
- 4) 総延床面積 18,175㎡(その他雑建物有)

- (2) 財務省税関研修所寄宿舍別館(別館)
  - 1) 敷地面積 3,410㎡
  - 2) 構造 RC造
  - 3) 階数 地上5階
  - 4) 延床面積 3,027㎡
- (3) 関税中央分析所(中分)
  - 1) 敷地面積 12,735㎡
  - 2) 構造 RC造
  - 3) 階数 地上3階
  - 4) 建物名・延床面積
    - ① 事務棟・1,481㎡
    - ② 研究棟・3,418㎡
  - 5) 総延床面積 4,899㎡(その他雑建物有)

## 6. 対象業務

本仕様書の対象業務は、次のとおりとする。

- (1) 建築設備運転・監視及び日常点検・保守業務
  - 1) 機械設備運転監視業務
  - 2) 電気設備運転監視業務
  - 3) 設備遠方監視業務
- (2) 機械設備保守点検業務
  - 1) 冷暖房設備等点検整備
  - 2) ファンコイルユニット等フィルター洗浄業務
  - 3) 冷却塔循環水ほか水質検査業務
  - 4) 煤煙等測定業務
  - 5) 貯水槽等清掃業務
  - 6) 飲料水水質検査業務
- (3) 昇降機保守業務
- (4) 電気設備保守点検業務
  - 1) 自家用電気工作物保安管理業務
  - 2) 受変電設備点検整備
  - 3) 電気設備点検整備
  - 4) 電話設備保守業務
  - 5) 電気時計設備保守業務
  - 6) 放送設備保守業務
- (5) 消防用設備等点検業務
- (6) 建具保守点検業務
  - 1) 自動扉保守業務
  - 2) 自動シャッター保守業務

## (7) 執務環境測定業務

- 1) 空気環境測定業務
- 2) 照度測定業務

## (8) 廃水処理装置ほか保守点検業務

- 1) 廃水処理装置保守業務
- 2) 純水製造装置保守業務
- 3) 廃ガス洗浄装置保守業務
- 4) 水素ガス感知設備等保守業務
- 5) クリーンルーム装置保守業務

## (9) 官公庁の施設等に関する法律に基づく定期点検

## (10) 保守点検業務共通事項

## (11) 植栽及び緑地等管理業務

## (12) 庁舎等清掃業務

## II. 共通仕様

### 1. 業務関係図書

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- 業務計画書【共仕第1編 1.2.1】 (作業着手前まで)
- 緊急時連絡表 (作業着手前まで)
- ※ 作業計画書【共仕第1編 1.2.2】 (協議のうえ業務開始後速やかに)
- 防災対応表 (協議のうえ業務開始後速やかに)

### 2. 業務資料【共仕第1編 1.2.3】

業務の実施に先立ち、次の関係資料を閲覧可能とする。

- (1) 諸官庁提出書類控え
  - 官公署届出書類一覧表
- (2) 点検・検査記録簿関連
  - エネルギー消費記録
  - 検針記録
  - 事故・修繕・更新記録
  - 空気環境測定記録
  - 定期自主検査記録
  - 建築設備定期検査記録
  - 消防設備点検結果報告書
  - 昇降機定期検査記録
  - ばいじん濃度測定記録
- (3) 図面類
  - 完成図
  - 機器完成図
  - 試験成績書
- (4) その他
  - 取扱説明書
  - 保全に関する資料
- (5) 管理資料
  - 備品・予備品

### 3. 業務の記録【共仕第1編 1.2.4】

次の管理用記録書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。

- メンテナンス用台帳類
- 計画・報告書類
- 作業日誌類
- 事故・修繕・打合せ記録等
- 運転記録簿
- 計測記録簿
- 点検記録簿

## 4. 業務の報告【共仕第1編 1.4.7】

報告書等による報告期限(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。)

日常点検業務 翌日9時30分まで(翌日が休日の場合、休日明け)

定期点検業務 翌月の1日まで(翌日が休日の場合、休日明け)

又は、別に定める業務期間の終了後速やかに提出する。

## 5. 業務責任者【共仕第1編 1.3.2】

(1) 業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって施設管理担当者に提出する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

※ 氏名 ※ 生年月日 ※ 業務経歴書

※ 業務に関する資格者証(写) ※ 受注者との雇用関係を証明する書類

(2) 業務責任者は、次の実務経験を有する者を配置する。

- 建築設備管理業務の実務経験10年以上程度

(3) 業務責任者は、業務実施期間中現場に常駐する。

## 6. 業務担当者【共仕第1編 1.4.1】

(1) 本業務の実施に先立ち、業務担当者に関する次の事項について、書面をもって施設管理担当者に提出する。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

※ 氏名 ※ 生年月日 ※ 業務経歴書

※ 業務に関する資格者証(写)

(2) 業務担当者は、次の実務経験を有する者を配置する。

- 業務担当者は、その作業の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業を行う。

## 7. 法定資格者の選任

(1) 業務実施上必要な法定資格者を選任し業務を行う。

(2) 下記の有資格者に法的な業務の責任者として選任し届出を行う。

- 第3種電気主任技術者
- 1級ボイラー技士
- 乙種4類危険物取扱者

- エネルギー管理員講習修了者

- 昇降機検査資格者(建築基準法・官公法で規定される昇降機の点検が可)

- 登録建築設備検査資格者講習修了者(建築基準法・官公法で規定される建築設備(昇降機除く)の点検が可)

(3) 業務の実施に先立ち、次の事項について書面をもって施設管理担当者に提出する。

※ 氏名 ※ 生年月日 ※ 業務経歴書

※ 業務に関する資格者証(写)

## 8. 廃棄物の処理等【共仕第1編 1.5.1】

(1) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、原則として、受注者負担とする。ただし、次の発生材は除く。

- ランプ類
- オイル類

(2) 収集した廃棄物の集積場所は、施設管理担当者が指定する構内指定場所とする。

## 9. 建物内施設等の利用【共仕第1編 2.1.1】

当該業務を実施するため、次に示す居室等を利用することができる。

- 休憩室
- 仮眠室
- 
-

### 10. 駐車場の利用【共仕第1編 2.1.3】

施設内の駐車場の利用は次による。

- 利用できる( 台分)
- 利用できない(ただし、作業上止むを得ず駐車する必要がある場合は別途協議による。)

### Ⅲ. 特記仕様

#### 1. 受注者の負担の範囲【共仕第1編 1.1.3】

受注者の負担の範囲は、次による。

- 点検に必要な工具、計測機器等 (機器に付属しているものを除く)
- 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等
- 文具等の事務消耗品、コピー代
- 緊急時を除く、業務の実施に必要な外線電話等の設置及び使用にかかる費用

### Ⅳ. 財務省税関研修所ほか建築設備運転監視及び日常点検保守業務

#### 1. 業務内容

本施設各所に設置されている次の建築設備の機能を常に最高の状態に保ち、日常の使用に支障のないよう管理、運転に関する全ての業務を行うものである。

#### 2. 業務の対象設備

(1) 本館

設備区分	機器名	数量
機械設備 空気調和設備	・冷温水発生機	2基
	・冷却塔	2基
	・ユニット形空調機	15台
	・空気清浄装置	16台
	・ファンコイルユニット	353台
	・冷温水ポンプ	8台
	・冷却水ポンプ	2台
	・送風機	33台
	・全熱交換器	194台
	・エアコン	13台
	・空調・衛生用中央監視装置	1式
	・上記用配管、ダクト類	1式
	衛生設備	・受水槽
・高置水槽		2基
・揚水ポンプ		2台
・鑄鉄製ボイラー		2基
・貯湯槽		3基
・地下オイルタンク		1基
・循環ろ過装置		3組
・給湯用循環ポンプ・排水ポンプ等		18台
・便所(大・小便器、洗面器等)		1式
・上記用配管類		1式
・標記以外の機械設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備	1式	
電気設備	・高圧受変電設備(電圧:6.6KV 設備容量:1000KVA)	1式
	・太陽光発電設備(高圧連係:30KW)	1組
	・非常用発電設備(定格容量:200KVA)	1組
	・直流電源装置	1組
	・DC/AC変換器	1組
	・電灯・コンセント設備	1式
	・動力設備等	1式
	・構内外灯設備	1式
	・構内配電線路	1式
	・電気・防災用中央監視装置	1式
	・標記以外の電気設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備	1式

2) 別館

設備区分	機器名	数量	
機械設備 空気調和設備	・冷温水発生機	1基	
	・冷却塔	1基	
	・ユニット型空調機	1台	
	・ファンコイルユニット	96台	
	・冷温水ポンプ	1台	
	・冷却水ポンプ	1台	
	・送風機	3台	
	・全熱交換器	91台	
	・エアコン	3台	
	・自動制御設備	1式	
	・上記用配管、ダクト類	1式	
	衛生設備	・真空式温水発生機	2基
		・貯湯槽	1基
・揚水ポンプ		2台	
・受水槽		1基	
・高置水槽		1基	
・給湯用循環ポンプ・排水ポンプ等		4台	
・便所（大・小便器、洗面器等）		1式	
・上記用配管類		1式	
・標記以外の機械設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備		1式	
電気設備		・高圧受変電設備（電圧：6.6KV 設備容量：400KVA）	1式
	・非常用発電設備（定格容量：75KVA）	1組	
	・直流電源装置	1組	
	・電灯・コンセント設備	1式	
	・動力設備等	1式	
	・構内外灯設備	1式	
	・構内配電線路	1式	
	・標記以外の電気設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備	1式	

3) 中分

設備区分	機器名	数量	
機械設備 空気調和設備	・冷温水発生機	1基	
	・冷却塔	1基	
	・冷温水ポンプ	1台	
	・冷却水ポンプ	1台	
	・コンパクト型空調機	5台	
	・ファンコイルユニット	42台	
	・エアコン	13台	
	・マルチ型エアコン	35組	
	・送風機	51台	
	・全熱交換器	49台	
	・機械設備	1式	
	備・電気設備	1式	
	・防災用中央監視装置	1式	
		研究棟設置分含む	

設備区分	機器名	数量
	・クリーンルーム装置	1台
	・空調・衛生用中央監視装置	1式
	・上記用配管、ダクト類	1式
衛生設備	・受水槽	1基
	・加圧給水ポンプユニット（飲料水用）	1台
	・加圧給水ポンプユニット（実験純水用）	1台
	・瞬間湯沸器（4連マルチ型）	1組
	・貯湯式電気温水器	5台
	・給湯用循環ポンプ・排水ポンプ等	3台
	・便所（大・小便器、洗面器等）	1式
	・上記用配管類	1式
	・標記以外の機械設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備	1式
	電気設備	・高圧受変電設備（電圧：6.6KV 設備容量：975KVA）
・直流電源装置		2組
・電灯・コンセント設備		1式
・動力設備等		1式
・構内外灯設備		1式
・構内配電線路		1式
・標記以外の電気設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備		1式

※機器の詳細な仕様は別紙機器表による。

3. 業務の方法

業務の方法は次の区分による。

(1) 機械設備運転・監視業務

- 業務対象の設備が日常の使用に支障のないよう、機器の始動、切替、停止及びこれに付随する作業、並びに正常運転の維持と、異常を発見することを目的として、主として視覚、聴覚、嗅覚、触覚等により監視装置等を、巡回等によって実施する管理、運転、監視を行う。  
また、対象設備等の機能を維持するため測定器具等による測定並びに点検調整、清掃及び薬品補充等の作業を行う。
- 受注者は、日常巡回点検・定期巡回点検等により、機械等の正常運転を維持し、異常があった場合は早期に発見し事故防止に努める。
- 簡単な機器の修理及び部品の取替等を行う。
- 受注者は、消防法で定める危険物設備の点検、計測、警報設備等の動作確認を行い、記録する。
- 受注者は、給水（本館：2カ所、別館：2カ所、中分：1カ所）の残留塩素を毎日測定し記録する。
- 受注者は、給湯（本館：2カ所、別館：1カ所）施設管理担当者の指定する1箇所）の残留塩素を7日に1回測定し記録する。
- 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」その他関係諸法令により、業務の性質上当然実施するべきものは行う。
- 受注者は、施設内に設置されている浴室及びプール用ろ過装置について、定期的に薬液の補充を行う。  
※プール用においてはプール利用期間中(7~9月)のみとする。

(2) 電気設備運転・監視業務

- 受注者は、日常巡回点検・定期巡回点検等により、電気工作物の正常運転を維持し、異常があった場合は早期に発見し事故防止に努める。また、軽微な故障の修理を行う。

(3) 設備遠方監視業務

- 1) 本業務は、財務省税関研修所（本館・別館）及び関税中央分析所中央監視装置に接続されている全ての機器について、構外のサービスセンターにより運転状態等の遠方監視を行うもので、機器の異常が発見された場合には、速やかに現場常駐員と連絡を取るとともに応急処置を行う。
- 2) 本業務は、契約期間中において機器の故障・異常等による警報発生時に現場常駐員が不在の場合（時間外）、又は常駐者にて処置できない場合は、サービスセンターより技術員を派遣し、速やかに（30分程度）現場に向かうとともに、機器の故障等の応急処置にあたる。
- 3) 本業務を行うにあたり、前文の業務に必要な機器の改造及び通信網の整備等は、施設管理担当者の承諾を得た後に行うとともに、これらに係る費用は、全て受注者の負担とする。
- 4) 現在の遠方監視システムは、財務省税関研修所（本館）及び関税中央分析所に設置されている中央監視装置と構外にある広域集中遠方監視システムを公衆回線を使用して接続しており、アズビル株式会社が開発運用しているシステムである。本業務においては、本システムを利用または、受注者の独自システムによるものとし、変更に必要な経費は、全て受注者の負担とする。  
なお、施設側（公衆VPN）からサービスセンターへの接続に必要な通信費は発注者の負担とするが変更が必要な場合は全て受注者側の負担にて行う。

(4) 機械・電気設備運転・監視業務共通事項

- 1) 受注者は、日常運転業務日誌、日常巡回点検、定期巡回点検の測定及び記録をする。また、ガス・水・油・電力等光熱水の使用状況を日常記録し月毎に取りまとめる。
- 2) 受注者は、従事者の勤務予定表（1月分）を当該月の5日前までに施設管理担当者に提出する。
- 3) 火災、断水、停電等その他災害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、施設管理担当者に連絡する。また、勤務時間外に災害等発生し、施設管理担当者等から緊急連絡を受けた場合は、必要な処置を講ずることとする。
- 4) 外注の機器定期整備の際は、施設管理担当者の補助者として立会いを行い、関係者への連絡調整を行う。

#### 4. 従事者の勤務時間及び資格等

- (1) 従事者の勤務時間は下記のとおりとする。

勤務日	勤務時間Ⅰ	勤務時間Ⅱ	勤務時間Ⅲ
平日	08:30～17:00 常駐人員2名以上	14:00～22:30 常駐人員2名以上	08:30～12:30 常駐人員1名以上
休日		14:00～22:30 常駐人員2名以上	

- (2) 施設管理担当者は、受注者に対し必要に応じて、勤務時間の延長及び休日の勤務を行わせる。  
なお、その場合の費用負担は別途とする。
- (3) 休日とは、行政機関の休日に関する法律に定める休日とする。ただし、年末年始については、12月29日から1月3日までを休日とする。
- (4) 従事者の資格は次のとおり
  - 1) 責任者は1級ボイラー技士、乙種危険物取扱者（第四類）の資格を2以上有すること。また、ボイラー取扱責任者は、厚生労働省に対する責任者とする。
  - 2) その他従事者は、2級ボイラー技士、乙種危険物取扱者（第四類）の資格を2以上有すること。
  - 3) 従事者全員で上記1) 2)に記載された資格の他に、第二種電気工事士の資格を有すること。
- (5) 受注者は、あらかじめ従事者を定め、従事者名簿（業務経歴添付）を施設管理担当者に提出する。なお、従事者はみだりに交代させてはならない。
- (6) 従事者の勤務時間について上記に定めのない場合は、施設管理担当者との協議の上、決定することが出来る。

## V. 機械設備保守点検業務

### 1. 点検整備業務概要

本施設に設置されている冷暖房設備及び給排水設備等が日常の使用について支障無く、かつ、設備の機能が円滑に運転できるよう点検、保守を行う。

### 2. 冷暖房設備等点検整備

#### (1) 業務仕様

- 点検整備の内容は、共仕の該当する項目及び下記の特記項目による。
- 点検整備の詳細は点検内容に基づいて項目毎に掲げた点検表を作成し、施設管理担当者の承認を受けたのち項目に従って実施する。
- 点検整備は施設管理担当者の指定する日（冷房設備は5月下旬、暖房設備は11月上旬とし、詳細な日程は施設管理担当者との協議による）より冷暖房設備が稼働できるように行う。  
ただし、冷暖房設備の稼働後でなければ点検整備ができないものは、冷暖房設備の稼働後とする。

#### (2) 凡例

- イン＝シーズンイン点検の点検項目
- オン＝シーズンオン点検の点検項目
- オフ＝シーズンオフ点検の点検項目
- 年＝点検周期年1回と表示された点検項目
- 6月＝点検周期6月1回、又は年2回と表示された点検項目
- 3月＝点検周期3月1回と表示された点検項目
- 月＝点検周期月1回と表示された点検項目
- 冷1回＝冷房設備点検時に、点検項目又は特記事項の点検を1回行う。
- 暖1回＝暖房設備点検時に、点検項目又は特記事項の点検を1回行う。

#### (3) 業務実施時期

- 冷房設備点検整備 4月1日～10月15日
- 暖房設備点検整備 10月16日～1月31日

#### (4) 吸収冷温水発生機・・・本館：2基、別館：1基、中分：1基

- イン・オン・オフ＝冷1回・暖1回
- 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
冷却水系 チューブ洗浄	凝縮器及び吸収器のチューブ内をブラシ洗浄し、腐食・損傷の状態を点検する。 水室を開放後清掃を行い、錆等の腐食をケレンした後、蓋内面に防錆塗装を施す。 蓋の取付ボルトを組付けた後塗装を行う。	本館 (RB-1・RB-2) 別館 (RH-1)
	凝縮器及び吸収器のチューブ内を中性系の薬剤にて洗浄する。	中分 (RH-1)

#### (5) 冷却塔・・・本館：2基、別館：1基、中分：1基

- イン・オン・オフ＝冷1回
- 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
自動ブロー装置	導電率計の電極の点検及び線上実施。 導電率設定ツマミを変化させ電動弁の動作を確認する。 電動弁開閉時の水の状態確認。	
水質	冷却水配管の水を入れ替える。(発生機～冷却塔の機器間全て) 有機系殺菌剤による薬品洗浄を冷房開始前に行う。 各系統ごとの保有水量は下記のとおり。 本館 CT-1系統：約18.1m <sup>3</sup> CT-2系統：約13.0m <sup>3</sup> 別館 CT-1系統：約2.7m <sup>3</sup> 中分 CT-1系統：約2.6m <sup>3</sup> 薬品洗浄後水張りを行い、防製剤を投入する。 各系統ごとの投入量は下記のとおり。 本館 CT-1系統：4ℓ CT-2系統：3ℓ 別館 CT-1系統：2ℓ 中分 CT-1系統：1ℓ	全台数実施する。

#### (6) 還水槽・・・本館：1基

- 年＝冷1回
- 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
本体	水槽内部の清掃を行う。	

#### (7) 開放型膨張水槽・・・本館：1基(空調用)、中分：1基(空調用)

#### (8) 密閉型膨張水槽・・・本館：2基(給湯用)、別館：2基(空調用・給湯用)、中分1基(給湯用)

- 年＝冷1回
- 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
本体	水槽内部の清掃を行う。	清掃後防錆剤を各3ℓを投入する。(空調用のみ)
水槽廻り配管	安全逃し弁、圧力計・空気抜き弁等の機能点検を行う。	

(9) ユニット形空気調和機・・・本館：15台、別館：1台、中分：5台（コンパクト形）

- 1) イン＝冷1回、オン＝暖1回
- 2) 下記の特記事項＝冷1回・暖1回

点検箇所	備 考	
外観	本体（屋内機及び屋外機）をウエス、刷毛等を用いて清掃する。	
送風機及び電動機	給油できる構造の軸受けには給油する。	
ダンパー	作動の良否及び損傷・異音・振動の有無を点検する。 作動不良がある場合は、調整を行う。 回転軸、ウォームギヤに潤滑油を補給する。	
ドレンパン	ドレンパンを清掃する。	
弁類	作動の良否を点検する。	
ストレーナー	ストレーナーを開放し、堆積物を除去する。	
制御盤	共仕3. 2. 3制御盤による。	
加湿器	使用開始前に通水しエレメント内部の清掃する。 噴霧状態を目視にて確認し、ノズルが詰まっている場合は清掃する。	気化式の場合 噴霧式の場合
吸込ガラリ	レターンガラリの清掃を行う。	

(10) ファンコイルユニット

- 1) 床置形・・・本館：137台、別館：0台、中分：30台
- 2) 天吊形・・・本館：0台、別館：0台、中分：0台
- 3) 天井隠ぺい形（カセット形含む）・・・本館：216台、別館：96台、中分：12台
  - ① 年＝冷1回
  - ② 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
外観	本体（外面及び内面）をウエス等を用いて清掃する。	
熱交換機（コイル）	エア－抜きを行う。 流量調整弁にて冷温水の流量を調整する。	
ドレンパン	ドレンを清掃する。 ファンコイルユニット全数に、防錆剤混合水（防錆剤濃度 300 cc/m <sup>3</sup> ）を投入する。	
温度測定	吸込・吹出口の温度測定を行う。	

(11) エアコン、マルチエアコン（パッケージ空調機適用）

- 1) エアコン・・・本館：13台、別館：3台、中分：13台
- 2) マルチエアコン・・・中分：35組
  - ① イン＝冷1回、オン＝暖1回
  - ② 下記の特記事項＝冷1回、暖1回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
外観	本体（外面及び内面）をウエス等を用いて清掃する。	
ドレンパン	ドレンを清掃する。	
温度測定	吸込・吹出口の温度測定を行う。	

(12) 空気清浄装置

- 1) パネル形〈Ⅰ〉 本館：15台・別館：0台・中分：0台
- 2) 自動巻取形〈Ⅱ〉 本館：1台・別館：0台・中分：0台
- 3) 電気集塵機〈Ⅲ〉 本館：0台・別館：0台・中分：0台
- 4) 電気集塵機〈Ⅳ〉 本館：0台・別館：0台・中分：0台
  - ① 年＝冷1回 6月＝冷1回・暖1回 3月＝冷1回・暖1回 月＝冷1回・暖1回
  - ② 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
集塵部	電気集塵器セルを取出し、薬品洗浄を行う。〈Ⅲ・Ⅳ〉 洗浄後は十分に乾燥させた後、全台数取付ける。	〈Ⅲ・Ⅳ〉 数量は機器仕様表よる。
高圧電源部	高圧部、高圧リード線点検、確認。 電極部点検、絶縁抵抗測定を行う。 電圧を測定する。	〈Ⅲ・Ⅳ〉
制御盤	共仕3. 2. 3制御盤による。	〈Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ〉
その他	電気集塵機は製造者の基準に基づく点検を実施する。	〈Ⅲ・Ⅳ〉

(13) 空調用ポンプ

- 1) 冷温水ポンプ 本館：8台、別館：1台、中分：1台
- 2) 冷却水ポンプ 本館：2台、別館：1台、中分：1台
  - ① 冷温水ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
  - ② 冷却水ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷1回、月＝冷1回
  - ③ 下記の特記事項＝冷1回・暖1回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
電動機等	給油できる構造の軸受けには給油する。 潤滑油の量・汚れの状態を点検する。 油量不足の場合は補充し、汚れの場合は交換する。	

点検箇所	点検事項	備考
冷却水薬注装置	薬注タンク、ポンプの破損、ホースの劣化・詰まりの有無を確認する。 薬液ポンプの絶縁抵抗測定を行い規定値以上あることを確認する。	冷却水ポンプのみ

(14) 給排気用送風機・・・本館：33台、別館：3台、中分：51台

- 1) 年＝冷1回、6月＝冷1回・暖1回、月＝冷1回・暖1回
- 2) 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
送風機及び電動機	給油できる構造の軸受けには給油する。	
ダンパー	作動良否及び損傷・異音・振動の有無を点検する。 作動不良がある場合は調整する。 回転軸、ウォーム気やに潤滑油を補給する。	

(15) 全熱交換器・・・本館：194台、別館：91台、中分：49台

- 1) 年＝冷1回・6月＝冷1回・月＝冷1回
- 2) 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
送風機及び電動機	給油できる構造の軸受けには給油する。	
ダンパー	作動良否及び損傷・異音・振動の有無を点検する。 作動不良がある場合は調整する。 回転軸、ウォーム気やに潤滑油を補給する。	

(16) 給湯用ボイラー・・・本館：2基

- 1) 年（性能点検）＝暖1回、月＝暖1回
- 2) (17)真空式温水発生機・2)特記事項による。＝暖1回、月＝暖1回

(17) 真空式温水発生機・・・別館：2基

- 1) 6月＝冷・暖各1回
- 2) 下記の特記事項＝暖1回、月＝暖1回

点検箇所	点検事項	備考
ダンパー	煙導ダンパーの作動の良否を点検する。	

(18) オイルタンク（地下式）・・・本館：1基

- 1) 年（漏洩点検）・月（月例点検）＝暖1回
- 2) 下記の特記事項＝暖1回

点検箇所	点検事項	備考
本体	マンホール内部の点検を行い、清掃及び錆止め塗装を行う。	

(19) 貯湯槽・・・本館：3基、別館：1基

- 1) 年（性能点検）＝暖1回、月＝暖1回（別館1基は月＝暖1回のみ）
- 2) 下記の特記事項＝暖1回、月＝暖1回

点検箇所	点検事項	備考
本体	内部の清掃、消毒を行う。	清掃方法は飲料水水槽に準ずる。
加熱管	加熱管を引き出し、フランジ面及び加熱管外部の劣化の有無を点検する。異物等に付着がある場合は除去、洗浄する。本体内部を清掃し、損傷の有無、錆の状態を点検する。	
ストレーナー	ストレーナーを開放し、堆積物を除去する。	
電気防食装置	槽内電極の取付状態点検、装置の動作確認及び電流計の指針状態を点検する。	

(20) 衛生用ポンプ・・・本館：20台、別館：6台、中分：4台

- 1) 揚水・給水ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 2) 加圧給水ポンプユニット 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 3) 温水循環・給湯用循環ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 4) ボイラー給水ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 5) 真空給水ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 6) 噴水用ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 7) 排水ポンプ・乾式水中ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 8) 下記の特記事項＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回

点検箇所	点検事項	備考
電動機等	給油できる構造の軸受けには給油する。 潤滑油の量・汚れの状態を点検する。 油量不足の場合は補充し、汚れの場合は交換する。	
作動試験	緊急遮断弁、水位制御機器等の信号によるインターロック回路の試験を行う。	

(21) ガス湯沸器・・・本館：7台、別館：0台、中分：1組(マルチ型(4台連結))

給湯用温度調節ユニット・・・別館：1組

- 1) 年・6月・月＝暖1回
- 2) 給湯用温度調節ユニット 年・月＝暖1回
- 3) (17)真空式温水発生機・2)特記事項による。＝暖1回、月＝暖1回

(22) 電気温水器・・・本館：0台、別館：5台、中分：5台(マルチ型(4台連結)を含む)

- 1) 年・6月・月＝暖1回
- 2) 下記の特記事項＝暖1回

点検箇所	点検事項	備考
本体	本体内、外面の清掃を行う	

(23) 循環ろ過装置・・・・・・本館：3基

- 1) 年＝冷1回  
ただし、循環水の水質検査は別項の冷却塔循環水等水質検査業務による。

(24) 中央監視装置・自動制御機器・・・・・・本館：1式、別館：1式、中分：1式

- 1) 年＝冷1回(温度測定・校正＝冷1回、湿度測定・校正＝暖1回) 6月＝冷1回
- 2) 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
温・湿度検出器	温湿度測定、指示値校正を行う。 (空調機温湿度調節用・FCU発停用・熱源機器計測用他)	数量は別紙機器表による。

(25) 給湯系蒸気制御機器・・・・・・本館：1式

- 1) 年＝暖1回
- 2) 下記の特記事項＝暖1回

点検箇所	点検事項	備考
温調弁	分解清掃を行い、損傷の有無を確認する。 付着したゴミ等の汚れを水洗いする。 前後に取り付けされた圧力計により、作動状態が 本体の損傷の有無を点検する。	
温調弁	ストレーナを開放し、内部の付着物、腐食、浸食及びメッシュの詰まりの状態を点検し、ブラシ等で清掃する。 組立後は正常に各機器が作動することを確認する。	
トラップ装置	本体を分解し、内部に付着したゴミ等の汚れを水洗いする。 本体、フロート等に損傷がないか確認する。 ストレーナを開放し、内部の付着物、腐食、浸食及びメッシュの詰まりの状態を点検し、ブラシ等で清掃する。 組立後は正常に各機器が作動することを確認する	

(26) 性能検査

- 1) ボイラー及び圧力容器点検整備終了後は、労働安全衛生法第41条2項の規定で指定する、登録性能検査機関の性能検査を受け、性能検査結果報告書を提出する。また、これに係る一切の手続きを行い、料金は全て請負者の負担とする。
- 2) 性能検査を必要とする設備一覧表

検査証番号	種類	伝熱面積等	有効期間
101号	第一種圧力容器(貯湯槽)	3.7 m <sup>2</sup>	毎年1月19日
102号	〃 (貯湯槽)	3.7 m <sup>2</sup>	毎年1月19日
103号	〃 (貯湯槽)	3.35 m <sup>2</sup>	毎年1月19日
105号	鑄鉄製ボイラー(給湯ボイラー)	8.3 m <sup>2</sup>	毎年1月19日
106号	〃 (給湯ボイラー)	8.3 m <sup>2</sup>	毎年1月19日

### 3. ファンコイルユニット等フィルター洗浄業務

(1)業務仕様

- 1) 洗浄に際しては、あらかじめ格納してある予備フィルターと交換した後、施設管理担当者立会いの上、数量の確認及び点検を受け、受注者の洗浄施設場所へ搬出し洗浄する。
- 2) 洗浄後は、速やかに庁舎内に搬入し、施設管理担当者の検査を受け、指示した場所に格納する。
- 3) 作業は原則平日に行う。なお、執務に支障が生じる部屋または施設管理担当者が指定する部屋は早朝または、休日に行う。

(2)業務実施時期

- 1) ファンコイルユニットフィルター等交換・洗浄 6・12月(計2回)
- 2) 業務対象ファンコイルユニット等フィルター・・・・・・ 枚

(3)業務対象

1) ファンコイルユニットフィルター枚数

形式	本館	別館	中分	合計
FCU-3	111枚	0枚	2枚	113枚
FCU-4	113枚	80枚	0枚	193枚
FCU-6	93枚	8枚	4枚	105枚
FCU-8	36枚	8枚	36枚	80枚
合計	353枚	96枚	42枚	491枚

2)空調機プレフィルター枚数

寸法	本館	別館	中分	合計
610×610	9枚	0枚	0枚	9枚
610×305	11枚	0枚	0枚	11枚
350×500	0枚	2枚	0枚	2枚
620×280	0枚	0枚	2枚	2枚
620×360	0枚	0枚	4枚	4枚

495×280	0枚	0枚	2枚	2枚
445×280	0枚	0枚	2枚	2枚
合計	20枚	2枚	10枚	32枚

3) 全熱交換機プレフィルター枚数

寸法	本館	別館	中分	合計
115×246	388枚	0枚	0枚	388枚
156×333	0枚	32枚	0枚	32枚
162×472	0枚	2枚	0枚	2枚
129×472	0枚	4枚	0枚	4枚
163×115	0枚	160枚	0枚	160枚
360×148	0枚	0枚	2枚	2枚
435×148	0枚	0枚	36枚	36枚
620×168	0枚	0枚	24枚	24枚
725×165	0枚	0枚	6枚	6枚
400×140	0枚	0枚	4枚	4枚
290×145	0枚	0枚	36枚	36枚
290×165	0枚	0枚	8枚	8枚
420×165	0枚	0枚	8枚	8枚
合計	388枚	198枚	124枚	710枚

4. 冷却塔循環水ほか水質検査業務

(1) 業務仕様

指定する冷却塔循環水及び浴室浴槽循環水等を採水し、それぞれの指針及び省令に基づき、水質検査を行う。

(2) 業務実施時期

- 1) 冷却塔循環水・プール・噴水 8月 (計1回)
- 2) 浴室浴槽循環水 8月・1月 (計2回)

(3) 冷却塔循環水・プール・噴水検査項目及び検査方法

- 1) 検査項目：レジオネラ属菌
- 2) 検査方法：(財)ビル管理教育センター発行「新版レジオネラ症防止指針」に記載されている冷却遠心濃縮法または、ろ過濃縮法のいずれかによる。
- 3) 仕様書及び共仕第1編及び、第2編第4章第7節に適合するように行う。
- 4) 本業務の測定記録は、報告書に計量証明書を添付する。

(4) 浴槽循環水検査項目及び検査方法

- 1) 検査項目：レジオネラ属菌、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌
  - ① 検査方法
    - a. レジオネラ属菌：(4)－2)による。
    - b. 濁度・過マンガン酸カリウム消費量：「水質基準に関する省令」
    - c. 大腸菌：「下水の水質の検定方法等に関する省令」

(5) 採水箇所

- 1) 財務省税関研修所(本館)
  - ① 冷却塔循環水1号・2号 (2ヶ所)

- ② 浴室浴槽循環水 (1ヶ所)
- ③ プール (1ヶ所)
- ④ 噴水 (1ヶ所)
- 2) 別館
  - ① 冷却塔循環水1号 (1ヶ所)
- 3) 中分
  - ① 冷却塔循環水1号 (1ヶ所)

5. 煤煙等測定業務

(1) 業務仕様

- 1) 本業務は大気汚染防止法第16条その他該当諸法令に基づき、定期的(年2回)に技術員を派遣し、冷温水発生機より排出される煤煙量等(煤塵量、排ガス量、窒素酸化物)の測定を行う。
- 2) 測定項目及び測定方法は下記のとおり
  - ① 煤塵濃度及び煤塵量
  - ② 窒素酸化物濃度
- 3) 業務は原則として施設管理担当者等立会いのもと行い、熱源機器の切り替えについては、連絡を密に取り確認のうえ作業を行う。

(2) 業務実施時期

8月・2月(計2回)

(3) 測定対象機器

- 1) 冷温水発生機(本館：RB-1・2) 2台  
各機器の詳細な仕様は別紙「冷暖房設備点検整備該当機器」参照。
- 2) 煙突構造
  - ① 共用煙道(φ900mm) ×1式 測定穴数1個

(4) 測定台数一覧表

測定時期と 使用燃料	冷房シーズン		暖房シーズン	
	ガス	灯油	ガス	灯油
冷温水発生機	2台	—	2台	—

6. 貯水槽等清掃業務

(1) 業務仕様

- 1) 本仕様書及び共仕第1編一般及び、第2編第4章第5節に適合するように行う。
- 2) 本業務は研修並びに執務に支障のないよう予め施設管理担当者と作業日時を打合せた後に行う。
- 3) 本業務において作業を行う者は、腸管系伝染病の有無について6カ月以内毎に定期検査を受けている者とし、保菌していない証を施設管理担当者に提出し承認を得る。また、その後罹患した者及びそのおそれのある者は、就業させない。
- 4) 槽内ポルトタップ及び金属類において錆の発生している部分は、ブラシ等を用い錆を除去する。
- 5) 清掃作業終了後、配管内に空気溜まり及び末端蛇口に赤水が残ることのないように排水処理を行う。
- 6) 水槽内への水張り終了後、給水栓及び水槽内における水について、水質検査(簡易10項目)及び残留塩素の測定を行う。なお、給水栓の測定場所は下記のとおりとする。
  - ① 本館 事務棟1階給湯室水栓
  - ② 別館 1階給湯室水栓
  - ③ 中分 事務棟3階食堂水栓

(2)業務実施時期

1月 (計1回)

ただし、本館プール用受水槽のみ6月 (計1回)

(3)清掃及び点検業務対象

1) 受水槽・高置水槽

① 本館

- a. 受水槽 56.25 m<sup>3</sup> (4.5×5.0×2.5H) 有効容量：50.0 m<sup>3</sup> × 2基
- b. プール用受水槽 2.25 m<sup>3</sup> (1.5×1.0×1.5H) 有効容量：2.0 m<sup>3</sup> × 1基
- c. グランド散水用受水槽 35.0 m<sup>3</sup> (3.5×4.0×2.5H) 有効容量：30.0 m<sup>3</sup> × 1基
- d. 高置水槽 22.5 m<sup>3</sup> (3.0×3.0×2.5H) 有効容量：20.0 m<sup>3</sup> × 2基

② 別館

- a. 受水槽 18.0 m<sup>3</sup> (3.0×3.0×2.0H(中仕切り付き)) 有効容量：15.0 m<sup>3</sup> × 1基
- b. 高置水槽 6.0 m<sup>3</sup> (2.0×3.0×1.0H(中仕切り付き)) 有効容量：3.6 m<sup>3</sup> × 1基

③ 中分

- a. 受水槽 10.0 m<sup>3</sup> (2.0×2.5×2.0H(中仕切り付き)) 有効容量：8.0 m<sup>3</sup> × 1基

7. 飲料水水質検査業務

(1)業務仕様

- 1) 本仕様書及び共仕第1編及び、第2編第4章第7節に適合するように行う。
- 2) 本業務の検査記録は、報告書に計量証明書を添付する。

(2)業務実施時期

6月・12月 (計2回)

(3)採水場所

- 1) 本館 管理棟2階食堂厨房内給水栓
- 2) 本館 管理棟2階食堂厨房内給湯栓

(4)測定項目

1) 6月 各1回

- ① 省略不可項目
- ② 重金属
- ③ 蒸発残留物
- ④ 消毒副生成物

2) 12月 各1回

- ① 省略不可項目
  - ② 重金属 (6月に合格であれば不要)
  - ③ 蒸発残留物 (6月に合格であれば不要)
- ※ ②・③にかかる経費については別途とする。

8. 機械設備点検整備該当機器

(1) 下記の機器について点検保守業務を行う。

1) 本館 冷暖房設備

	機器名	仕様	数量
1	吸収冷温水機 (RB-1)	型式：HAU-BGU280Vトク 冷房能力：860Kw 暖房能力：952Kw 燃料：ガス・灯油(切替専燃形) 電源：3φ 200V 50Hz 17.1KVA 製造業者：株式会社日立空調システム	計 2基 (1)
	(RB-2)	型式：ΣTBG-150FN5C 冷房能力：516Kw 暖房能力：571Kw 燃料：ガス 電源：3φ 200V 50Hz 7.4KVA 製造業者：川重冷熱工業株式会社	(1)
2	エアコン (ACR-1) 寄宿舎棟	室内機型式：RCI-45H4(カセット型) 室外機型式：RAS-45HJ2 冷暖房能力：4,000Kcal/h(4.6kw)/4,300Kcal/h(5.0kw) 電動機：3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者：株式会社日立製作所(以下同じ。管理棟ACR-1・2除く)	計 13台 (4)
	(ACR-2) 寄宿舎棟	屋内機型式：RCI-35H4(カセット型) 室外機型式：RAS-35HJ2 冷暖房能力：3,150Kcal/h(3.6kw)/3,400Kcal/h(3.9kw) 電動機：3φ 200V 50Hz 1.1kw	(1)
	(ACR-1) 管理棟	屋内機型式：FHYP63C(天吊露出型) 室外機型式：RTYP63CT 冷暖房能力：5.6kw/6.3kw 電動機：3φ 200V 50Hz 製造業者：ダイキン工業株式会社	(1)
	(ACR-2) 管理棟	屋内機型式：FHYP140C(天吊露出型・冷房専用) 屋外機型式：RP140B 冷房能力：12.5kw 電動機：3φ 200V 50Hz 製造業者：ダイキン工業株式会社	(2)
	(ACR-1) 事務棟	屋内機型式：RCI-AP56K(カセット型) 屋外機型式：RAS-56HV1 冷暖房能力：5.0kw/5.5kw 電動機：3φ 200V 50Hz 1.2Kw	(2)

	機器名	仕 様	数 量
2	(ACR-2) 事務棟	屋内機型式 : RCI-AP80K (カセット型) 屋外機型式 : RAS-AP80HV1 冷暖房能力 : 7.1kw/8.0kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.8Kw	(1)
	(ACR-3) 事務棟	屋内機型式 : RCI-AP140K (カセット型) 屋外機型式 : RAS-AP140HV1 冷暖房能力 : 12.5kw/14.0kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 2.9Kw	(2)
3	開放形膨張タンク (TE-1 空調用)	容 量 : 300 ℓ (600×700×800H) 製造業者 : (株)島倉鉄工所	1 基
4	冷却塔 (CT-1)	型 式 : SKB-253GS 冷却能力 : 1,616Kw 冷却水量 : 4,210ℓ/min 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw×2 製造業者 : 空研工業(株)	計 2 基 (1)
	(CT-2)	型 式 : SKB-152GN 冷却能力 : 971Kw 冷却水量 : 2,530ℓ/min 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw 製造業者 : 空研工業(株)	(1)
5	ユニット形空調機 (ACU-1) 研修棟	型 式 : DH-15 冷房能力 : 73,500 Kcal/h(85.4Kw) 暖房能力 : 67,500 Kcal/h(78.4Kw) 風 量 : 12,500 m³/h 54mmAq 加湿器 : 水噴霧式(33.0kg/h) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw 製造業者 : 新晃工業(株) (以下同じ。)	計 15 台 (1)
	(ACU-2) 研修棟	型 式 : DH-12 冷房能力 : 59,500 Kcal/h(69.1Kw) 暖房能力 : 53,300 Kcal/h(61.9Kw) 風 量 : 10,300 m³/h 59mmAq 加湿器 : 水噴霧式(24.8kg/h) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw	(1)

	機器名	仕 様	数 量
5	(ACU-3) 研修棟	型 式 : DH-8 冷房能力 : 67,700 Kcal/h(78.7Kw) 暖房能力 : 71,600 Kcal/h(83.2KW) 風 量 : 6,480 m³/h 51mmAq 加湿器 : 水噴霧式(40.5kg/h) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)
	(ACU-4) 研修棟	型 式 : DH-8 冷房能力 : 48,200 Kcal/h(56.0Kw) 暖房能力 : 48,200 Kcal/h(56.0Kw) 風 量 : 6,700 m³/h 52mmAq 加湿器 : 水噴霧式(24.1kg/h) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)
	(ACU-5) 研修棟	型 式 : DH-6 冷房能力 : 38,700 Kcal/h(45.0Kw) 暖房能力 : 38,700 Kcal/h(45.0Kw) 風 量 : 5,120 m³/h 50mmAq 加湿器 : 水噴霧式(19.6kg/h) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)
	(ACU-6) 研修棟	型 式 : DH-4 冷房能力 : 22,200 Kcal/h(25.8Kw) 暖房能力 : 22,800 Kcal/h(26.5Kw) 風 量 : 2,720 m³/h 46mmAq 加湿器 : 水噴霧式(12.4kg/h) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5 Kw	(1)
	(ACU-7-1・7-2) 講堂	型 式 : DH-10 冷房能力 : 73,000 Kcal/h(84.8Kw) 暖房能力 : 61,200 Kcal/h(71.1Kw) 風 量 : 8,550 m³/h 51mmAq 加湿器 : 水噴霧式(28.5kg/h) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(2)
	(ACU-8) 寄宿舎棟	型 式 : SH-11 冷房能力 : 143.3Kw 暖房能力 : 143.5Kw 風 量 : 9,190 m³/h 390Pa 加湿器 : 水気化式(53.9kg/h) フィルター : 折込み形フィルター(中性能・プレ付) 電動機 : 3φ 200 V 50Hz 5.5Kw	(1)

	機器名	仕 様	数 量
5	(ACU-9) 管理棟	型 式 : SH-5 冷房能力 : 55.4Kw 暖房能力 : 56.6Kw 風 量 : 4,000 m <sup>3</sup> /h 350Pa 加湿器 : 水気化式(17.5kg/h) フィルター : 折込み形フィルター(中性能・プレ付) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 2.2kw	(1)
	(ACU-10) 管理棟	型 式 : SH-3 冷房能力 : 36.8Kw 暖房能力 : 36.7Kw 風 量 : 2,350 m <sup>3</sup> /h 280Pa 加湿器 : 水気化式(14.4kg/h) フィルター : 折込み形フィルター(中性能・プレ付) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)
	(ACU-11) 管理棟	型 式 : SH-7 冷房能力 : 90.5Kw 暖房能力 : 89.4Kw 風 量 : 5,620 m <sup>3</sup> /h 350Pa 加湿器 : 水気化式(34.4kg/h) フィルター : 折込み形フィルター(中性能・プレ付) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)
	(ACU-12) 管理棟	型 式 : SH-11 冷房能力 : 144.3Kw 暖房能力 : 143.3Kw 風 量 : 9,100 m <sup>3</sup> /h 460Pa 加湿器 : 水気化式(55.6kg/h) フィルター : 折込み形フィルター(中性能・プレ付) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw	(1)
	(ACU-13) 事務棟	型 式 : SH-8 冷房能力 : 59.3kw 暖房能力 : 71.3Kw 風 量 : 6,720 m <sup>3</sup> /h 280Pa 加湿器 : 水気化式(16.1kg/h) フィルター : 折込み形フィルター(中性能・プレ付) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)

	機器名	仕 様	数 量																																																														
5	(ACU-14) 事務棟	型 式 : SH-7 冷房能力 : 65.6Kw 暖房能力 : 71.9Kw 風 量 : 5,780 m <sup>3</sup> /h 230Pa 加湿器 : 水気化式(19.1kg/h) フィルター : 折込み形フィルター(中性能・プレ付) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)																																																														
	6	ファンコイル ユニット	353台																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">床置型</th> <th colspan="2">ローボイ型</th> <th colspan="2">天吊型</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>露出</th> <th>隠蔽</th> <th>露出</th> <th>隠蔽</th> <th>露出</th> <th>隠蔽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FCU-2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>FCU-3</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>90</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>FCU-4</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>97</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>FCU-6</td> <td>18</td> <td>62</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>FCU-8</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26</td> <td>86</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>0</td> <td>188</td> <td>353</td> </tr> </tbody> </table>		床置型		ローボイ型		天吊型		計	露出	隠蔽	露出	隠蔽	露出	隠蔽	FCU-2	0	0	0	0	0	0	0	FCU-3	0	8	0	0	0	90	111	FCU-4	0	2	3	4	0	97	113	FCU-6	18	62	0	12	0	0	93	FCU-8	8	14	6	0	0	1	36	計	26	86	9	16	0	188	353	
	床置型			ローボイ型		天吊型		計																																																									
	露出	隠蔽	露出	隠蔽	露出	隠蔽																																																											
FCU-2	0	0	0	0	0	0	0																																																										
FCU-3	0	8	0	0	0	90	111																																																										
FCU-4	0	2	3	4	0	97	113																																																										
FCU-6	18	62	0	12	0	0	93																																																										
FCU-8	8	14	6	0	0	1	36																																																										
計	26	86	9	16	0	188	353																																																										
7	空気清浄装置〈I〉 パネル形 (ACU-8) 寄宿舎棟	型 式 : フィルターユニット(空調機一体形) 濾 材 : 折込み型フィルター(中性能・プレ付) フル(610x610)、ハーフ(610x305)各2枚 製造業者 : 日本パイリオン(株)	計 7台 (1)																																																														
	(ACU-9・10) 管理棟	型 式 : フィルターユニット(空調機一体形) 濾 材 : 折込み型フィルター(中性能・プレ付) フル(610x610)、ハーフ(610x305)各1枚 製造業者 : 日本パイリオン(株)	(2)																																																														
	(ACU-11) 管理棟	型 式 : フィルターユニット(空調機一体形) 濾 材 : 折込み型フィルター(中性能・プレ付) フル(610x610)×1枚、ハーフ(610x305)×2枚 製造業者 : 日本パイリオン(株)	(1)																																																														
	(ACU-12) 管理棟	型 式 : フィルターユニット(空調機一体形) 濾 材 : 折込み型フィルター(中性能・プレ付) フル(610x610)、ハーフ(610x305)各2枚 製造業者 : 日本パイリオン(株)	(1)																																																														
	(ACU-13・14) 事務棟	型 式 : フィルターユニット(空調機一体形) 濾 材 : 折込み型フィルター(中性能・プレ付) フル(610x610)×1枚、ハーフ(610x305)×2枚 製造業者 : 日本パイリオン(株)	(2)																																																														

	機器名	仕 様	数 量
7	空気清浄装置〈Ⅱ〉 自動巻取形 (AFR-1) 管理棟	型 式 : NHM-240RTS 風 量 : 19,650 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.12Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m 巻	計 3台 (1)
	(AF-7-1・7-2) 講堂	型 式 : NHD-160RTS 風 量 : 8,550 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.12Kw 濾 材 : 非再生式 1.0 m × 20 m 巻	(2)
	空気清浄装置〈Ⅲ〉 自動巻取形 (AF-1) 研修棟	型 式 : NE-HM-240LTS 風 量 : 12,500 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.24Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m 巻 付 属 : 電気集塵ユニット×4個 製造業者 : 東洋空気調和(株) (以下同じ。)	計 6台 (1)
	(AF-2) 研修棟	型 式 : NE-HM-220LTS 風 量 : 10,300 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.23Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m 巻 付 属 : 電気集塵ユニット×4個	(1)
	(AF-3) 研修棟	型 式 : NE-HM-180LTS 風 量 : 6,480 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.18Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m 巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
	(AF-4) 研修棟	型 式 : NE-HM-180RTS 風 量 : 6,700 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.18Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m 巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
	(AF-5) 研修棟	型 式 : NE-HM-160RTS 風 量 : 5,120 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.17Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m 巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)

	機器名	仕 様	数 量
7	(AF-6) 研修棟	型 式 : NE-HA-160RTS 風 量 : 2,720 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.16Kw 濾 材 : 非再生式 0.8 m × 20 m 巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
8	空調用ポンプ 冷温水ポンプ (PCH-1)	型 式 : GEM-1255BG-4M15 揚 程 : 17m 循環水量 : 2,730ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 15Kw 製造業者 : (株)川本製作所 (以下同じ。)	計 8台 (1)
	(PCH-2)	型 式 : GEL-1005G-4M7.5 揚 程 : 16m 循環水量 : 1,640ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 7.5Kw	(1)
	(PCH-3) (PCH-4) (PCH-5)	型 式 : GEM-125×1005G-4M18 揚 程 : 40m 循環水量 : 1,120ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 18.5Kw	(3)
	(PCH-6) (PCH-7)	型 式 : GEL-65×505G-4MN3.7 揚 程 : 20m 循環水量 : 500ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(2)
	(PCH-8)	型 式 : GEL-65×505G-4M3.7 揚 程 : 20m 循環水量 : 560ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200 V 50Hz 3.7Kw	(1)
	冷却水ポンプ (PCD-1)	型 式 : GEM-1505G-4M22 揚 程 : 20m 水 量 : 4,300ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 22.0Kw 製造業者 : (株)川本製作所 (以下同じ。)	計 2台 (1)
	(PCD-2)	型 式 : GEM-1255BG-4M15 揚 程 : 20m 水 量 : 2,580 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200 V 50Hz 15.0Kw	(1)

	機器名	仕様	数量
9	送風機 (FE-1) 研修棟	型式 : MF#2 1/2-4(多翼ファン) 風量 : 5,300 m <sup>3</sup> /h 118Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)ミツヤ送風機	計 33台 (1)
	(FE-2) 研修棟	型式 : MF#1 1/2-1(多翼ファン) 風量 : 1,440 m <sup>3</sup> /h 108Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw 製造業者 : (株)ミツヤ送風機	(1)
	(FE-3) 研修棟	型式 : MF#3-4(多翼ファン) 風量 : 5,710 m <sup>3</sup> /h 118Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)ミツヤ送風機	(1)
	(FE-1) 寄宿舎棟	型式 : 2 1/2SRM3(多翼ファン) 風量 : 3,780 m <sup>3</sup> /h 210Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FE-2) 寄宿舎棟	型式 : 2 1/2SRM3(多翼ファン) 風量 : 3,600 m <sup>3</sup> /h 170Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FE-3) 寄宿舎棟	型式 : FY-12FKS-C #2(多翼ファン) 風量 : 2,120 m <sup>3</sup> /h 167Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : 松下エコシステムズ(株)	(1)
	(FE-4) 寄宿舎棟	型式 : 2SRM3(多翼ファン) 風量 : 2,500 m <sup>3</sup> /h 150Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4wK 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FE-5) 寄宿舎棟	型式 : FY-12FKS-C #1(多翼ファン) 風量 : 650 m <sup>3</sup> /h 137Pa 電動機 : 3φ 100V 50Hz 0.2Kw 製造業者 : 松下エコシステムズ(株)	(1)
	(FS-1) (FE-7) 寄宿舎棟	型式 : 1 3/4SRM3(多翼ファン) 風量 : 1,600 m <sup>3</sup> /h 150Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(2)

	機器名	仕様	数量
9	(FE-8) 講堂	型式 : MF#3-4(多翼ファン) 風量 : 7,060 m <sup>3</sup> /h 294Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)ミツヤ送風機	(1)
	(FE-9) 講堂	型式 : MF#2-1(多翼ファン) 風量 : 2,360 m <sup>3</sup> /h 147Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw 製造業者 : (株)ミツヤ送風機	(1)
	(FS-1) 管理棟	型式 : MF#1 1/2SRM3(多翼ファン) 風量 : 2,000 m <sup>3</sup> /h 340Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FS-2) 管理棟	型式 : 4SRM3(多翼ファン) 風量 : 9,420 m <sup>3</sup> /h 360Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FS-3) 管理棟	型式 : 4SRM3(多翼ファン) 風量 : 8,850 m <sup>3</sup> /h 300Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FS-4) 管理棟	型式 : 2 1/2SRM3(多翼ファン) 風量 : 2,940 m <sup>3</sup> /h 170Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FS-5) 管理棟	型式 : MF#4-4(多翼ファン) 風量 : 13,100 m <sup>3</sup> /h 392Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7kw 製造業者 : (株)ミツヤ送風機	(1)
	(FS-6) 管理棟	型式 : 1SRM3(多翼ファン) 風量 : 1,000 m <sup>3</sup> /h 435Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FE-1) 管理棟	型式 : 2SRM3(多翼ファン) 風量 : 2,000 m <sup>3</sup> /h 170Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)

	機器名	仕 様	数 量
9	(FE-2) 管理棟	型 式 : 4SRM3(多翼ファン) 風 量 : 9,420 m <sup>3</sup> /h 290Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw 製造業者 : (株)ミツヤ送風機	(1)
	(FE-3) 管理棟	型 式 : 4SRM3(多翼ファン) 風 量 : 9,720 m <sup>3</sup> /h 300Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FE-4) 管理棟	型 式 : 2SRM3(多翼ファン) 風 量 : 3,100 m <sup>3</sup> /h 335Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FE-5) 管理棟	型 式 : 2SRM3(多翼ファン) 風 量 : 2,150 m <sup>3</sup> /h 130Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FE-6) 管理棟	型 式 : 3SRM3(多翼ファン) 風 量 : 4,120 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FE-7) 管理棟	型 式 : 3 1/2SRM3(多翼ファン) 風 量 : 10,700 m <sup>3</sup> /h 540Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FE-10) 管理棟	型 式 : MF#4-4(多翼ファン) 風 量 : 13,100 m <sup>3</sup> /h 196Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw 製造業者 : (株)ミツヤ送風機	(1)
	(FE-10') 管理棟	型 式 : 1SRM3(多翼ファン) 風 量 : 1,000 m <sup>3</sup> /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FE-1) 研修棟	型 式 : 1 1/2SMU25.08S(消音ボックス付送風機(多翼ファン)) 風 量 : 800 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.08Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)

	機器名	仕 様	数 量
9	(FE-2) 研修棟	型 式 : 1 1/2SMU25.15S(消音ボックス付送風機(多翼ファン)) 風 量 : 900 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.15Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FS-9) (FE-9) 体育館	型 式 : MF#2-1(多翼ファン) 風 量 : 3,600 m <sup>3</sup> /h 98Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : (株)ミツヤ送風機	(2)
	(FE-1) 体育館(トレンチ内)	型 式 : #2 1/2-AIMC(斜流ファン) 風 量 : 300 m <sup>3</sup> /h 65Pa 電 動 機 : 1φ 200V 50Hz 0.025Kw 製造業者 : (株)ミツヤ送風機	(1)
	(FE-1) プール棟 (地下ピット内)	型 式 : V-100CP(斜流ファン) 風 量 : 60 m <sup>3</sup> /h 50Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.076Kw 製造業者 : 三菱電機(株)	(1)
10	全熱交換器 (FEX-1)	型 式 : VL-130ZSK(天井埋込カセット型) 風 量 : 強 130、弱 85 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 1φ 100V 50 Hz 0.2Kw 製造業者 : 三菱電機(株)	194台

2) 本館 給排水衛生設備

	機器名	仕 様	数 量
1	鑄鉄製ボイラー (BS-1) (BS-2)	型 式 : MF5-N6SK 出 力 : 451,000 Kcal/h(524KW) 使用圧力 : 1.0 kg/m <sup>2</sup> 伝熱面積 : 8.3 m <sup>2</sup> 燃 料 : ガス 製造業者 : (株)前田鉄工所	2 基
2	オイルタンク (地下式)	容 量 : 12,000ℓ (1,800 φ×4,800 L) 製造業者 : (株)島倉鉄工所	1 基
3	還水槽 (TH-1)	容 量 : 3,000 ℓ(1,000×1,800×2,000H) 製造業者 : 小澤工業(株)	1 基
4	密閉形膨張タンク (TE-1 給湯用)	型 式 : ST-80V 容 量 : 116 ℓ (第二種圧力容器) 製造業者 : 日立金属(株) (以下同じ)	計 2 基 (1)
	(TE-2 給湯用)	型 式 : EX-600L 容 量 : 360 ℓ (第二種圧力容器)	(1)
5	飲用水槽等 受水槽 (TW-1-1-1-2 飲料水用)	型 式 : NDS 型 容 量 : 56.25 m <sup>3</sup> (4.5×5.0×2.5 有効容量 50.0m <sup>3</sup> ) そ の 他 : 緊急遮断弁(150A×2・制御盤共)付属×1式 製造業者 : (株)佐山製作所	計 6 基 (2)
	(TW-2 プール用)	型 式 : NDS 型 容 量 : 2.25 m <sup>3</sup> (1.5×1.0×1.5 有効容量 2.0m <sup>3</sup> ) 製造業者 : (株)佐山製作所	(1)
	(TW-3 グラウンド用)	型 式 : NDS 型 容 量 : 35.0 m <sup>3</sup> (3.5×4.0×2.5H 有効容量 30.0m <sup>3</sup> ) 製造業者 : (株)佐山製作所	(1)
	高置水槽 (TWH-1-1-1-2)	型 式 : GSJ 型 容 量 : 22.5 m <sup>3</sup> (3.0×3.0×2.5H 有効容量 20.0m <sup>3</sup> ) そ の 他 : 緊急遮断弁(200A×2・制御盤共)付属 製造業者 : 三菱樹脂(株)	(2)

	機器名	仕 様	数 量
6	貯湯槽 (TVS-1) (管理棟)	型 式 : 立型円筒多管式(第一種圧力容器) 使用圧力 : 5.0 kg/m <sup>2</sup> 容 量 : 3,500ℓ 容 積 : 3.7 m <sup>3</sup> 寸 法 : 1,400φ×2,600H 製造業者 : 小澤工業(株)	計 3 基 (2)
	(TVS-2) (寄宿舎棟)	型 式 : 立型円筒多管式(第一種圧力容器) 使用圧力 : 5.0 kg/m <sup>2</sup> 容 量 : 3,000ℓ 容 積 : 3.35 m <sup>3</sup> 寸 法 : 1,200φ×2,500H 製造業者 : 小澤工業(株)	(1)
7	衛生用ポンプ 揚水ポンプ (PW-1-1-1-2)	型 式 : TN-1255×2S-M18.5 揚 程 : 42m 揚水量 : 1,400ℓ/min 電動機 : 3φ 200V 50Hz 18.5Kw 製造業者 : (株)川本製作所	計 20 台 (2)
	加圧給水ポンプ ユニット (PU-1 寄宿舎棟屋上)	型 式 : 50BDRMD52.5 揚 程 : 20m 揚水量 : 280ℓ/min 電動機 : 3φ 200V 50Hz 2.2KW×2 製造業者 : 荏原製作所(株)	(1)
	加圧給水ポンプ ユニット (PU-2 グラウンド 用)	型 式 : U80PCL50×40H53.7 揚 程 : 36 m 揚水量 : 460 ℓ/min 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw×2 製造業者 : (株)テラルキョクトウ	(1)
	温水循環ポンプ (PHW-1)	型 式 : LP25A5.05S(25A) 揚 程 : 4 m 揚水量 : 30 ℓ/min 電動機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw 製造業者 : (株)テラルキョクトウ	(2)
	(PHW-2)	型 式 : LP25A5.05S(25A) 揚 程 : 4 m 揚水量 : 20 ℓ/min 電動機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw 製造業者 : (株)テラルキョクトウ	(1)

	機器名	仕 様	数 量
7	ボイラー給水 ポンプ (PH-1・2)	型 式 : GEK40×325 M-4 MNO. 75 揚 程 : 15 m 揚 水 量 : 25 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : (株)川本製作所	(2)
	真空給水ポンプ (PV-1)	型 式 : PZ-18D E D R : 1,800 m <sup>2</sup> 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw×2 製造業者 : (株)前田鉄工所	(1)
	噴水用ポンプ (FP-1)	型 式 : VSD-150 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 7.5Kw 製造業者 : (株)久保田鉄工所	(1)
	(FP-2)	型 式 : VSC-80 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw 製造業者 : (株)久保田鉄工所	(1)
	排水ポンプ (PD-1)	型 式 : 50B0-51.5 揚 程 : 7m 揚 水 量 : 250 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)テラルキョクトウ	(2)
	(PD-2)	型 式 : 50B0-51.5×3台 65(80)DN-51.5×1台 揚 程 : 10m 揚 水 量 : 300ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)テラルキョクトウ・荏原製作所(株)	(4)
	(PD-3)	型 式 : 40PVA-5.25SK×1台 40DVSA1.5S×1台 揚 程 : 3.1m 揚 水 量 : 70ℓ/min 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.25Kw 製造業者 : (株)テラルキョクトウ・荏原製作所(株)	(2)
8	ガス湯沸器 (GH-1) 寄宿舎棟	計 型 式 : GQ-161R 給湯能力 : 16号 製造業者 : (株)ノーリツ	7台 (4)

	機器名	仕 様	数 量
8	(GH-3) 管理棟	型 式 : GQ-101W-F 給湯能力 : 10号 製造業者 : (株)ノーリツ	(1)
	(GH-4) 寄宿舎棟	型 式 : PH-16CWQFS 給湯能力 : 16号 製造業者 : (株)パロマ	(1)
	(GH-5) 寄宿舎棟	型 式 : GQ-5011WZ-2 給湯能力 : 50号 製造業者 : (株)ノーリツ	(1)
10	循環ろ過装置 (WF-1 浴室用)	ろ過能力 : 20.0m <sup>3</sup> /h 付 属 品 : ろ過ポンプ(334ℓ/min・21.0m) 薬注装置(塩素タンク 50ℓ) 熱交換器、除塵器、電動5方弁 残量塩素自動濃度調節装置他 型 式 : AFT-20(W) 製 造 者 : フジキコー(株)	3組 (1)
	(WF-2 プール用)	ろ過能力 : 100.0m <sup>3</sup> /h 付 属 品 : ろ過ポンプ(1,670ℓ/min・19.0m) 薬注装置(塩素タンク 100ℓ) 除塵器、電動5方弁他 型 式 : AFT-100P 製 造 者 : フジキコー(株)	(1)
	(修景池用)	ろ過能力 : 12.0m <sup>3</sup> /h 付 属 品 : ろ過ポンプ(200ℓ/min・23.0m)、除塵器、電動5方弁 型 式 : 3D-HP610 製 造 者 : 日機装エイコー(株)	(1)
11	蒸気制御機器 多量トラップ	口 径 : 25A	1式 (4)
	管末トラップ	口 径 : 25A	(4)
	温調弁	口 径 : 80A	(3)

3) 本館 中央監視・自動制御設備

	機器名	仕 様	数 量
1	中央監視装置	(1) 本体形式 savic netEV model30 × 3組 周辺機器 メッセージプリンタ(MRP) × 1台 ロギングプリンタ(LPR) × 1台 アナンシェータ(ANN) × 1台 設備統合コントローラー(UIC) × 2台 キーボード、TFT、マウス×各3個 リモートユニット(IDGP×14台・infilexGD×15台) × 1式 アナログポイント 138点 積算ポイント 31点 デジタルポイント 1019点 製造業者 (株)山武	1式
2	自動制御機器	<b>管理棟</b> (1) 熱源廻り制御 台数制御ユニット: WY2001B0010 × 3台 電磁流量計: MTG11A × 3個 DC24V 電源装置: RYY792D3001 × 3個 差圧発信器、温度発信器 × 8個 モジユトロールモータ: MY3000F0200 × 1個 弁リンケージ: Q455C1052 × 1個 単座弁: V5063A × 2個 アクシヨネモータ: MY9401B0001 × 1個 弁リンケージ: QN130B × 1個 インバーター: 3φ・200V・3.7Kw 用 × 1台 インバーター: 3φ・200V・18.5Kw 用 × 2台 アイソレーター: RYY792S3041 × 2個 電磁弁: WF12 × 1個 感震装置: V725 × 2台 煤煙濃度計: S1010 × 1台 その他自動制御盤内補助リレー等 × 1式 <hr/> (2) オイルタンク廻り制御 液面指示計: GYY-DL-831 × 1個 液面制御装置: GYY-SL-42 × 1個 フロートスイッチ: 2H2L × 1個 電磁弁: VSD-20WAGHC × 2個 その他自動制御盤内補助リレー等 × 1式	1式

	機器名	仕 様	数 量
2		(3) 管理棟空調機制御 (ACU-9~12) DDC(infilex AC): WY5117C0200 × 4個 温度露点温度検出器: HTY7903TIP00 × 3個 温湿度検出器: HY7803TIP00 × 1個 直結型ダンパ操作器: MY6050A1001 × 4台 電動二方弁: VY5140J0041 × 2個 電動二方弁: VY5140J0051 × 1個 電動二方弁: VY5140J0061 × 1個 その他自動制御盤内補助リレー等 × 1式 <hr/> (4) 自家発室給排気ダンパ制御 直結型ダンパ操作器: MYA60401001 × 4個 その他自動制御盤内補助リレー等 × 1式 <hr/> (5) 給湯ボイラー廻り制御 ばい煙濃度計: S20201、S20301 × 各1台 電動ボール弁: VY6300B0021 × 3個 その他自動制御盤内補助リレー、電極等 × 1式 <hr/> <b>研修棟</b> (1) 研修棟空調機制御 (ACU-1~6) DDC(infilex AC): WY5110W0000 × 1個 DDC(infilex AC): WY5110W1200 × 5個 温度調節器: TY7803ZOP00 × 6個 温室度検出器: HTY7803T1P00 × 2個 挿入型湿度発信器: HY7803T100 × 6個 直結型ダンパ操作器: MY6040A1001 × 6個 モジユトロールモータ: MY3000V0200 × 6個 弁リンケージ: Q455C1052 × 6個 単座弁: V5063A × 6個 レシオパイアス: RYY792B3081 × 3個 SC形送風機調節器: SC-VCLE × 6個 インバーター: 3φ・200V・3.7Kw 用 × 1個 インバーター: 3φ・200V・2.2Kw 用 × 2個 インバーター: 3φ・200V・1.5Kw 用 × 3個 インバーター: 3φ・200V・0.4Kw 用 × 1個 CAV: CCLE × 106個 その他自動制御盤内補助リレー等 × 1式	

	機器名	仕 様	数 量
2		<p><b>講堂</b>  (1) 講堂空調機制御 (ACU-7-1・7-2)  DDC (infilex AC) : WY5117W1300×2個  温度調節器 : HY7803T1P00×2個  直結型ダンパ操作器 : MY6040A1001×2個  モジュトロールモータ : MY3000V0200×2個  弁リンケージ : Q455C1052×2個  三方弁 : V5065A×2個  インバーター : 5.5Kw用×2個  その他自動制御盤内補助リレー等×1式</p> <hr/> <p><b>寄宿舍棟</b>  (1) 寄宿舍等空調機制御 (ACU-8)  DDC (infilex AC) : WY5110W0000×1個  温度露点検出器 : HTY7903TIP00×1個  直結型ダンパ操作器 : MY6050A1001×1個  電動三方弁 : VY5140J0061×1個  その他自動制御盤内補助リレー等×1式</p> <hr/> <p>(2) 冷却塔制御 (CT-1・2)  温度検出器 : TY7830×4個  温度調節器 : T678A×2個  冷却水水質調節器 : R7010B1008×2個  電磁弁 : WS-120×2個  その他自動制御盤内補助リレー等×1式</p> <hr/> <p>(4) 膨張水槽廻り制御 (TE-1)  電動ボール弁 : VY6300B×1個  その他自動制御盤内補助リレー、電極等×1式</p> <hr/> <p><b>事務棟</b>  (1) 事務棟空調機制御 (ACU-13・14)  DDC (infilex AC) : WY5117W0200×2個  温湿度検出器 : HY7803TIP00×2個  直結型ダンパ操作器 : MY6050A1001×2個  三方弁 : VY5304A0041×1個  その他自動制御盤内補助リレー等×1式</p> <hr/> <p><b>その他</b>  (1) 管理棟・事務棟 計測  温度検出器 : TY7813T×1台  温度検出器 : TY7830×6台  電磁流量計 : FM41×4台</p>	

4) 別館 冷暖房設備

	機器名	仕 様	数 量
1	吸収冷温水機 (RH-1)	型式 : RAP-G009SH 加熱能力 : 297,000Kcal/h(345KW) 燃 料 : ガス 電 源 : 3φ 200V 50HZ 製造業者 : ㈱荏原製作所	1基
2	エアコン (ACP-1)	計 室内機型式 : FHYGJ71F (カセット型) 室外機型式 : RYJ71F 冷暖房能力 : 6.5Kw/6.9kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.9Kw 製造業者 : ダイキン工業㈱ (以下同じ)	3台 (2)
	(ACP-2)	室内機型式 : SHYGJ50F (カセット型) 室外機型式 : RTYJ50FT 冷暖房能力 : 4.6kw/5.2Kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)
3	密閉型膨張タンク (TE-1 空調用)	型式 : OT-400H(第二種圧力容器) 容 量 : 463ℓ(750φ×1,541H) 製造業者 : 藤田商事㈱	1基
4	冷却塔 (CT-1)	型式 : SDW-U90ASSG 冷却能力 : 497,000 Kcal/h(578KW) 冷却水量 : 1,530ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw 製造業者 : ㈱荏原シンワ	1基
5	ユニット形空調機 (AT-1)	型式 : DV-15CA 冷房能力 : 6,400Kcal/h(7.4KW) 暖房能力 : 7,800Kcal/h(9.0KW) 風 量 : 720 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : 暖冷工業㈱	1台

	機器名	仕 様	数 量
6	ファンコイル ユニット (FCU-4)	型 式 : カセット形 型 番 : FWHCH40SR 製造業者 : ダイキン工業(株) (以下同じ)	計 96台 (80)
	(FCU-6)	型 式 : カセット形 型 番 : FWHCH60SR	(8)
	(FCU-8)	型 式 : 天井埋込ビルトイン形 型 番 : FWHS8AR	(8)
7	空調用ポンプ 冷温水ポンプ (PCH-1)	型 式 : 100MS2511 揚 程 : 27m 循環水量 : 900ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 11Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	計 2台 (1)
	冷却水ポンプ (PCD-1)	型 式 : 125×100FS4JC511 揚 程 : 21m 循環水量 : 1,530ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 11Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
8	送風機 (FE-1)	型 式 : 5ULFM2 51.5(斜流ファン) 風 量 : 6,550 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	計 3台 (1)
	(FE-11)	型 式 : 3LFU5.27(斜流ファン) 風 量 : 450 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FS-1)	型 式 : 5ULFM2 51.5(斜流ファン) 風 量 : 8,500 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
9	全熱交換器 (HEU-1)	型 式 : LGH-25RX5 風 量 : 250 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.121Kw 製造業者 : 三菱電機(株) (以下同じ)	計 91台 (8)

	機器名	仕 様	数 量
9	(HEU-2)	型 式 : LGH-25CX4 風 量 : 150 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.116Kw	(1)
	(HEU-3)	型 式 : LGH-15CX4 風 量 : 110 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.069Kw	(2)
	(HEU-4)	型 式 : VL-100ZS2 風 量 : 50 m <sup>3</sup> /h 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.039Kw	(80)

5) 別館 給排水衛生設備

	機器名	仕 様	数 量
1	真空式温水発生機 (BHW-1・2)	型 式 : CV-500G-C 出 力 : 500,000 Kcal/h(581KW) 使用圧力 : 2.1 kg/ m <sup>2</sup> 伝熱面積 : 8.32 m <sup>2</sup> 燃 料 : 都市ガス 製造業者 : 昭和鉄工(株) 特記事項 : バーナー調整を含む。	2基
2	密閉形膨張タンク (TE-1 給湯用)	型 式 : OT-400H(第二種圧力容器) 全 容 量 : 463ℓ(最大吸収量 250ℓ) 製造業者 : 藤田商事(株)	1基
3	飲用水槽等 受水槽 (TW-1)	型 式 : GSA-18 型 容 量 : 18.0 m <sup>3</sup> (3.0×3.0×2.0H 有効容量 15.0m <sup>3</sup> ) (中仕切り有り) 製造業者 : 三菱樹脂(株)	計 2基 (1)
	高置水槽 (TWH-1)	型 式 : GSC-6 型 容 量 : 6.0 m <sup>3</sup> (2.0×3.0×1.0H 有効容量 3.6m <sup>3</sup> ) (中仕切り有り) 製造業者 : 三菱樹脂(株)	(1)
4	貯湯槽 (TWV-1)	型 式 : 立型円筒密閉式 (第二種圧力容器) 使用圧力 : 5.0 kg/ m <sup>2</sup> 容 量 : 1,500ℓ 寸 法 : 1,000φ × 1,800H 製造業者 : 小澤工業(株)	1基

	機器名	仕 様	数 量
5	衛生ポンプ 揚水ポンプ (PW-1・2)	計 型 式 : 80MSN255.5 揚 程 : 30m 揚 水 量 : 450ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	6 台 (2)
	給湯用循環ポンプ (PHW-1・2)	型 式 : 65LPD51.5 揚 程 : 10m 揚 水 量 : 560ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(2)
	排水ポンプ	型 式 : NOS-L 揚 程 : 10 m 揚 水 量 : 350 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)あずまポンプ製作所	(2)
6	電気湯沸器 (WHE-1)	型 式 : HDEN-12 貯 湯 量 : 12 ℓ 電気容量 : 1φ 200V 50Hz 0.75kw 製造業者 : 細山熱器(株)	5 台
7	給湯用温度調節 ユニット (TV-1)	型 式 : RSDS-B78-ST50 温度調節 : 30~80 °C 出 湯 量 : 500 ℓ/min 循環ポンプ : 8 ℓ/min 8.0 m 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.25Kw×1 製造業者 : (株)東京レオナード商会	1 組

6) 別館 中央監視・自動制御設備

	機器名	仕 様	数 量
1	自動制御機器	(1) 小点数広域管理端末(SRU) : BRY03000A000×1台(BPS内蔵) (2) 冷却塔廻り制御 冷却水水質調節器 : C505×1台 電動ボール弁 : M1×1個 温度調節器 : JLWS-C1060ARL1×1個 (3) ファン発停制御 温度調節器 : SW-3WB×3個 湿度調節器 : MCH10-C1090×1個	1 式

	機器名	仕 様	数 量
		(3) 給湯ポンプ廻り制御 デジタル指示調節計 : JUT-DR1NNN×1個 挿入形温度検出器 : JPEK-02AR×1個 挿入形温度調節器 : JLWS-C1060×1個 (4) 漏水検知器 漏水検知器 : WR-NA×11個 (5) その他 その他自動制御盤内補助リレー、液面制御リレー等×1式	

7) 中分 冷暖房設備

	機器名	仕 様	数 量
1	吸収冷温水機 (RH-1)	型 式 : ADGC6A 冷房能力 : 209kW 暖房能力 : 209kW 燃 料 : ガス 電 源 : 3φ 200V 50 Hz 3.0KVA 製 造 者 : ダイキン工業(株)	1 基
2	エアコン (ACP-1-K)	事務棟、研究棟合計 (事務棟分) 室内機型式 : FHYCJ50B (天井カセット形) 屋外機型式 : RZYJ50CT 冷暖房能力 : 4.5 kw/5.0 kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.1Kw 製 造 者 : ダイキン工業(株) (以下同じ。)	1 3 台 (1)
	(ACP-1-L) (ACP-3-P)	室内機型式 : FHYMJ112L (天吊隠ぺい形) 屋外機型式 : RZYJ112B 冷暖房能力 : 10.0 kw/11.2 Kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.0Kw	(2)
	(ACP-1-M)	室内機型式 : FHYMJ112L (天吊隠ぺい形) 屋外機型式 : RZYJ112D 冷暖房能力 : 10.0 kw/11.2 kw 風 量 : 29 m <sup>3</sup> /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.9Kw	(1)

	機器名	仕 様	数 量
2	エアコン (ACPO/ACP-1-D) (ACPO/ACP-3-M)	(研究棟分) 室内機型式 : FHYJ80L (天吊露出形) 屋外機型式 : RYJ80B 冷暖房能力 : 7.1 kW/8.6 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(2)
	(ACPO/ACP-1-F)	室内機型式 : SHYJ63B (天吊露出形) 屋外機型式 : RYJ63B 冷暖房能力 : 5.6 kW/6.3 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.9Kw	(1)
	(ACPO/ACP-2-B) (ACPO/ACP-3-A)	室内機型式 : FHYJ63L (天吊露出形) 屋外機型式 : RYJ63B 冷暖房能力 : 5.6 kW/6.3 Kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.9Kw 加 湿 器 : 気化式	(2)
	(ACPO/ACP-2-G)	室内機型式 : SRPJ150PAK (床置露出形・冷房専用) 屋外機型式 : SRPJ150PK (冷房専用) 冷房能力 : 13.2 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.75Kw 加 湿 器 : 蒸気発生器 (6.0 kW (電気ヒータ能力))	(1)
	(ACPO/ACP-2-K)	室内機型式 : FHYMJ160L (天吊隠ぺい形) 屋外機型式 : RZYJ160C 冷房能力 : 14.0 kW/16.0 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.9Kw	(1)
	(ACPO/ACP-3-K)	室内機型式 : FHYMJ160L (天吊隠ぺい形) 屋外機型式 : RZYJ160B 冷房能力 : 14.0 kW/16.0 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.9Kw	(1)
	(ACPO/ACP-3-F)	室内機型式 : FHYJ112L (天吊露出形) 屋外機型式 : RYJ112B 冷暖房能力 : 10.0 kW/11.2 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.0Kw	(1)

	機器名	仕 様	数 量
2	マルチエアコン (ACPO/ACP-3-0)	事務棟、研究棟合計 (事務棟分) 室内機型式 : FXYMJ90KC (天吊隠ぺい形) × 2 屋外機型式 : RSXYJ224KC 冷暖房能力 : 22.4 kW/25.0 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.5+2.2kw 製 造 者 : ダイキン工業㈱ (以下同じ。)	35組 (1)
	(ACPO/ACP-3-Q)	室内機型式 : FHYGJ80L (天井カセット型) × 2 屋外機型式 : RCYJ160L 冷暖房能力 : 14.0 kW/16.0 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)
	マルチエアコン (ACPO/ACP-3-LH)	(研究棟分) 室内機型式 : FXYHJ56KC (天吊露出形) × 1 " : FXYHJ36KC (天吊露出形) × 1 屋外機型式 : RSXYJ112KC 冷暖房能力 : 11.2 kW/12.5 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.9Kw	(1)
	(ACPO/ACP-2-J) x 3	室内機型式 : FXYWJ140KR (床置隠ぺい形) × 1 屋外機型式 : RSXYJ140KC 冷暖房能力 : 14.0 kW/16.0 kW 電 動 機 : 3φ, 200 V, 50 Hz 3.5 KW 加 湿 器 : 気化式	(3)
	(ACPO/ACP-1-B) (ACPO/ACP-1-C) (ACPO/ACP-2-I) x 2 (ACPO/ACP-3-D)	室内機型式 : FXYWJ140K (床置隠ぺい形) × 1 屋外機型式 : RSXYJ140KC 冷暖房能力 : 16.0 kW/18.0 kW 電 動 機 : 3φ, 200 V, 50 Hz 3.9 KW 加 湿 器 : 気化式	(5)
	(ACPO/ACP-1-A)	室内機型式 : FXYWJ140K (床置隠ぺい形) × 1 屋外機型式 : RSXYJ160KC 冷暖房能力 : 16.0 kW/18.0 kW 電 動 機 : 3φ, 200 V, 50 Hz 3.9 KW 加 湿 器 : 気化式	(1)
	(ACPO/ACP-1-G)	室内機型式 : FXYWJ140KR (床置隠ぺい形) × 1 屋外機型式 : RSXYJ140KC 冷暖房能力 : 16.0 kW/18.0 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.9Kw 加 湿 器 : 気化式	(1)

機器名	仕様	数量
(ACPO/ACP-1-E)	室内機型式 : FXYWJ140KR (床置隠ぺい形) × 1 屋外機型式 : RSXYJ160KC 冷暖房能力 : 16.0 kw/18.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.9Kw 加湿器 : 気化式	(1)
(ACPO/ACP-1-JK)	室内機型式 : FHYJ112D (天井隠ぺい形) × 2 屋外機型式 : RJ224L (冷房専用) 冷房能力 : 20.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw	(1)
(ACPO/ACP-3-J)	室内機型式 : FXYWJ140KR (床置隠ぺい形) × 2 屋外機型式 : RSXYJ224KC 冷暖房能力 : 22.4 kw/25.0 kw 電動機 : 3φ, 200V, 50Hz 3.5+2.2KW 加湿器 : 気化式	(1)
(ACPO/ACP-2-C) (ACPO/ACP-2-H)	室内機型式 : FXYWJ224K (床置隠ぺい形) × 1 屋外機型式 : RSXYJ224KC 冷暖房能力 : 22.4 kw/25.0 kw 電動機 : 3φ, 200V, 50Hz 3.5+2.2KW 加湿器 : 気化式	(2)
(ACPO/ACP-1-H) (ACPO/ACP-1-I) × 2 (ACPO/ACP-2-D) × 2	室内機型式 : FXYWJ224KR (床置隠ぺい形) × 1 屋外機型式 : RSXYJ224KC 冷暖房能力 : 22.4 kw/25.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5+2.2Kw 加湿器 : 気化式	(5)
(ACPO/ACP-2-A) (ACPO/ACP-2-E) (ACPO/ACP-2-F) (ACPO/ACP-3-C) × 2 (ACPO/ACP-3-E) × 2 (ACPO/ACP-3-I)	室内機型式 : FXYWJ280K (床置隠ぺい形) × 1 屋外機型式 : RSXYJ280KC 冷暖房能力 : 28.0 kw/31.5 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75Kw 加湿器 : 気化式	(8)
(ACPO/ACP-3-B) × 2 (ACPO/ACP-3-G) (ACPO/ACP-3-N)	室内機型式 : FXYWJ280KR (床置隠ぺい形) × 1 屋外機型式 : RSXYJ280KC 冷暖房能力 : 28.0 kw/31.5 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75Kw 加湿器 : 気化式	(4)

機器名	仕様	数量
4 開放型膨張タンク (TE-1 空調用)	容量 : 1000ℓ (1000×1000×1100H) 製造業者 : 榊島倉鉄工所	1基
5 冷却塔 (CT-1)	型式 : SKB-62GR 冷却能力 : 391.4kW 冷却水量 : 1,020 ℓ/min 電動機 : 3φ 200V 50 Hz 2.2 KW 製造者 : 空研工業(株)	1基
6 コンパクト型空調 機 (ACC-1)	型式 : ASS-4C 3K(天井隠ぺい型) 冷却能力 : 10.3 kw 加熱能力 : 7.3 kw 風量 : 36.7 m <sup>3</sup> /min 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 加湿器 : 気化式 製造業者 : 株式会社日立空調システム (以下同じ。)	計 5台 (1)
(ACC-2)	型式 : ASS-6C 3K(天井隠ぺい型) 冷却能力 : 14.6 kw 加熱能力 : 9.9 kw 風量 : 50 m <sup>3</sup> /min 加湿器 : 気化式 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)
(ACC-3)	型式 : ASS-6C 3K(天井隠ぺい型) 冷却能力 : 15.8 kw 加熱能力 : 10.5 kw 風量 : 56 m <sup>3</sup> /min 加湿器 : 気化式 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)
(ACC-4)	型式 : ASS-3C 3K(天井隠ぺい型) 冷却能力 : 6.3 kw 加熱能力 : 7.2 kw 風量 : 30 m <sup>3</sup> /min 加湿器 : 気化式 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw	(1)
(ACC-5)	型式 : ASS-2C 3K(天井隠ぺい型) 冷却能力 : 5.0 kw 加熱能力 : 3.8 kw 風量 : 15 m <sup>3</sup> /min 加湿器 : 気化式 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)

	機器名	仕 様	数 量
7	ファンコイル ユニット (FCU-3)	型 式 : 天吊いんぺい形 型 番 : FWMK3AR 製造業者 : ダイキン工業(株) (以下同じ。)	計 4 2 台 ( 2 )
		(FCU-6)	型 式 : 床置いんぺい形 型 番 : FWVMK6BR ( 4 )
		(FCU-8)	型 式 : 天井吊いんぺい形 型 番 : FWPM8AR ( 1 0 )
		(FCU-8)	型 式 : 床置いんぺい形 型 番 : FWVMK8BR ( 2 6 )
8	空調用ポンプ 冷温水ポンプ (PCH-1)	型 式 : JOV-CH 80 × 65Y4-57.5 揚 程 : 25m 循環水量 : 600 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50 Hz 7.5Kw 製 造 者 : (株)日立製作所 (以下同じ。)	計 2 台 ( 1 )
		冷却水ポンプ (PCD-1)	型 式 : JOV-CH 100 × 80Y4-511 揚 程 : 25m 循環水量 : 1,020 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 11Kw ( 1 )
9	送風機 (FS-1)	型 式 : LUS220S5(斜流ファン) 風 量 : 300 m³/h 120Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.05Kw 製造業者 : (株)日立製作所 (以下同じ。FE-4を除く)	計 5 1 台 ( 1 )
		(FS-2)	型 式 : LUS301T(斜流ファン) 風 量 : 700 m³/h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200 V 50Hz 0.13Kw ( 1 )
		(FS-3)	型 式 : HFS-120TU(斜流ファン) 風 量 : 1120 m³/h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw ( 1 )

	機器名	仕 様	数 量
9	(FS-4)	型 式 : HFS-65TU(斜流ファン) 風 量 : 740 m³/h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.3Kw ( 1 )	
	(FE-1)	型 式 : LUS220S5(斜流ファン) 風 量 : 300 m³/h 120Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.05Kw ( 1 )	
	(FE-2)	型 式 : LUS301T5(斜流ファン) 風 量 : 700 m³/h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.13Kw ( 1 )	
	(FE-3)	型 式 : #1 ½POSA-RJ5(多翼ファン) 風 量 : 1800 m³/h 300Pa 電 動 機 : 3φ, 200 V, 50 Hz 0.75Kw ( 1 )	
	(FE-4)	型 式 : #200(S)BL-1(多翼ファン) 風 量 : 720 m³/h 370Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw 製造業者 : ぷらかい(株) ( 1 )	
	(FE-5)	型 式 : LUS221S5(消音ボックス付き斜流ファン) 風 量 : 600 m³/h 140Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.08Kw ( 3 )	
	(FE-6)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 390 m³/h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw ( 1 )	
	(FE-7)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 820 m³/h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw ( 1 )	
	(FE-8)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 600 m³/h 300Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw ( 1 )	
	(FE-9)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 270 m³/h 300Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2kw ( 1 )	
(FE-10)	型 式 : LUS220S5(斜流ファン) 風 量 : 600 m³/h 100Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.05Kw ( 6 )		

	機器名	仕 様	数 量
9	(FE-11)	型 式 : HFS-90SU(斜流ファン) 風 量 : 860 m <sup>3</sup> /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)
	(FE-12)	型 式 : HFS-50SU(斜流ファン) 風 量 : 300 m <sup>3</sup> /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)
	(FE-13)	型 式 : HFS-65SU(斜流ファン) 風 量 : 740 m <sup>3</sup> /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.3Kw	(1)
	(FE-14)	型 式 : HFS-120TU(斜流ファン) 風 量 : 520 m <sup>3</sup> /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.3Kw	(1)
	(FE-15)	型 式 : HFS-50SU(消音ボックス付き斜流ファン) 風 量 : 300 m <sup>3</sup> /h 300Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)
	(FE-16)	型 式 : HFS-80SD(消音ボックス付き斜流ファン) 風 量 : 470 m <sup>3</sup> /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.1Kw	(1)
	(FE-17)	型 式 : HFS-40SD(消音ボックス付き斜流ファン) 風 量 : 150 m <sup>3</sup> /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.1Kw	(1)
	(FDS-1) (FDS-6)	型 式 : #2 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 2400 m <sup>3</sup> /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw そ の 他 : インバーター付き	(2)
	(FDS-2) (FDS-4) (FDS-5) (FDS-7)	型 式 : #2 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 2700 m <sup>3</sup> /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw そ の 他 : インバーター付き	(4)
	(FDS-3)	型 式 : #2 ½POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 4800 m <sup>3</sup> /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw そ の 他 : インバーター付き	(1)
(FDS-8)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 600 m <sup>3</sup> /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)	

	機器名	仕 様	数 量
9	(FDS-9)	型 式 : #1 ½POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 1100 m <sup>3</sup> /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(2)
	(FSE-1) (FSE-4)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 600 m <sup>3</sup> /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(7)
	(FSE-2)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 400 m <sup>3</sup> /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)
	(FSE-3) (FSE-5)	型 式 : #1 ½POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 1100 m <sup>3</sup> /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(2)
	(FSE-6)	型 式 : #1 ¼POSA-RJ(消音ボックス付き斜流ファン) 風 量 : 600 m <sup>3</sup> /h 80Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.05Kw	(2)
	(FSE-7)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 180 m <sup>3</sup> /h 700Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.05Kw	(1)
	10	全熱交換器 (HEU-1)	計 型 式 : VAM250FS(天井いんぺい形) 風 量 : 150 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw 製造業者 : ダイキン工業㈱(以下同じ。)
(HEU-2)	型 式 : VAM350FS(天井いんぺい形) 風 量 : 270 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.15Kw	(8)	
(HEU-3)	型 式 : VAM250FS(天井いんぺい形) 風 量 : 210 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.15Kw	(5)	
(HEU-5)	型 式 : VAM250FS(天井いんぺい形) 風 量 : 200 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.15Kw	(2)	
(HEU-6)	型 式 : VAM350FS(天井いんぺい形) 風 量 : 270 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.15Kw	(4)	

機器名	仕 様	数 量
(HEU-7)	型 式 : VAM500FS(天井いんぺい形) 風 量 : 450 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.2Kw	(3)
(HEU-9)	型 式 : VAM250DMS(天井いんぺい形) 風 量 : 50 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw そ の 他 : 加湿器付属	(1)
(HEU-10)	型 式 : VAM250DMS(天井いんぺい形) 風 量 : 350 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.25Kw	(1)
(HEU-11)	型 式 : VAM350DMS(天井いんぺい形) 風 量 : 270 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.2Kw そ の 他 : 加湿器付属	(2)
(HEU-12)	型 式 : VAM500DMS(天井いんぺい形) 風 量 : 330 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.25Kw そ の 他 : 加湿器付属	(1)
(HEU-13)	型 式 : VAM500DMS(天井いんぺい形) 風 量 : 360 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.25Kw そ の 他 : 加湿器付属	(1)
(HEU-14)	型 式 : VAM150FS(天井いんぺい形) 風 量 : 150 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1kw	(1)
(HEU-15)	型 式 : VAM150DMS(天井いんぺい形) 風 量 : 120 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw	(2)
(HEU-1-1)	型 式 : VAM250DMS(天井いんぺい形) 風 量 : 150 m <sup>3</sup> /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw そ の 他 : 加湿器付属	(7)

8) 中分 給排水衛生設備

機器名	仕 様	数 量
1 密閉型膨張タンク (TE-1 給湯用)	型 式 : AST-30(第2種圧力容器) 内 容 積 : 45ℓ 使用圧力 : 0.19 MPa 製造業者 : 日立金属㈱	1基
2 飲料用水槽 受水槽 (TW-1)	型 式 : PFBS-10.0-10N 容 量 : 10.0 m <sup>3</sup> (2.0×2.5×2.0H 有効容量 : 8.0 m <sup>3</sup> ) (中仕切り有り) 製造業者 : 積水プラントシステム㈱	1基
3 衛生ポンプ 加圧給水ポンプ ユニット (PU-1 飲料水用)	型 式 : SX-6VFC404-2.2W 揚 程 : 35m 吐出し量 : 0.26 m <sup>3</sup> /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw 製造業者 : ㈱テラルキョクトウ	計 4台 (1)
給湯用ポンプ (PHW-1)	型 式 : SLP25-5.15N 揚 程 : 2 m 吐出し量 : 0.01 m <sup>3</sup> /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.15Kw 製造業者 : ㈱テラルキョクトウ	(2)
乾式水中ポンプ (PD-1)	型 式 : 50PVA-5.75K 揚 程 : 8 m 吐出し量 : 0.15 m <sup>3</sup> /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75KW 製造業者 : ㈱テラルキョクトウ	(1)

	機器名	仕 様	数 量
4	マルチ型 ガス瞬間湯沸器 (WHG-1)	型 式 : TP-WQ555GR×4 連 燃 料 : 都市ガス 給湯能力 : 3~220号(55号×4) そ の 他 : マルチコントローラ含む 製造業者 : 高木産業(株)	1組
5	貯湯式電気温水器 (WHE-1)	型 式 : ES-12DW3R 貯 湯 量 : 12 ℓ 電 源 : 1φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)日本イトミック	計 5台 (2)
	(WHE-2)	型 式 : ES-12DW3R 貯 湯 量 : 12 ℓ 電 源 : 1φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)日本イトミック	(2)
	(WHE-3)	型 式 : WF-6320 貯 湯 量 : 10 ℓ 電 源 : 1φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)日本イトミック	(1)

9) 中分 中央監視・自動制御設備

	機器名	仕 様	数 量
1	中央監視装置	(1) 本体形式 savic FX mini × 1組 CRT、キーボード、マウス×各1個 プリンタ × 1台  リモートユニット(IDGP) × 8台 アナログポイント 2点 積算ポイント 1点 製造業者 アズビル(株)	1式
	自動制御機器	事務棟 (1) 空調機制御 (ACC-1~5) 温度湿度検出器 : HY7003TIP00 × 5個 電動二方弁 : EFF24-2 × 5個 デジタル指示調節計 : R312GA000300 × 5個 加湿用電動ボール弁 : VY6100D × 5個 デジタル指示調節計 : R200DA00001 × 5個 差圧スイッチ : CL13 × 5個 その他自動制御盤内補助リレー、タイマー等 × 1式  (2) 冷却塔廻り制御 (CT-1) 温度検出器 : TY7803B1015 × 3個 デジタル指示調節計 : R200DA00001 × 1個 電動ボール弁 : VY6100D3017 × 1個 冷却水水質調節器 : R7010B1008 × 1個 その他自動制御盤内補助リレー等 × 1式  (3) 受水槽等水位制御 電磁弁 : WS-12 × 2個 その他自動制御盤内補助リレー、電極等 × 1式  (4) 漏水検知 漏水検知器 : WLS302C100 × 1個 その他自動制御盤内タイマー、漏水検知テープ等 × 1式  (5) ファン発停制御 エアスイッチ : T631C1046 × 1個  (6) ファンコイルユニット発停制御 温度調節器 : T675A1888 × 2個 その他自動制御盤内補助リレー等 × 1式	1式

機器名	仕様	数量
	(7) パッケージ空調機発停制御 (2階紙試験室) 温度検出器 : TY7003Z0P00 × 1 個 湿度検出器 : HY7003T1P00 × 1 個 デジタル指示調節計 : R205GA00601 × 2 個 リミットコントロール : L4029E1029 × 1 個 サイリスタユニット : PAC35C002737-N00 × 1 個 記録計 : SRF106AS00000 × 1 個 その他自動制御盤内補助リレー、タイマー等 × 1 式	
	(8) MD制御 (3階ゴム試験室) ダンパ操作器 : MMD × 1 個 ダンパ操作器 : MMD8458 × 1 個 その他自動制御盤内補助リレー等 × 1 式	
	(9) MD連動制御 ダンパ操作器 : MMD8200 × 1 個 ダンパ操作器 : MMD8204 × 1 個 ダンパ操作器 : MMD4468 × 1 個 ダンパ操作器 : MMD4392 × 1 個 ダンパ操作器 : MMD8371 × 2 個 ダンパ操作器 : MMD8370 × 2 個 ダンパ操作器 : MMD8403 × 2 個 その他自動制御盤内補助リレー等 × 1 式	
	(10) 膨張水槽水位制御 電動ボール弁 : VY6100D30170 × 1 個 その他自動制御盤内補助リレー、電極等 × 1 式	
	(11) 冷温水バイパス管廻り制御 差圧発信器 : JTD930A × 1 個 デジタル指示調節計 : R312GA000300 × 1 個 電動二方弁 : EFF24-2 × 1 個 その他自動制御盤内補助リレー等 × 1 式	
	(12) 全熱交換機廻り制御 湿度調節器 : H615A2036 × 4 個	

## VI. 昇降機保守業務

### 1. 保守業務整備概要

本施設に設置されている昇降機が日常の使用について支障無く、かつ、設備の機能が円滑に運転できるよう点検保守を行う。

### 2. 保守業務該当機器

下記の昇降機について、点検整備（フルメンテナンス）を行う。

	本館			別館	中分
	1号機	2号機	3号機	1号機	1号機
制御方式	交流可変電圧 可変周波数制御	交流可変電圧 可変周波数制御	交流可変電圧 可変周波数制御	交流可変電圧 可変周波数制御	交流可変電圧 可変周波数制御
用途	乗用	乗用	小荷物運搬用	乗用	乗用
積載荷重	750Kg	750Kg	500Kg	750Kg	900Kg
定格速度	60m/min	60m/min	15m/min	60m/min	45m/min
停止階数	6ヶ所(1~6階)	6ヶ所(1~6階)	2ヶ所(1~2階)	5ヶ所(1~5階)	3ヶ所(1~3階)
付加装置	地震管制(普通級) 火災管制 自家発管制 2台群管理装置	地震管制(普通級) 火災管制 自家発管制 2台群管理装置 音声合成装置 身障者仕様		地震管制(普通級) 火災管制 停電管制(0-7'式)	地震管制(普通級) 火災管制 停電管制(0-7'式) 音声合成装置 身障者仕様
製造者	横浜エレベータ(株)	横浜エレベータ(株)	横浜エレベータ(株)	横浜エレベータ(株)	(株)日立ビルシステム

### 3. 保守業務仕様

- 受注者は、施設管理担当者と協議して作成する「エレベーター一月間保守点検作業基準」、「エレベーター一年間保守点検作業基準」、及び人事院規則10-4の第32条に基づくエレベーター定期検査に基づき定期（本館・別館=月2回、中分=月1回）に技術員を派遣し、保守業務を行う。  
なお、各機器の点検は該当する機器の点検実績のある技術者又は製造者等が行う技術研修等を受けた技術者にて行う。
- 受注者は、保守業務開始前に「エレベーター一月間保守点検作業基準」、「エレベーター一年間保守点検作業基準」を作成し、施設管理担当者から承認を得ること。また、3月に翌年度実施予定の同点検作業基準を作成し、施設管理担当者へ提出する。
- 受注者は、昇降機の定期検査を月1回、性能検査を年1回行い、その試験結果を文書をもって発注者へ提出する。なお、定期検査及び性能検査にかかる費用は受注者の負担とする。

## Ⅶ. 電気設備保守点検業務

### 1. 電気設備保守業務仕様

本施設に設置されている電気設備が日常の使用について支障無く、かつ、設備の機能が円滑に運転できるよう点検保守を行う。

### 2. 自家用電気工作物保安管理業務

#### (1) 保安管理業務設備概要

##### 1) 本館 管理棟電気室

- |           |            |
|-----------|------------|
| ① 受電電圧    | 6, 600 V   |
| ② 設備容量    | 1, 000 kVA |
| ③ 発電機定格容量 | 200 kVA    |

##### 2) 別館 電気室

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ① 受電電圧    | 6, 600 V      |
| ② 設備容量    | 400 kVA       |
| ③ 発電機定格容量 | 75 kVA (200V) |

##### 3) 中分 研究棟電気室

- |        |          |
|--------|----------|
| ① 受電電圧 | 6, 600 V |
| ② 設備容量 | 975 KVA  |

#### (2) 保安管理業務仕様

- 1) 自家用電気工作物の保安管理業務を電気事業法に基づき行い、同設備の機能維持を図るものである。
- 2) 本業務は、電気事業法第52条第2項の規程に基づいた保安管理業務を原則とするが、これによりがたい場合は経済産業省において別に定める、平成18年7月1日付「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」による要件を満たす方法とし、これに要する費用は受注者の負担とする。
- 3) 自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び基準は、別表「点検、測定及び試験の基準等」のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。
- 4) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において施設管理担当者又は東京電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指導し、再発防止に努めるべき措置を指導、助言するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行う。
- 5) 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会いを行う。
- 6) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行う。
- 7) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。ただし、この場合の費用は別途とする。
- 8) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、施設管理担当者の通知を受けた場合、別表「点検測定及び試験の基準等」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導、助言を行う。ただし、この場合の費用は別途とする。
- 9) 前項に記載する保安管理業務の内、下記の事項に該当する自家用電気工作物の保安及び前項に記載する保安管理業務以外に必要な自家用電気工作物の保安については、発注者が自家用電気工作物について、必要な点検、測定及び試験を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行う。
  - ① 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機、昇降路内の設備等
  - ② 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
  - ③ 点検時現場に設置されていない移動用機器等
  - ④ 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
  - ⑤ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器

- 10) 下記の事項に該当する自家用電気工作物の保安については発注者が自主的に行う。この場合における発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には自家用電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行う。

- ① 業務上の都合等、発注者の事由で、受注者が立入りできない場所に設置された機器等
- ② 日常的な確認が必要な使用機器及びそれに付随する配線器具等

- 11) 施設管理担当者は受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が指導、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとる。

- 12) 受注者は保安管理業務を誠実に行うものとする。

- 13) 施設管理担当者は、下記の事項に該当する場合は、その具体的内容を直ちに受注者に通知する。

- ① 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生のおそれがある場合
- ② 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- ③ 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
- ④ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- ⑤ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事するものに対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- ⑥ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- ⑦ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- ⑧ 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- ⑨ 電気の保安に関する組織を変更する場合
- ⑩ 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- ⑪ 自家用電気工作物の設備容量を変更する場合
- ⑫ その他必要な場合

- 14) 受注者は、下記の事項を発注者に通知する。

- ① 受注者の執務時間内における受注者への連絡方法
- ② 受注者の執務時間外における受注者への連絡方法
- ③ その他必要な事項

- 15) 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡回を行う者を定めると共に、この契約の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知する。

- 16) 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知する。

- 17) 発注者は、全各項に変更が生じた場合は、直ちに受注者に通知する。

- 18) 発注者は、連絡責任者又はその代務者立会いのもと、保安管理業務を行う。

- 19) 受注者は、4.(1)に定める業務を原則として、平日の受注者の執務時間に実施するものとする。ただし、停電を伴う業務は休日とし、あらかじめ施設管理担当者に対して実施予定日を次のとおり通知する。

- ① 月次点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験）実施予定日の7日前まで
- ② 年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験）実施予定日の1箇月前まで

- 20) 施設管理担当者は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力する。ただし、やむを得ない理由により、日程の変更を必要とする場合は、双方協議の上、新たな日程を定めるものとする。

- 21) 年次点検等の実施において、東京電力株式会社等の自家用需要家引込用分岐開閉器の開閉操作をする必要がある場合、東京電力株式会社等に対する手続きは、受注者が行うこと。

- 22) 受注者は、保安管理業務を行うため、必要に応じて発注者の事業場内に立入ることができるものとする。この場合において、受注者は発注者の服務規律を尊重すること。

- 23) 受注者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、発注者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議する。

- 24) 受注者は、保安管理業務を実施する者には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてること。

- 25) 保安管理業務を実施する者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補佐させること。

- 26) 受注者が実施した保安管理業務の結果の記録等は、双方において3年間保存する。

- 27) 発注者は受注者と協議して、発注者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備する。

- 28) 受注者は業務上知り得た情報を他に漏らさない。

29) 下記のいずれかに該当する場合は、契約有効期間内でもこの契約を更改することができる。

- ① 設備容量が変更された場合
- ② 受電電圧が変更された場合
- ③ 発電装置の発電機定格容量又は定格電圧が変更された場合

(3) 保安管理業務仕様・・・臨時点検

- 1) 下記に該当する電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
- ① 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
  - ② 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
  - ③ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
- 2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。

(4) 点検、測定及び試験の周期

- 1) 月次点検 ……毎月1回
  - 2) 年次点検 ……（A）年1回
  - 3) 臨時点検 ……必要の都度
- （注）年次点検には月次点検の内容を含む。

(5) 工事中の点検の周期

- 1) 本仕様書「Ⅶ・(2)保安管理業務仕様・8)」に定める工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週1回行う。ただし、この場合の費用は別途とする。

(6) その他

- 1) 月次、年次点検に先立ち、工程表及び作業員名簿を提出し施設管理担当者の承認を得る。なお、保安管理業務の補助者は第一種電気工事士又は同等以上の有資格者とし、現場責任者は、電気主任技術者免状を受けているものとする。
- 2) 本業務の実施にあたっては、法令に基づき必要書類（保安規程届出書等）を作成し、所管の経済産業局長に速やかに届出を行う。
- 3) 発注者及び受注者は次に掲げる事項を履行するものとする。
- ① 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。
  - ② 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
  - ③ 電気主任技術者として選任する者は自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に実行すること。

別表					
点検、測定及び試験の基準等					
1-1	月次点検及び年次点検				
	電気工作物	点検方法	月次点検	年次点検	
				A	B
	責任分界となる	外観点検	○	○	○
	区分開閉器	絶縁抵抗測定		○※1	○
	引込線等	区分開閉器動作試験		○※1	○
	〔架空電線、支持物〕 ケーブル	保護継電器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作特性試験			○
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1	○
		外観点検	○	○	○
	遮断機	絶縁抵抗測定		○	○
	開閉器	動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	配電盤	保護継電器動作試験		○	○
	制御回路	保護継電器動作特性試験			○
		計器校正試験			○
		制御回路試験		○	○
	受電設備の建物・室外	外観点検	○	○	○
	キュービクルの金属箱				
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○※2	○

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検		
				A	B	
配電線路	配電線路	外観点検	○	○	○	
	〔架空電線、支持物〕	絶縁抵抗測定		○	○	
		ケーブル				
	電設	断路器、遮断器	外観点検	○	○	○
		開閉器、変圧器	絶縁抵抗測定		○	○
		計器用変成器	内部点検			○
		電力用コンデンサ	絶縁油の点検・試験			○
		その他高圧機器				
	備	接地装置	外観点検	○	○	○
			接地抵抗測定		○※2	○
非常用予備発電装置	原動機	外観点検	○	○	○	
	付属装置	始動試験	○	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	○	
	発電機	外観点検	○	○	○	
	励磁装置	絶縁抵抗測定		○	○	
	接地装置	接地抵抗測定		○※2	○	
	遮断器	外観点検	○	○	○	
		開閉器	保護継電器動作試験		○	○
		配電盤	保護継電器動作特性試験			○
		制御装置等	制御装置試験		○	○
		その他は受電設備に準ずる				
蓄電池	本体	外観点検	○	○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重測定		○	○	
	液温測定		○	○		
	充電装置	外観点検	○	○	○	
設備	付属装置	絶縁抵抗測定		○	○	
	接地装置	接地抵抗測定		○※2	○	
	電動機類、電熱装置	外観点検	○	○	○	
電気使用場所の設備	電気溶接機	絶縁抵抗測定		○	○	
	照明装置	接地抵抗測定		○※2	○	
	配線、配線器具	漏洩電流測定	○	○	○	
	その他の機器					
	接地装置					
注)	(1)「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。					
	(2)※1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがあります。					
	(3)※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。					
	(4)「漏洩電流測定」は、高圧受電設備の変圧器のB種接地工事の接地線において測定します。					
	(5)変圧器の二次側以降の低圧電路(電気使用場所の設備を含む。)と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。					

### 3. 受変電設備点検整備

#### (1) 点検整備業務実施時期

- 1) 本館 3月(土曜日の実施を原則とする)
- 2) 別館 3月(土曜日の実施を原則とする)
- 3) 中分 3月(土曜日の実施を原則とする)

#### (2) 点検整備該当設備

##### 1) 本館 管理棟電気室

- ① 受電電圧 6,600V
- ② 設備容量 1,000KVA
- ③ 発電機定格容量 200KVA
- ④ 盤類
  - a. 高圧受電盤 1面
  - b. 高圧キ電盤 2面
  - c. 高圧コンデンサ盤 2面
  - d. 低圧配電盤 5面

##### 2) 別館 電気室

- ① 受電電圧 6,600V
- ② 設備容量 400KVA
- ③ 発電機定格容量 75KVA(200V)
- ④ 盤類
  - a. 高圧受電盤 1面
  - b. 低圧配電盤 5面
  - c. 低圧コンデンサ盤 1面

##### 3) 中分 研究棟電気室

- ① 受電電圧 6,600V
- ② 設備容量 975KVA
- ③ 盤類
  - a. 高圧受電盤 1面
  - b. 高圧コンデンサ盤 2面
  - c. 低圧配電盤 7面

#### (3) 点検整備仕様

##### 1) 共通事項

- ① 高低圧配電盤内外及び内部機器をクリーナー、乾布、刷毛等を使用し清掃する。また、各端子の増締め並びに絶縁抵抗測定を行う。
- ② 点検に先立ち、工程表及び作業員名簿を提出し施設管理担当者の承諾を得る。なお、実施にあたっては安全管理業務で定めた電気主任技術者立会いのもと、第一種電気工事士又は同等以上の有資格者で実施する。
- ③ 作業に必要な仮設電源は受注者の負担とする。

##### 2) 電気室

- ① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。
- ② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。
- ③ 室内温度及び湿度の計測を行いその良否を点検する。
- ④ 室内整理状況の良否を点検する。
- ⑤ 点検及び操作上必要な照度が確保されているかを確認する。
- ⑥ 保守点検に必要な照度が確保されているかを確認する。
- ⑦ 電気室の用途以外に使用されていないかを確認する。

##### 3) 高低圧配電盤外観点検

- ① 配電盤の据付け状態、損傷、錆、腐食、変色等の有無を点検する。
- ② 盤内への漏水又は痕跡、小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。
- ③ 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。
- ④ 操作レバー・ボタン・切替スイッチ等の機器の破損及び機器取付状況の良否を点検する。

4) 高低圧配電盤内部点検

- ① 内部床上、機器仕切板等の清掃を行う。
- ② 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、錆、変形、汚損、変色等の有無を点検する。
- ③ 機器取付及び配線接続状況の良否を点検する。
- ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
- ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
- ⑥ 配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。
- ⑦ 盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検する。

5) 変圧器点検

- ① 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。
- ② 本体取付及び配線接続状態の良否を点検する。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。
- ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
- ④ ダイアル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。
- ⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。

6) 遮断器点検

- ① 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。
- ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形の場合は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。
- ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
- ④ 遮断器の動作表示及び開閉動作の良否を点検する。

7) 断路器点検

- ① 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色等の有無を点検する。
- ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。
- ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
- ④ 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。
- ⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否を点検する。

8) 計器用変成器・避雷器・力率改善装置・指示計器・開閉器類点検

- ① 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。
- ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。
- ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
- ④ 配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。

9) 引込施設

- ① 架空・引込用電線の損傷、たるみの有無を点検する。
- ② 支柱、支線の損傷及びケーブルの損傷、亀裂の有無を点検する。
- ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。

10) 発電施設

- ① 原動機の据付け状況を点検する。
- ② 各部の汚損、変形等の有無を点検する。

- ③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。
- ④ 配電盤については、高低圧配電盤の項目を参照する。

#### 4. 電気設備点検整備

(1) 業務仕様

- 1) 点検整備の内容は、共仕の該当する項目及び下記の特記項目による。
- 2) 点検整備の詳細は点検内容に基づいて項目毎に掲げた点検表を作成し、施設管理担当者の承認を受けたのち項目に従って実施する。

(2) 凡例

- 1) 年 = 点検周期年 1 回と表示された点検項目
- 2) 6 月 = 点検周期 6 月 1 回、又は年 2 回と表示された点検項目
- 3) 3 月 = 点検周期 3 月 1 回と表示された点検項目
- 4) 月 = 点検周期月 1 回と表示された点検項目
- 5) 冷 1 回 = 冷房設備点検時に、点検項目又は特記事項の点検を 1 回行う。
- 6) 暖 1 回 = 暖房設備点検時に 点検項目又は特記事項の点検を 1 回行う。

(3) 業務実施時期

7・3 月（3 月は受変電設備点検整備時に実施）

(4) 直流電源装置・・・本館：1 組、別館：1 組、中分：2 組

- 1) 整流装置 年 = 冷 1 回、6 月 = 冷・暖各 1 回
- 2) 蓄電池 年 = 冷 1 回、6 月 = 冷 1 回・暖 1 回
- 3) DC / AC 変換器（本館のみ） 年 = 冷 1 回
- 4) 下記の特記事項 = 暖 1 回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
機能確認	受変電設備点検の際、停電時に自動的に非常電源、復電時に常用電源に切替わることを確認する。	
DC / AC 変換器	点検内容は交流無停電電源設備の点検項目に準ずる。	

(5) 太陽光発電設備・・・本館：1 組

- 1) 太陽電池アレイ 年 = 暖 1 回
- 2) 接続箱 年 = 暖 1 回
- 3) パワーコンディショナー 年 = 暖 1 回
- 4) 表示装置 年 = 暖 1 回
- 5) 下記の特記事項 = 暖 1 回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
太陽電池アレイ	モジュールの清掃を実施する。	

点検箇所	点検事項	備考
接続箱	外箱の腐食、損傷、据付ボルト等のゆるみの有無を確認する。 外部配線の損傷、接続端子の緩み、接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩み等の有無を確認する。 回路絶縁抵抗を測定しその良否を確認する。	
パワーコンディショナー	換気用フィルターの清掃を実施する。 表示パネルに表示された数値が中央監視室に遠方パネルに正確に表示されているか点検する。模擬的に故障を出し中央監視装置に警報発報及び表示されることを確認する。	
表示装置	表示装置に差が生じていないか確認する。差が生じている場合は修正する。	

(6) 外灯設備・・・本館：98基、別館：20基、中分：27基

1) 年＝冷1回

(7) 避雷設備・・・本館：1式、別館：1式

1) 年＝冷1回

(8) 電気設備点検整備該当機器

1) 下記の機器について点検保守業務を行う。

①本館 電気設備機器仕様

	機器名	仕様	数量
1	蓄電池	形式：HS-300E セル数：54セル 2V 300Ah 製造業者：(株)ジーエス・ユアサ	1組
2	整流器	形式：GTSC100-75V 製造業者：(株)ジーエス・ユアサ	1組
3	DC/AC 変換器	形式：YDA-1-5-KX 入力：DC100V 出力：AC100V 容量：5.0KVA 製造業者：山菱電機(株)	1組
4	太陽光発電設備	太陽電池モジュール 形式：PV-MG190HX 159枚 多結晶シリコン(858×1657×46mm 190W) 30kW 同上用架台 一式 接続箱 3面 日射計・温度計データ収集・表示盤・表示盤入力装置 一式 パワーコンディショナー 形式：PV-PT30T 1面 直流入力 180～440V 交流出力 30kW インバーター方式 電圧型電流制御方式 電力制御 最大電力追従制御 製造業者 三菱電機(株)	1式
5	構内外灯設備	計	98基
	(SP221)	1,000w×6灯 ポール高 13.1m	(8)
	(SP230)	150w×1灯 ポール高 6.5m	(1)
	(SP231)	150w×2灯 ポール高 5.0m	(5)
	(SP232)	150w×1灯 ポール高 5.0m	(26)
	(SP235)	1,000w×1灯 ポール高 7.1m	(12)
	(SP236)	150w×2灯 ポール高 4.5m	(6)
	(SP239)	1,000w×1灯 ポール高 7.1m	(4)
	(SP238)	100w×1灯	(2)
	(SP237)	100w×1灯 (地中埋込型)	(1)

	機器名	仕 様	数 量
	(SP233)	40w×1灯 庭園灯 0.85m	(29)
	グラウンド横外灯	40w×1灯 庭園灯 4.5m (内1台のみ投光器(70w×2灯付))	(4)

	機器名	仕 様	数 量
6	避雷設備	突 針 : 国交省LR-1 ポール高6.5m 1基 棟上導体 : 銅帯25×3t他 296m 接 地 極 : E1 8極	1式

②別館 電気設備機器仕様

	機器名	仕 様	数 量
1	蓄電池	型 式 : MSE-100 セル数 : 54セル 製造業者 : (株)ジーエス・ユアサ	1組
2	整流器	型 式 : GTSC100-20V 製造業者 : (株)ジーエス・ユアサ	1組
3	構内外灯設備	計	20基
	SP-1	40w×1灯 ポール高 0.985m	(9)
	SP-2	200w×1灯 ポール高 4.500m	(5)
	SP-12	120w×1灯 0.390m	(6)
4	避雷設備	棟上導体 : 銅帯25×3t他 28m 接 地 極 : E1 2極	1式

③中分 電気設備機器仕様

	機器名	仕 様	数 量
1	蓄電池	(研究棟:操作・制御・非常照明用) 形 式 : MSE-100-6 セル数 : 18セル 6V 100Ah 製造業者 : 古河電池(株)	1組

	機器名	仕 様	数 量
		(事務棟:非常照明用) 形 式 : MSE-50-12 セル数 : 9セル 12V 50Ah 製造業者 : 古河電池(株)	1組
2	整流器	(研究棟) 形 式 : DP2100T-020SMRM 製造業者 : 古河電池(株)	1組
		(事務棟) 形 式 : DP2100S-010RM 製造業者 : 古河電池(株)	1組
3	構内外灯設備	計	27基
	ガーデンライト	形 式 : FUX-27150(K)KL-GL15 定格電力 : 27w ポール高 : 1.0m	(2)
	街路照明器具	形 式 : HG-13181C 定格電力 : 100W ポール高 : 4.5m	(25)

## 5. 電話設備保守業務

### (1) 業務仕様

- 1) 保守業務の内容は、共仕の該当する項目及び下記の特記項目による。
- 2) 保守業務の詳細は点検内容に基づいて項目毎に掲げた点検表を作成し、施設管理担当者の承認を受けたのち項目に従って実施する。

### (2) 凡例

4. 電気設備保守業務の該当項目参照

### (3) 保守業務実施時期

5・7・9・11・1・3月（計6回）

### (4) 電話設備（構内交換設備）・・・本館：1組、別館：1組、中分：1組

- 1) 6月＝冷1回・暖1回
- 2) 下記の特記事項＝年6回実施

点検箇所	点検事項	備考
電子式自動交換機	ネットワーク試験 各種トランク機能試験 各種電源電圧チェック 内線データ設定・変更・管理 局線番号データ設定・変更・管理 交換機本体及び周辺の清掃を行う。	
MDF / IDF	線番管理並びに点検清掃を行う。	
多機能／一般電話機	清掃を行う。	年1回実施
PHSアンテナ	アンテナ取付状況、周囲環境の点検。 清掃を行う。	年1回点検

### (5) 電話設備（構内交換設備）保守業務特記事項

- 1) 点検・検査及び部品等の取替は、以下の条件を満たす技術者にて行う。
  - ① 電子式交換機に精通し、データ設定・故障修理等に速やかに対応できる高度な技術力と必要な技能を有すること。
  - ② 総務省の定める工事担任者（アナログ第1種）資格を有すること。
- 2) 受注者は、以下の書類及び電話設備の保全に必要な図面を作成し、施設管理担当者の指示に従い所定の場所に保管する。
  - ① 加入者設備原簿
  - ② 中継方式図
  - ③ MDFの回線収容図
  - ④ 交換機の実装図

## (6) 保守業務該当機器

### 1) 本館

	機器名	仕様	数量
1	電子式 自動交換機	回線数：296/388回線 形式：CX-8000S 製造業者：(株)日立製作所	1台
2	多機能電話機	型式： 製造業者：(株)日立製作所	14台
3	一般電話機	型式： 製造業者：(株)日立製作所	273台

### 2) 別館

	機器名	仕様	数量
1	電子式 自動交換機	回線数：33/40回線 形式：MX-900IP-H 製造業者：(株)日立製作所	1台
2	多機能電話機 (停電用)	型式：HI-24E-TELPF 製造業者：(株)日立製作所	4台
3	多機能電話機	型式：MV-8MTA 製造業者：(株)日立製作所	14台
4	一般電話機	型式：HIT-3 製造業者：(株)日立製作所	15台

### 3) 中分

	機器名	仕様	数量
1	電子式 自動交換機	回線数：127/178回線 形式：KC-980A 製造業者：沖電気工業(株)	1台
2	多機能電話機	型式：MKT/M-24D 製造業者：沖電気工業(株)	13台
3	一般電話機	型式：ハドル-C-3 製造業者：沖電気工業(株)	58台
4	コードレス電話接 続装置 (PHSアンテナ)	型式：OKI-BS 製造業者：沖電気工業(株)	12台

## 6. 電気時計設備保守業務

### (1) 業務仕様

- 1) 保守業務の内容は、共仕の該当する項目及び下記の特記項目による。
- 2) 保守業務の詳細は点検内容に基づいて項目毎に掲げた点検表を作成し、施設管理担当者の承認を受けたのち項目に従って実施する。

### (2) 凡例

4. 電気設備点検整備の該当項目参照

### (3) 保守業務実施時期

8・2月（計2回）

### (4) 電気時計設備・・・本館：1組、別館：1組、中分：1組

- 1) 年＝9月実施
- 2) 下記の特記事項＝8・2月実施

点検箇所	点検事項	備考
親時計	時間修正、水晶発振及び増幅装置等の点検調整及び清掃 モニター時計、信号発生装置、受信装置等の点検調整及び清掃 電源回路の点検整備及び清掃 蓄電池の充電、総電圧点検及び清掃 プログラムタイマー点検 上記以外の細部の機構も必要に応じて点検、調整を行う。	

### (5) 電気時計設備保守業務特記事項

- 1) 親時計と子時計の責任分界点は、子時計駆動用端子盤の出力側とし、線路の障害は障害内容、障害区間を明記し、施設管理担当者に提出する。
- 2) 子時計については、故障等による不調の時、施設管理担当者からの指示により、修理調整を行う。  
なお、これに要する経費は、発注者の負担とする。
- 3) 上記以外の細部の機構も必要に応じて点検、調整をする。

### (2) 保守業務の対象設備

#### 1) 本館

	機器名	仕様	数量
1	親時計	形式：PT-62TLCR-PE (付属品：ラジオコントロール、時報器) 製造業者：TICシチズン(株)	1台

#### 2) 別館

	機器名	仕様	数量
1	親時計	形式：KM-9TR-1PX-PE (付属品：ラジオコントロール、時報器) 製造業者：TICシチズン(株)	1台

### 3) 中分

	機器名	仕様	数量
1	親時計	形式：KM-11R-3P-PEX (付属品：ラジオコントロール、時報器) 製造業者：TICシチズン(株)	1台

## 7. 放送設備保守業務

### (1) 業務仕様

- 1) 保守業務の内容は、共仕の該当する項目及び下記の特記項目による。
- 2) 保守業務の詳細は点検内容に基づいて項目毎に掲げた点検表を作成し、施設管理担当者の承認を受けたのち項目に従って実施する。

### (2) 凡例

4. 電気設備点検整備の該当項目参照

### (3) 保守業務実施時期

- 1) 本館・別館 3月（計1回）
- 2) 中分 機器点検（1回目） 4月 1日～ 9月30日  
機器点検及び総合点検（2回目） 10月 1日～ 3月31日

### (4) 放送設備(拡声設備)・・・本館：1組、別館：1組

- 1) 年＝3月実施

### (5) 非常放送設備・・・中分：1組

- 1) 消防法第17条の3の3、同施行規則第31条の6によるほか、関係諸法規の規定に基づく機器点検及び総合点検を実施する。

### (6) 保守業務該当機器

#### 1) 本館

	機器名	仕様	数量
1	ラック形 業務放送設備	機器名称（型式） ブリアンプユニット（PP-025C） セレクターユニット（SS-041, 015） マトリックスユニット（DB-014） ジャンクションユニット〈電源部〉（JP-034） ジャンクションユニット（JP-024） モニターユニット（MP-011） 増幅器（PA-3640B） デジタルアナウンスマシン（EV-350R） 設置場所：事務棟1階事務室 製造業者：TOA(株)	1台 2台 1台 1台 1台 1台 2台 1台

機器名		仕 様						数 量	
2	遠隔操作器	型 式 : RM-1100 設置場所 : 寄宿舎棟 1階管理人室 製造業者 : T O A (株)						1 台	
3	スピーカー	スピーカー設置場所及び数量 ( ) 内は音量調整器の数量							
		地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	計
	事務棟	—	13(8)	17(11)	—	—	—	—	30(19)
	管理棟	10(0)	15(0)	15(2)	—	—	—	—	40(2)
	講堂	—	2(0)	8(1)	—	—	—	—	10(1)
	研修棟	—	19(5)	22(4)	14(3)	—	—	—	55(12)
	LL棟	—	11(5)	10(8)	6(2)	—	—	—	27(15)
	寄宿舎棟	—	13(0)	12(1)	8(0)	8(0)	8(0)	7(0)	56(1)
	体育館	—	0(0)	2(0)	—	—	—	—	2(0)
	柔剣道場	—	5(0)	6(0)	—	—	—	—	11(0)
	プール棟	—	3(0)	—	—	—	—	—	3(0)
	屋外	—	6(0)	—	—	—	—	—	6(0)
	計	10(0)	87(18)	92(27)	28(5)	8(0)	8(0)	7(0)	240(50)

2) 別館

機器名		仕 様						数 量	
1	ラック形 業務放送設備	機器名称(型式) モニターユニット(WU-M20) ミキサーユニット(WU-M60A) スピーカー選択ユニット(WK-420) ミュージックチャイム(WZ-248) ラジオチューナー(WU-T60) 増幅器(WU-P52) 電源制御ユニット(WU-L60A) 設置場所: 1階受付室 製造業者: パナソニック(株)						1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	
3	スピーカー	スピーカー設置場所及び数量 ( ) 内は音量調整器の数量							
		1階	2階	3階	4階	5階	屋上階	—	計
	別館	20(3)	28(2)	30(2)	28(2)	30(2)	1(0)	—	137(11)

3) 中分

機器名		仕 様						数 量	
1	ラック形非常・ 業務放送設備	機器名称(型式) 非常・業務兼用操作パネル(EP-0510) モニターパネル(MP-011) プログラムタイマー 増幅器(PA-1230B) 非常電源(DS-029) 設置場所: 事務棟 1階事務室 製造業者: T O A (株)						1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	
3	スピーカー	スピーカー設置場所及び数量 ( ) 内は音量調整器の数量							
		1階	2階	3階	—	—	—	—	計
	研究棟	23(9)	25(11)	22(13)	—	—	—	—	70(33)
	事務棟	17(5)	22(8)	12(5)	—	—	—	—	51(18)
	計	40(14)	47(19)	34(18)	—	—	—	—	121(51)

Ⅷ. 消防用設備等点検業務

1. 保守業務概要

本施設に設置されている消防用設備が日常の使用について支障無く、かつ、設備の機能が円滑に運転できるよう点検を行う。

2. 業務実施期間

- (1) 機器点検 4月 1日 ~ 9月30日  
(2) 機器点検及び総合点検 10月 1日 ~ 3月31日

3. 保守業務仕様

- (1) 消防法第17条の3の3、同施行規則第31条の6によるほか、関係諸法規の規定に基づく機器点検及び総合点検を実施する。  
(2) 受注者は、消防法施行規則第31条の6第3項の規定による維持台帳及び保全に必要な図面、並びにその他該当諸法規に定める書類を作成し、施設管理担当者の指示に従い所定の場所に保管する。  
(3) 防火設備等の点検業務は、煙感知器等が作動した場合、防火戸・シャッター・ダンパー等の防火制御システムが正常に動作するよう点検を行う。  
(4) 防火設備等の点検責任範囲は、原則として、防火制御システムが火災報知器の弱電信号により動作する一次側の制御回路までとするが、点検の結果、建築的又は機械的な故障等を発見した場合は、直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従う。  
(5) 受注者は、誘導灯の球切れ、カバー等の破損があった場合は修理する。ただし、取替部品等の購入に係る経費は発注者等の負担とする。  
(6) 受注者は、消防法施行規則第31条の6第3項の規定による消防署等への報告を受注者の負担において代行する。

4. 業務該当設備

(1) 本館

項目	細目	数量	
ハロゲン化物消火設備	容器ユニット・・・ハロンガス容器（68ℓ）	4 本	
	起動装置・・・開放器（電磁式） 開放器（ガス圧式） 起動用ガス容器（2ℓ） 起動用操作函 選択弁（ガス圧式）	3 個	
		4 個	
		3 本	
		3 個	
		3 個	
		1 面	
		1 式 3 個	
	制御装置・・・制御盤（音声装置含む） 電源装置、非常電源（蓄電池設備） 圧カスイッチ ダンパー閉鎖装置 放出表示灯 モーターサイレン、スピーカー	6 組	
		6 個	
		6 個	
		6 個	
		6 個	
放出口・・・ハロンガスヘッド	6 個		
屋内消火栓設備	加圧送水装置・・・ポンプ、モーター	1 組	
	呼水装置・・・呼水槽（100ℓ）	1 組	
	制御装置・・・制御盤	1 面	
	消火装置・・・屋内消火栓（埋込型）	42 台	
	起動装置・・・起動用スイッチ	42 個	
	消火用充水タンク・・・鋼板製（200ℓ）	1 基	
水源・・・貯水槽等（5.2m <sup>3</sup> ）	1 組		
	連結散水設備 （連結送水管含む）	消火隊専用栓・・・送水口（スタンド型、双口型）	5 台
		放水口（単口）	4 台
散水ヘッド（開放型）		23 個	
排煙設備	排煙装置・・・排煙ファン、モーター	1 基	
	起動装置・・・手動操作函	2 個	
	制御装置・・・制御盤	1 面	
	排煙口	2 個	

項目	細目	数量
自動火災報知設備	受信機（P型1級）・・・95回線 （1GPKI-DC/自立型） ニッタン株製	1 面
	副受信機・・・165回線	2 面
	P型1級発信機	44 個
	熱感知器 差動式スポット型 定温式スポット型	223 個
		256 個
		煙感知器 光電式スポット型 光電式分離型
	2 個	
	音響装置	48 個
	消火栓起動装置	1 個
	常用電源	2 組
	予備電源	2 組
ガス漏れ火災報知設備	受信機（G型1級）・・・15回線	1 面
	表示灯	13 個
	検知器（警報付）	13 個
	検知区域警報装置	13 個
	常用電源	1 組
	予備電源	1 組
防火設備	連動制御盤・・・70回線	1 面
	防火戸 S型 W型	28 枚
		8 枚
	電動式シャッター	16 枚
	ダンパー	30 個
	熱感知器 定温式スポット型	2 個
	煙感知器 光電式スポット型	52 個
	誘導灯及び誘導標識	誘導灯
誘導標識		34 枚
避難器具	非難梯子	18 組

## (2) 別館

項目	細目	数量
屋内消火栓設備	加圧送水装置・・・ポンプ、モーター	1 組
	呼水装置・・・呼水槽（100ℓ）	1 組
	制御装置・・・制御盤	1 面
	消火装置・・・屋内消火栓（埋込型）	10 台
	消火用充水タンク・・・鋼板製（1000ℓ）	1 基
	起動装置・・・起動用スイッチ	10 個
	水源・・・貯水槽等（10.0m <sup>3</sup> ）	1 組
自動火災報知設備	受信機（GP型1級）・・・10回線 （HGK-AS 100505PD2K） ホーチキ㈱製	1 面
	GP型1級発信機	10 個
	熱感知器	
	差動式スポット型	134 個
	定温式スポット型	89 個
	煙感知器	
	光電式スポット型	41 個
	音響装置	10 個
	消火栓起動装置	1 個
	常用電源	1 組
	予備電源	1 組
ガス漏れ火災警報設備	受信機（G型1級）・・・5回線	1 面
	表示灯	4 個
	検知器（警報付）	4 個
	検知区域警報装置	4 個
	常用電源	1 組
	予備電源	1 組
防火設備	連動制御盤・・・10回線	1 面
	防火戸 S型	5 枚
	煙感知器 光電式スポット型	5 個
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	11 台
	誘導標識	20 枚

## (3) 中分

項目	細目	数量
屋内消火栓設備	加圧送水装置・・・ポンプ、モーター	1 組
	呼水装置・・・呼水槽（100ℓ）	1 台
	制御装置・・・制御盤	1 面
	表示装置	1 台
	消火装置・・・屋内消火栓（埋込型）	9 台
	消火用充水タンク・・・鋼板製（200ℓ）	1 基
	起動装置・・・起動用スイッチ	9 個
水源・・・貯水槽等（5.6m <sup>3</sup> ）	1 組	
自動火災報知設備	受信機（GR型）・・・510回線 （PXN-J-5MAB/自立型） ニッタン㈱製	1 面
	発信機（P型1級R型用）	9 個
	熱感知器	
	差動式スポット型	151 個
	定温式スポット型	31 個
	煙感知器	
	光電式スポット型	15 個
	光電アナログ式スポット型	10 個
	中継器	6 個
	消火栓起動装置	1 個
	常用電源	1 組
予備電源	1 組	
ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ検知器	11 個
防火設備	防火戸 W型	11 枚
	防火シャッター（電動式）	2 枚
	警報ブザー	2 個

## IX. 建具保守点検業務

## 1. 保守業務概要

本施設に設置されている自動扉、自動シャッターが日常の使用について支障無く、機能が円滑に運転できるよう保守、点検を行う。

## 2. 自動扉保守業務

## (1) 保守業務実施時期

6・9・12・3月（計4回）

(2) 保守業務該当機器

1) 中分

- ① 1階正面玄関 (内側、外側 計2箇所)
  - : 扉形状 引分け
  - : 起動方式 赤外線センサー
  - : 製造者 ナブコシステム㈱製
- ② 3階天秤室 (内側、外側 計2箇所)
  - : 扉形状 片引き
  - : 起動方式 赤外線センサー
  - : 製造者 ナブコシステム㈱製

(3) 保守業務仕様

- 1) 仕様書及び全国自動ドア協会 (JADA) の規定に基づき保守業務を行う。
- 2) 点検・検査及び部品等の取替は、該当する自動扉の点検・検査及び部品等の交換の実績のある技術者又は製造者等が行う技術研修等を受けた技術者 (自動ドア施工技能士) にて行う。
- 3) 定期点検報告書は「全国自動ドア協会」による。
- 4) 受注者は、点検日に点検を行うに際してあらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取 (参考) し、併せて現地調査を行った上、点検内容の確認・調整する。

(4) 保守点検項目

- 1) ドア・サッシ部
  - ① ドアの傷、②異音、③ガイドレール内の異物、④ドアとの隙間、⑤全閉時戸先隙間
- 2) 懸架部
  - ① ハンガー・レールの摩耗、締付、②ハンガー・レールの汚れ、③戸車の締付、④戸車の摩耗、損傷
  - ⑤ ストッパー締付
- 3) 動力部・作動部
  - ① 異音、②エンジンの締付、③駆動軸の変形、摩耗、④防震ゴムの変形、⑤従動プーリの締付、
  - ⑥ ベルト・チェーン・ワイヤの締付、張り、摩耗
- 4) 制御装置
  - ① 開閉速度、②クッション作用、③開き保持時間、④制御装置の締付
- 5) センサー
  - ① センサー検出範囲・感度 (作動、締付)、②補助センサー作動、締付
- 6) 電気回路
  - ① 総合試験 (通常開閉作動、反転作動)、②配線の支持、結続、③電源電圧 (AC100V)
- 7) その他
  - ① オートロック装置の作動、②インターロック

3. 自動シャッター保守業務

(1) 保守業務実施時期

9・3月 (計2回)

(2) 保守業務該当機器

1) 本館

- ① 煙感知器連動防煙シャッター：電動式 ..... 計 16箇所
  - : 事務棟 1階受付 1箇所
  - : 管理棟 2階食堂厨房 3箇所
  - : 研修棟 2階講堂映写室 3箇所
  - : 体育館 1階体育館入口 2箇所
  - : " 2階アリーナ入口 6箇所
  - : 寄宿舎棟 1階玄関受付 1箇所

2) 中分

- ① 煙感知器連動防煙シャッター：電動式 ..... 計 2箇所
  - : 研究棟 2階吹抜け部 1箇所
  - : " 3階吹抜け部 1箇所
- ② 自動シャッター：電動式 ..... 計 1箇所
  - : 事務棟 1階車庫 1箇所

(3) 保守業務仕様

- 1) 仕様書及び社団法人 日本シャッター・ドア協会の規定に基づき保守業務を行う。
- 2) 点検・検査及び部品等の取替は、該当する自動シャッターの点検・検査及び部品等の交換の実績のある技術者又は製造者等が行う技術研修等を受けた技術者にて行う。
- 3) 定期点検報告書は「社団法人 日本シャッター・ドア協会」による。
- 4) 受注者は、点検日に点検を行うに際してあらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取 (参考) し、併せて現地調査を行った上、点検内容の確認・調整する。

(4) 保守点検項目

- 1) 外観点検：シャッター部材の取付位置の確認、並びに部材の破損変形等の点検を行い、注油及び清掃を行う。
  - ① 点検口の状況、②降下位置障害、③操作障害
- 2) 作動点検
  - ① 降下状況、②降下速度、③巻上状況、④煙感知器、⑤ヒューズテスト
- 3) 機能点検：安全機構の点検調整、電動機、制御盤、電気系統の点検、閉鎖装置等の作動確認を行う。
  - ① 開閉器、②ブレーキ装置、③手動装置、④スプロケット・ローラーチェーン、
  - ⑤ 巻取りシャフト・ブラケット、⑥スラット・吊元、⑦座板、⑧ケース・まぐさ、⑨ガイドレール、
  - ⑩ 制御盤、⑪リミットスイッチ、⑫押しボタンスイッチ、⑬手動閉鎖装置、⑭自動閉鎖装置
- 4) 調整：当該装置全体を電氣的・機械的に良好な状態に調整し、注油及び清掃を行う。

X. 執務環境測定業務

1. 保守業務概要

建築物における衛生的環境の確保に関する法律その他該当諸法規に基づき、定期に技術員を派遣し執務環境の測定を行う。

2. 空気環境測定業務

(1) 業務実施時期

4・6・8・10・12・2月 (計6回)

(2) 測定業務仕様

- 1) 仕様書及び共仕第1編、第5編、第2章に適合するように行う。
- 2) 測定位置は、施設管理担当者の指示する場所とする。
- 3) 測定回数は、始業後、終業前の2回とする。
- 4) 測定点点数は次のとおりとする。
  - ① 本館 室内 8点 外気2点
  - ② 中分 室内 3点 外気2点

3. 照度測定業務

(1) 業務実施時期

6・12月 (計2回)

(2) 測定業務仕様

- 1) 仕様書及び共仕第1編、第5編、第3章に適合するように行う。
- 2) 測定位置は、施設管理担当者の指示する場所とする。

3) 測定点点数は次のとおりとする。

① 本館

	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	計
事務棟	—	21点	13点	—	—	—	—	34点
管理棟	2点	10点	8点	—	—	—	—	20点
講堂	—	4点	—	—	—	—	—	4点
研修棟	—	13点	3点	12点	—	—	—	28点
LL棟	—	7点	4点	6点	—	—	—	17点
寄宿舎棟	—	7点	—	—	—	—	—	7点
体育館	—	4点	—	—	—	—	—	4点
剣道場	—	4点	—	—	—	—	—	4点
プール棟	—	—	—	—	—	—	—	0点
計	2点	70点	28点	18点	0点	0点	0点	118点

② 別館

	1階	2階	3階	4階	5階	屋上階	—	計
別館	4点	4点	—	—	—	—	—	8点

③ 中分

	1階	2階	3階	—	—	—	—	計
研究棟	16点	3点	—	—	—	—	—	19点
事務棟	11点	8点	6点	—	—	—	—	25点
計	27点	11点	6点	—	—	—	—	44点

## XI. 廃水処理装置ほか保守点検業務

### 1. 保守業務概要

関税中央分析所内に設置されている廃水処理装置等が日常の使用について支障無く、機能が円滑に運転できるように保守、点検を行う。

### 2. 廃水処理装置保守業務

(1) 業務実施時期 4月 1日 ~ 3月 31日

(2) 廃水処理装置保守業務の対象設備

実験用廃水処理装置（キレート樹脂方式、処理能力10m<sup>3</sup>/日）・・・1式

	機器名	仕様	数量
1	処理水槽	貯留槽(2400φ×3280H)	1槽
		計量槽(400×650×500H)	1槽
		反応槽(700×700×1250H)	1槽
		凝集槽(700×700×1250H)	1槽
		凝集沈殿槽(1500×1500×2740H)	1槽
		ろ過水槽(900φ×870H)	1槽
		キレート送水槽(1500φ×1820H)	1槽
		水質監視槽(700φ×870H)	1槽
		洗浄排水槽(1420φ×1820H)	1槽
		汚泥槽(1280φ×1620H)	1槽

	機器名	仕様	数量
2	薬品槽	硫酸(H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> )槽(600×600×500H)	1槽
		水酸化ナトリウム(NaOH)槽(600×600×500H)	1槽
		ポリ塩化アルミニウム剤(PAC)槽(410×410×710H)	1槽
		高分子凝集剤槽(600×600×500H)	1槽
3	ポンプ類	原水移送ポンプ(40A・0.021m <sup>3</sup> /m・3.5m・3φ 200V 0.4Kw)	2台
		砂ろ過送水ポンプ(20A・0.021m <sup>3</sup> /m・17m・3φ 200V 0.4Kw)	2台
		キレート送水ポンプ(20A・0.021m <sup>3</sup> /m・16m・3φ 200V 0.4Kw)	2台
		逆洗ポンプ(32A・0.118m <sup>3</sup> /m・11m・3φ 200V 0.75Kw)	1台
		異常時返送ポンプ(20A・0.021m <sup>3</sup> /h・4.5m・3φ 200V 0.4Kw)	1台
		汚泥引抜きポンプ(40A・0.01m <sup>3</sup> /m・3.5m・3φ 200V 0.4Kw)	1台
		洗浄排水移送ポンプ(32A・0.118m <sup>3</sup> /m・4.5m・3φ 200V 0.4Kw)	1台
		汚泥排出ポンプ(40A・0.1m <sup>3</sup> /h・4m・3φ 200V 0.4Kw)	1台
		硫酸薬注ポンプ①(429ml/m・3φ 200V 0.2Kw)	2台
		硫酸薬注ポンプ②(71ml/m・1φ 200V 15w)	2台
		水酸化ナトリウム薬注ポンプ(55.5ml・1φ 200V 18w)	2台
		PAC薬注ポンプ(5.3ml/m・1φ 200V 15w)	2台
		高分子凝集剤薬注ポンプ(21ml/m・3φ 200V 15w)	2台
床排水ポンプ(水中ポンプ)(50A・0.08m <sup>3</sup> /h・6m・3φ 200V 0.4kw)	1台		
3	攪拌機	反応槽攪拌機(136rpm・3φ 200V 0.1kw)	1台
		凝集槽攪拌機(60rpm・3φ 200V 0.1kw)	1台
		硫酸槽攪拌機(315rpm・3φ 200V 0.1kw)	1台
		水酸化ナトリウム槽攪拌機(315rpm・3φ 200V 0.1kw)	1台
		高分子凝集剤槽攪拌機(315rpm・3φ 200V 0.1kw)	1台
4	その他機器類	砂ろ過塔(500φ×2500H)	1基
		活性炭吸着塔(600φ×2500H)	1基
		キレート樹脂塔(500φ×2500H)	2基
		pH電極	3基
		pH記録計	3台
		フロートスイッチ	9個
		流量計	3個
		貯留槽送風機(ブロー)(25A・400L/m・3φ 200V 0.75kw)	1台
制御盤類	1式		

(3) 廃水処理装置保守業務仕様

1) 受注者は、定期（月2回）に下記の廃水処理装置の保守業務を行う。

2) 廃水処理装置の保守業務内容

- ① ポンプ類電流、流量、絶縁抵抗測定、運転状態、pH制御機器等の状態確認を行う。
- ② ろ過装置の逆洗ポンプを作動させて機能点検及び洗浄を行い、ろ過能力を完全にします。
- ③ 処理槽における水温、pH、溶存酸素、SSの状態、放流水における透視度、色相等の簡易検査を点検毎に行う。
- ④ 廃水処理に必要な硫酸、水酸化ナトリウム、PAC、高分子凝集剤その他薬剤等の材料を補充し、廃水を常に中和の状態にする。
- ⑤ 中和した放流廃液は、定められた放流基準内のpH値（5.8～8.6）を常に保つように万全を期する。

また、放流水槽の中の有害物質（カドミウム、ヒ素、鉛、六価クロム、水銀、有機水銀、有機リン化合物、シアン、PCB等）が法令の基準値以下になるようにする。

⑥ 下記項目の水質検査を年4回行い、計量証明として提出する。

a. 測定月：6・9・12・3月

b. 測定項目 ノルマルヘキサン抽出物質、リン・ハロゲン系炭化水素、フェノール類、pH

### 3. 純水製造装置保守業務

(1) 業務実施時期 4月1日～3月31日

(2) 純水製造装置保守業務の対象設備

	機器名	仕様	数量
1	全自動 純水製造装置	本体 各自動弁類 コンプレッサー(45L/m・3φ 200V 0.45Kw) 制御盤 型式：AMC-18A型 製造者：オルガノ(株)	1基 1式 1台
2	槽類	苛性ソーダ計量槽(380φ×515H) 塩酸計量槽(380φ×545H) 純水貯槽(1300φ×1276H)	1槽 1槽 1槽
3	ポンプ類	加圧給水ポンプユニット(32A・0.08m <sup>3</sup> /m・30m・3φ 200V 1.5kW×2)	1台

(3) 純水製造装置保守業務仕様

1) 受注者は、定期（月1回）に下記の純水製造装置の保守業務を行う。

- ① 装置の流量、圧力、電気伝導率（再生水質1μS/cm）の確認を行う。
- ② 電動機の電流値、絶縁抵抗測定、運転状態の確認を行う。
- ③ 純水製造装置の再生、ろ過装置の逆洗洗浄、各自動駆動弁類の動作確認及び他の周辺機器の点検を行う。
- ④ 純水貯槽内の清掃消毒を年1回（4月）に行う。

### 4. 廃ガス洗浄装置保守業務

(1) 業務実施時期 1月（計1回）

(2) 廃ガス洗浄装置点検業務対象機器

	機器名	仕様	数量
1	廃ガス洗浄装置 GC-1	a. スクラパー本体（パーフェクトスクラパー、堅型充填式） 型式 BS-B-40S 処理能力 40 m <sup>3</sup> /min 本体静圧 0.6KPa 電 源 3φ 200V 3.95Kw 薬液量 620ℓ b. 循環ポンプ 水 量 150ℓ/min 揚 程 10m 電動機 3φ 200V 0.75Kw 口 径 40A c. 排風機（ターボファン） 風 量 40 m <sup>3</sup> /min 静 圧 1.0KPa 電動機 3φ 200V 2.2Kw 製造者 オリエンタル技研(株)	2台 (1)
	GC-3	a. スクラパー本体（パーフェクトスクラパー、堅型充填式） 型式 BS-B-80S 処理能力 80 m <sup>3</sup> /min 本体静圧 0.6KPa 電 源 3φ 200V 6.2Kw 薬液量 1,100ℓ b. 循環ポンプ 水 量 300ℓ/min 揚 程 10m 電動機 3φ 200V 1.5Kw 口 径 40A c. 排風機（ターボファン） 風 量 80 m <sup>3</sup> /min 静 圧 980Pa 電動機 3φ 200V 3.7Kw 製造者 オリエンタル技研工業(株)	(1)
2	脱臭装置 GC-4・5・7・8	a. スクラパー本体（乾式スクラパー、活性炭吸着式） 型式 DS-45S 処理能力 45 m <sup>3</sup> /min 静 圧 343Pa b. ファン 風 量 45 m <sup>3</sup> /min 静 圧 650Pa 電動機 3φ 200V 1.5Kw 製造者 オリエンタル技研工業(株)	5台 (4)
	GC-6	a. スクラパー本体（乾式スクラパー、活性炭吸着式） 型式 DS-40S 処理能力 40 m <sup>3</sup> /min 静 圧 343Pa b. ファン 風 量 40 m <sup>3</sup> /min 静 圧 650Pa 電動機 3φ 200V 1.5Kw 製造者 オリエンタル技研工業(株)	(1)

	機器名	仕様	数量
3	ドラフト チャンバー DC-1 (2階熱分析室) DC-15 (3階ゴム試験室)	VAV (排気量自動制御) 型ヒュームフード 型式 GHV-1800TS 風量 26.7 m <sup>3</sup> /min 製造者 オリエンタル技研工業(株)	20台 (2)
	DC-2 (2階 たんぱく質分析室)	型式 GHV-180HCS1 風量 26.7 m <sup>3</sup> /min 製造者 オリエンタル技研工業(株)	(1)
	DC-3 (2階赤外分光室) DC-6・7・8 (3階 第1科学実験室) DC-13・14 (3階 第3化学実験室) DC-16・18・ 19 (第2化学実験室)	型式 GHV-180HCS3 風量 21.3 m <sup>3</sup> /min 製造者 オリエンタル技研工業(株)	(9)
	DC-4 (2階FLC室))	型式 GHV-1800HCS 風量 21.3 m <sup>3</sup> /min 製造者 オリエンタル技研工業(株)	(1)
	DC-5 (3階石油分析室) DC-17 (3階 第2化学実験室) DC-20 (2階 生化学実験室)	型式 GHV-1800HCS4 風量 21.3 m <sup>3</sup> /min 製造者 オリエンタル技研工業(株)	(3)
	DC-9・10 (3 階第1化学実験 室)、DC-11・ 12 (3階第3化学 実験室)	型式 GHV-1800HCS2 風量 26.7 m <sup>3</sup> /min 製造者 オリエンタル技研工業(株)	(4)

(3) 廃ガス洗浄装置点検業務仕様

- 1) 洗浄塔の洗浄を行い、薬液のpH濃度をpH濃度計に合わせて中和材を投入し、排水許容範囲とした上で、スクラバー循環ポンプを稼働させ、洗浄塔内を運転する。運転後、スクラバーを停止し、制御盤の電源を遮断する。
- 2) 点検口を開口し、PVC透明板を取り外し、排水バルブを手動にて開放し、排水を行う。なお、排水中に薬液水槽内の配管、ポンプ、内壁に付着している汚れや藻類をスポンジ類で落とす。
- 3) 排水完了後に、洗浄塔内を高圧水洗浄機にて洗剤を使用して洗浄する。
- 4) PVCプレフィルターは、スクラバーの下部の薬液水槽内にて、高圧水洗浄機を使用し、1枚毎に洗浄を行う。乾燥後は適切に収納する。
- 5) ストレーナ、シャワーノズルの洗浄を行う。目詰まりしているものは、本管より取り外し、分解洗浄を行う。また、汚染度が進んでいるものについては取替えを実施する。
- 6) 電極棒の清掃を実施する。
- 7) 排気ファンの点検を行う
  - ① 振動、過熱、異音の有無の確認
  - ② 軸受(モーター、ファン側)点検
  - ③ Vベルト点検
  - ④ 電流値、絶縁抵抗測定
- 8) 制御盤の点検を実施する。
  - ① 操作スイッチ試験
  - ② 警報接点動作試験
  - ③ 端子結線部確認
  - ④ 絶縁抵抗測定
- 9) 点検口、PVC透明板は、洗剤を使用し、傷付けないようスポンジ等により洗浄する。
- 10) 構内への給水は手動で行い、漏水警報が復旧した後に、給水電磁弁による給水に切替えるものとする。
- 11) 循環ポンプのフランジ上まで給水完了した後に、スクラバーのファンポンプを動作させ、運転を開始する。
- 12) 10分程度運転後に新規の水で装置全体への循環を行い循環後に再度排水する。
- 13) 再度給水し、薬液の濃度調整を実施する。
- 14) 洗浄塔内の風量測定を実施する。

(4) 脱臭装置点検業務仕様

- 1) プレフィルターを高圧水洗浄機で洗浄し、乾燥後、取付を行う。
- 2) 本体活性炭の吸着材の劣化度を測定し、判定を行う。
- 3) 排気ファン点検
  - ① 振動、過熱、異音の有無の確認
  - ② 軸受(モーター、ファン側)点検
  - ③ Vベルト点検
  - ④ 電流値、絶縁抵抗測定
- 4) 制御盤の点検を実施する。
  - ① 操作スイッチ試験
  - ② 警報接点動作試験
  - ③ 端子結線部確認
  - ④ 絶縁抵抗測定
- 5) 排気風量及び面風速の測定を行う。

(5) ドラフトチャンバー点検業務仕様

- 1) 制御盤の点検を実施する。
  - ① 操作スイッチ試験
- 2) 警報接点動作試験
- 3) 端子結線部確認
- 4) 絶縁抵抗測定

- 5) 電動ダンパーの連動動作確認
- 6) 排気風量及び面風速の測定を行う。

## 5. 水素ガス感知設備等保守業務

(1) 業務実施時期 1月 (計1回)

(2) 水素ガス感知設備等点検業務対象機器

	機器名	仕様	数量
1	水素ガス指示警報部及び検知部	型式 GP-631A+GD-A8-16 製造者 理研計器株式会社	3セット
2	酸素ガス指示警報部及び検知部	型式 OX-631A+GD-F3A 製造者 理研計器株式会社	2セット

(3) 水素ガス感知設備等の点検業務内容

1) 水素ガス感知設備の点検内容

- ① 点検業務は、本仕様書記載事項のほか一般高圧ガス規則関係基準に準拠し実施する。

2) 水素ガス指示警報部及び検知部の点検業務仕様

- ① 目視により、損傷、汚れ、ランプ類等の状態確認及び清掃を行う。
- ② 供給電源電圧、制御電圧の確認を行う。
- ③ 警報動作機能の点検を行う。
  - a. テストスイッチを押し、外部警報・警報ランプ等の作動確認を行う。
- ④ 大気時の0（ゼロ）設定を行う。
- ⑤ 警報設定濃度値の1.6倍程度のガスを導入して、設定値の±2.5%以内での警報確認及び校正を行う。

3) 酸素濃度警報部及び検知部の点検業務仕様

- ① 目視により、損傷、汚れ、ランプ類等の状態確認及び清掃を行う。
- ② 供給電源電圧、制御電圧の確認を行う。
- ③ テストスイッチを押し、外部警報、警報ランプ等の作動確認を行う。
- ④ 酸素センサーの取替を行う。
- ⑤ 指示警報部の大気中における指示値（2.1%指示）の確認及び校正を行う。（空気中の酸素濃度は2.1%を標準とする。）
- ⑥ 校正ガス供給による、ガス指示等の確認及び校正を行う。（指示精度±0.7%以内にする。（JIS T 8201に基づく。））
- ⑦ 試験ガス供給により、警報点1.8%に対して±1%以内での警報発報を確認及び校正を行う。（JIS T 8201に基づく。）
- ⑧ 酸素センサー用フィルターの清掃を行う。

## 6. クリーンルーム装置保守業務

(1) 業務実施時期 8月 (計1回)

(2) クリーンルーム装置保守業務の対象設備

	機器名	仕様	数量
1	自動扉	型式 million SMD-20 EA055S 形状 片引き	1箇所

		起動方式	タッチセンサー	製造業者	昭和健産株式会社	
2	パッケージエアコン (空冷ヒートポンプ式)	屋内機型式 PAH-J140DG-H-ST 室外機型式 PVH-J140LG 冷暖房能力 12.5kw/12.5Kw 風量 45 m <sup>3</sup> /min 電動機 3φ 200V 3.2kw 50Hz 製造者 三菱電機株式会社				1台
3	外気処理ユニット	型式 POA-0110-GRM フィルタ 中性能：EML-56-90・プレ：DS-400-31-REA-15 電動機 3φ 200V 0.25KW 50Hz 製造者 日本無機株式会社	風量 10 m <sup>3</sup> /min			1台
4	HEPA フィルター	型式 PCV-134Q-LDY フィルタ ATMC-34Q-A	処理風量 20 m <sup>3</sup> /min	製造業者	日本無機株式会社	2個
5	HEPA フィルター	型式 PCV-117R-LDY フィルタ ATMC-17-R-A	処理風量 5.0 m <sup>3</sup> /min	製造業者	日本無機株式会社	1個
6	排気ファン	型式 #1 POSV-RHA 電動機 3φ 200V 0.4kw	風量 8.0 m <sup>3</sup> /min	製造業者	株式会社日立製作所	1個
7	エアシャワー	型式 PCJ-80KCLS 製造者 株式会社日立製作所	電源 3φ 200V 6.4kw			1個
8	安全キャビネット	型式 SCV-1305EC II AB 製造者 株式会社日立製作所	電源 1φ 100V 0.38kw			1個
9	パスボックス	型式 PRB-5050-40BAS 製造者 株式会社日立製作所	電源 1φ 100V			1個
10	殺菌灯ロッカー	型式 UVL-4		製造者	株式会社飯田製作所	2台

(3) クリーンルーム装置保守業務仕様

受注者は、下記の業務を行うこと。

- 1) 自動扉  
本仕様書区・2・(3)及び(4)の保守点検項目の欄による。
- 2) パッケージエアコン  
本仕様書V.・2・(11)による。
- 3) 外気処理ユニット  
本仕様書V.・2・(11)による。
- 4) HEPAフィルターボックス  
本仕様書V.・2・(11)による。また、フィルターを交換した際はリークテストを実施する。
- 5) 排気ファン  
本仕様書V.・2・(14)による。
- 6) エアシャワー
  - ①フィルター：本仕様書V.・2・(11)による。
  - ②送風機：本仕様書V.・2・(14)による。
  - ③照明器具及び制御盤：共仕第2編・第3章備・第2節の該当欄による。

- ④建具類：共仕第2編・第2章・第3節の該当欄による。
  - ⑤風量測定及び清浄度測定
  - ⑥扉開閉インターロック動作確認
- 7) 安全キャビネット
- ①フィルター：本仕様書V.・2.・(11)による。
  - ②送風機：本仕様書V.・2.・(14)による。
  - ③照明器具及び制御盤：共仕第2編・第3章・第2節の該当欄による。
  - ④風速測定（流入開口部及び作業台内）
  - ⑤作業台内清浄度測定
  - ⑥HEPAフィルター透過率試験
- 8) パスボックス
- ①扉開閉インターロック動作確認
  - ②共仕第2編・第3章・第2節の該当欄による。
- 9) 殺菌灯ロッカー
- ①殺菌ランプ及び制御盤：共仕第2編・第3章・第2節の該当欄による。
  - ②建具類：共仕第2編・第2章・第2・3節外部・内部建具の該当欄による。

## 7. 廃水処理装置等保守業務共通仕様

(1) 下記の消耗品は別途支給する。支給を受けた際は点検時に補充又は、交換を行う。

- 1) 廃水処理設備及び純水製造装置
  - ① 中和及び再生に必要な薬品類（塩酸・硫酸・水酸化ナトリウム・高分子凝集剤・PAC等）
  - ② 記録紙・インクカートリッジ
- 2) 廃ガス洗浄装置
  - ① 充填剤（活性炭等）
  - ② Vベルト
- 3) 水素ガス感知設備及び酸素感知設備
  - ① 水素センサー
- 4) クリーンルーム装置
  - ① プレフィルター
  - ② 中性能及び高性能（HEPA）フィルター
  - ③ Vベルト
- 5) その他保守業務に必要な消耗品

## X II. 建築設備定期点検

### 1. 建築設備定期点検概要

本施設内に設置されている建築設備において、建築基準法並びに官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）に基づき、年1回点検した結果を施設管理担当者に報告を行う。

### 2. 点検業務概要

(1) 業務実施時期            6月 1日 ～ 6月30日

- (2) 定期点検対象設備
- 1) 建築基準法第12条第4項又は官公法第12条第2項に基づく建築設備（昇降機を除く）の点検。
  - 2) 建築基準法第12条第4項に基づく昇降機の点検。

## X III. 保守点検業務共通事項

- (1) 機器の正常な運転に必要な保守点検内容は、本仕様書に記載のない内容であっても当該設備の製造者等が定める点検整備基準に基づいて責任をもって行う。
- (2) 現場責任者は、保守点検履行上関係のある諸法令、条例及び規則等を遵守するとともに、必要な官公署等への手

続を行う。なお、これにかかる費用は受注者の負担とする。

(3) 保守点検の詳細は、点検内容に基づいて項目ごとに掲げた点検表を作成し、施設管理担当者の承認を受けたのち項目に従って実施する。

(4) 受注者は保守点検及び各種測定業務に先立ち、工程表（年間及び各保守点検毎）、作業員名簿、作業計画書及び組織図を提出し施設管理担当者の承認を得た後に行う。  
また、必要に応じて詳細工程表、図面、資料の作成を行い、施設管理担当者に提出する。

(5) 受注者は月別の保守業務予定表を前月末までに施設管理担当者等に提出し、日程について打合せのうえ保守点検業務を行う。また、保守点検終了後は、施設管理担当者の指定する作業日誌に責任者の確認を受け提出する。

(6) 受注者は施設管理担当者等から建築設備の異常、及び故障等の発生の連絡を受けたときは、直ちに技術員を派遣して応急処置等の処理を行う。

(7) 受注者は保守点検の範囲を超える特殊な事故の発生、または修理箇所を発見した場合は、直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従う。

(8) 保守点検に必要な試験器具材料及び消耗品（表示ランプ、ヒューズ等）は、受注者の負担とする。  
ただし、発注者等の責に帰すべき理由による部品等を要したときは、発注者等の負担とする。

(9) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該業務専用の測定機器を使用する。

(10) 受注者は保守点検を行うに当たって、設備または他の物品等に損害を及ぼさぬように注意し、万一汚損及び損傷を与えた場合は、直ちに施設管理担当者に報告するとともに受注者の責任において速やかに復旧する。

(11) 点検整備は執務中の庁舎で行われるので、現場責任者は保守点検の実施に当たり、傷害、火災等の予防に注意するとともに危険を伴う保守点検については十分な安全確保に努める。

(12) 保守点検及び各種測定業務終了後は速やかに報告書2部、実施状況写真をアルバムにまとめ、1部を施設管理担当者に提出する。

(13) 点検整備終了後は、後片付け清掃を丁寧に行い各点検整備ごとに検査職員の検査を受けこれに合格する。

(14) 仕様書及び現場において不明の点は、施設管理担当者とは協議し行う。

## XⅢ. 植栽及び緑地等管理業務

### 1. 業務概要

本業務は、財務省税関研修所（本館、別館）及び関税中央分析所において、植栽及び緑地等の管理を行うものである。

### 2. 業務実施期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間

なお、各業務の予定は別紙1「植栽及び緑地等管理業務年間予定表」によること。

### 3. 業務対象植栽・緑地

別紙2「植栽・緑地内訳」のとおりとする。

### 4. 業務仕様

- (1) 定期点検については、共仕第2編 定期点検等及び保守 の第4節 植栽・緑地 に適合するように行うこと。
- (2) 保守業務については、別紙3「植栽及び緑地等管理業務仕様詳細」に従って行うこと。
- (3) 上記の他、共仕第1編共通事項に適合するように行うこと。

### 5. その他

- (1) 受注者は、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを実施し、業務の作業中においては、来客者の通行、更に税関研修所（本館、別館）においては、研修等の妨げとならないよう、最善の注意を払うこととする。  
また、業務に必要な機材等は全て業務場所に搬入し、施設管理担当者の確認を受けるとともに、整理整頓を常に心がけること。
- (2) 受注者は、現状から判断し、各業務の実施計画をたて、事前に施設管理担当者に連絡し、承認を得ること。
- (3) 業務体制等については、以下の1) から4) までに従い、行うこと。
  - 1) 受注者は、業務体制を組むにあたり、必ず作業責任者を置くこと。
  - 2) 受注者は、業務実施に先立ち、作業責任者等の氏名、年齢及び住所を記載した名簿を施設管理担当者に提出すること。
  - 3) 受注者は、業務終了後にその旨を施設管理担当者に申し出て、各検査職員による完了検査を受けること。
  - 4) 受注者は、各業務について、実施月の翌月10日までに作業内容等を記載した「作業内容報告書」を検査職員に提出すること。
- (4) 受注者は、植栽・緑地を常に最も良好な状態に維持するため、定期点検以外にも適宜の回数の巡回を実施してその結果を施設管理担当者に報告すること。
- (5) 受注者は、業務履行にあたって発生する地方公共団体・民間企業等への諸手続きを遅滞なく行い、また、これらに要する全経費を負担すること。
- (6) 受注者は、業務履行において使用する薬剤、用具及び消耗品等の全てを用意し、また、これらに要する全経費を負担すること。
- (7) 受注者は、業務履行にあたって発生した廃棄物等は、環境衛生上問題とならぬよう関係諸法令を遵守した方法により収集運搬及び処分し、その処分に係る管理票を常に整備し、処分結果については、都度、施設管理担当者に報告すること。また、これらに要する全経費を負担すること。
- (8) 受注者は、業務履行にあたって、植栽・緑地、建物及び建築設備に損傷を及ぼさないよう細心の注意を払うこと。なお、損傷を与えた場合には速やかに施設管理担当者に報告した上で現状修復に努めることとし、これらに要する全経費を負担すること。
- (9) 受注者は、天候等の事情により施設管理担当者から承認された日程に従って業務を遂行できない状況が発生した場合、施設管理担当者に申し出て了承を得ること。
- (10) 受注者は、業務履行のため自動車を使用する場合には、千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出を抑制する条例（平成14年3月26日千葉県条例第2号）を遵守すること。また、施設管理担当者から自動車検査証の提示を求められた場合には、速やかに提示すること。
- (11) 受注者は、仕様書等に定めのない業務内容であっても、施設管理担当者がその業務目的を遂行するに必要と認めた場合には、施設担当者との協議の上、対処すること。

(12) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約期間の満了、または契約解除後においても同様とする。

(13) 業務履行するにあたり、受注者の責めによらない場合で業務履行が困難となる事由が生じた場合、施設管理担当者との協議の上、対処すること。

## 植栽及び緑地等管理業務年間予定表

財務省税関研修所（本館、別館）及び関税中央分析所の植栽及び緑地等管理業務については、以下の年間予定表に示す回数を最低限実施すること。

## 1. 定期点検

- (1) 植栽・緑地
- 1) 樹木の活力度 年1回
- 2) 芝生の活力度 年1回
- 3) 病害虫 年1回
- 4) 緑地空間の維持 年1回
- (2) 屋上緑化システム（財務省税関研修所（本館）のみ）
- 1) 防水層及び排水 年1回
- 2) 植栽の活力度 年1回
- 3) 灌水 年1回

## 2. 保守業務

- (1) 剪定業務
- 1) 高木剪定 適期（樹木ごと）／年1回
- 2) 低木剪定 適期（樹木ごと）／年1回
- 3) 生垣剪定 年1回
- (2) 刈込業務
- 1) 地被刈込 年1回
- 2) 芝生刈込 年3回
- (3) 施肥業務
- 1) 低木施肥 年1回
- 2) 地被施肥 年1回
- 3) 芝生施肥 年1回
- (4) 除草業務
- 1) 除草剤散布
- ① 芝生地 年2回
- ② 裸地 年2回
- 2) 手取り除草
- ① 低木植込地 年4回
- ② 地被植込地 年4回
- ③ 裸地 年2回
- (5) 芝生地環境整備業務 年1回
- (6) 害虫防除（駆除）業務 6月、7月、8月及び9月／年4回
- (7) 清掃・ごみ処理業務 年6回

## 3. 備考

- (1) 定期点検の結果により、保守業務の実施月を調整する場合がある。

## 植栽・緑地内訳

## 1. 財務省税関研修所（本館、別館）植栽・緑地内訳

（単位：高木・低木・生垣…本、地被・芝生・裸地・植込地…㎡）

区分	名称	数量	名称	数量
高木	アラカシ（株立）	10	ツバキ	186
	イトヒバ（ヒヨクヒバ）	5	トチノキ	49
	ウメ	3	ヒイラギモクセイ	24
	エゴノキ	7	ベニカナメモチ	4
	キンモクセイ	35	マサキ（斑入）	29
	クスノキ	63	マテバシイ	25
	クロガネモチ	97	モクレン	4
	ケヤキ	48	モチノキ	1
	コブシ	7	モッコク	44
	サクラ（ソメイヨシノ）	64	モミジ	6
	サザンカ	79	モミジバフウ	7
	シラカシ	128	リョウブ（株立）	24
	タブノキ	3	—	—
	区分計			952
	低木	アジサイ	1,488	サツキ
アセビ		528	タニウツギ	1,802
イヌツゲ		276	ニシキギ	370
オオムラサキツツジ		1,635	ハギ	1,432
カンツバキ		276	ヒサカキ	528
クリシマツツジ		2,522	ボックスウッド	1,520
コデマリ		1,432	ヤマブキ	370
区分計				16,545
生垣	ベニカナメ	680	—	—
	区分計			680
地被	ヘデラ	1,314	—	—
	区分計			1,314
芝生地	芝生	5,820	屋上緑化	270
	区分計			6,090
裸地	グラウンド	11,438	—	—
	区分計			11,438
植込地	低木植込地	3,503	—	—
	区分計			3,503

## 植栽及び緑地等管理業務仕様詳細

## 2. 関税中央分析所植栽・緑地内訳

(単位：高木・低木・生垣…本、地被・芝生・裸地・植込地…㎡)

区分	名称	数量	名称	数量
高木	アカマツ	12	サクラ(ソメイヨシノ)	54
	ウメ	4	シラカシ	7
	ウワミズザクラ	1	ハナミズキ	8
	クリ	1	マツ	1
	ケヤキ	12	ミズキ	6
	コブシ	12	ヤマザクラ	9
	区分計			127
低木	サツキツツジ	8,810	—	—
	区分計			8,810
生垣	レッドロビン	478	—	—
	区分計			478
地被	クマザサ	124	—	—
	区分計			124
芝生地	芝生	1,535	—	—
	区分計			1,535
裸地	裸地	2,038	—	—
	区分計			2,038
植込地	低木植込地	1,762	—	—
	区分計			1,762

## 3. 図面

財務省税関研修所(本館、別館)及び関税中央分析所の植栽・緑地内訳ごとの図面を資料として添付する。

財務省税関研修所(本館、別館)及び関税中央分析所の植栽及び緑地等管理業務に係る仕様については、以下に従って行うこと。

## 1. 剪定業務

## (1) 高木剪定

- 1) 樹木成長により公道等に伸び出て通行の妨げになっている枝葉及び樹木の成長を阻害する原因となっている枝葉について、適切な方法で適度に剪定すること。
- 2) 各施設における高木の内、剪定を必要とする樹木の場所については、施設管理担当者と協議の上決定することとし、1年間を通じて全体数の3分の1以上を剪定することとする。
- 3) 剪定時期については、樹木ごとの適期に実施することとし、事前に施設管理担当者に申し出て、承認を得ること。
- 4) 剪定により発生したごみについては、清掃、回収及び処分すること。

## (2) 低木剪定

- 1) 人力により均一となるよう適度に剪定すること。
- 2) 剪定時期及び場所については、樹木ごとの適期に実施することとし、事前に施設管理担当者に申し出て、承認を得ること。
- 3) 剪定により発生したごみについては、清掃、回収及び処分すること。

## (3) 生垣剪定

- 1) 人力により均一となるよう適度に剪定すること。
- 2) 剪定により発生したごみについては、清掃、回収及び処分すること。

## (4) その他

- 1) 上記の他に高木、低木及び生垣が枯死した場合は、その伐採をすること。
- 2) 伐採により発生したごみについては、清掃、回収及び処分すること。
- 3) 剪定にあたり、上記に定めのない事情が発生した場合は、施設管理担当者と協議の上決定することとする。

## 2. 刈込業務

## (1) 地被刈込

- 1) 均一となるよう適度に刈込むこと。
- 2) ヘデラについては、壁等への這い上がり部分についても刈込むこと。また、壁等へ付着した寄根を除去すること。
- 3) 刈込により発生したごみについては、清掃、回収及び処分すること。

## (2) 芝生刈込

- 1) 草刈機等を使用して均一に刈込むこと。
- 2) 刈込み後の高さは、2～3cmにすること。
- 3) 芝生地からはみ出ている芝生については、エッジング処理を施すこと。

## 3. 施肥業務

低木施肥、地被施肥及び芝生施肥(共通)

- 1) 樹木ごとに適正な肥料を適量使用すること。
- 2) 使用する肥料については、事前に施設管理担当者に説明し、承認を得ること。

#### 4. 除草業務

- (1) 除草剤散布  
芝生地及び裸地（共通）
- 1) 関係法令に適合した適正な薬剤を適量使用すること。
  - 2) 雑草除去を目的とした選択性を有する薬剤を使用すること。
  - 3) 使用する薬剤については、事前に施設管理担当者に説明し、承認を得ること。
  - 4) 薬剤散布時にあたっては、風向き等を考慮し、作業場所周辺の通行人や車等に対して細心の注意を払い、実施すること。また、作業途中であっても風向き等の変化による中断及び延期を認めるものである。

(2) 手取り除草

- 低木植込地、地被植込地及び裸地（共通）
- 1) 植栽に細心の注意を払い、人力にて植込地の雑草を手取り除草すること。
  - 2) 植栽の陰に隠れる部分についても漏れなく除草すること。
  - 3) 多年草については、除草のみならず除根すること。

#### 5. 芝生地整備業務

- 目土かけ
- (1) 芝生地の不陸部分に対して行うこと。

- (2) 使用する砂は、川砂を用いることとし、塊がないよう事前に砕いておくこと。

#### 6. 害虫防除（駆除）業務

- (1) 関係法令に適合した適正な薬剤を適量使用すること。
- (2) 動力噴霧器を使用すること。
- (3) 薬剤散布時にあたっては、風向き等を考慮し、作業場所周辺の通行人や車等に対して細心の注意を払い、実施すること。また、作業途中であっても風向き等の変化による中断及び延期を認めるものである。
- (4) 当該業務を実施したにも関わらず、その効果が認められなかった場合、年間予定以上の回数であっても責任を持って実施すること。

#### 7. 清掃・ごみ処理業務

- (1) 施設構内外の落葉等ごみの清掃、回収及び処分すること。
- (2) 植栽にかかった落葉について、送風機等を用いて、除去すること。
- (3) 植栽等の陰にある落葉について、熊手等を用いて、除去すること。

### XIV. 庁舎等清掃業務

#### 1. 清掃業務概要

本業務は、財務省税関研修所（本館、別館）及び関税中央分析所において、庁舎等の清掃業務を行うものである。

#### 2. 業務実施期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間

#### 3. 業務対象清掃範囲等

以下及び（資料）図面のとおり。

- (1) 税関研修所(本館、別館)は以下のとおり。

業務別		区分	床室	面積 (㎡)	
日常清掃	玄関ホール	事務棟	硬質床	104.37	
	廊下、階段、エレベーターホール等	管理棟	弾性床	470.51	
		事務棟	弾性床	356.39	
	共用部分	便所、洗面所	寄宿舎棟	弾性床	288.91
			管理棟 (A)	硬質床	45.50
		管理棟 (B)	-	2.52	
		体育館棟	硬質床	46.00	
		研修棟	硬質床	142.38	
		事務棟	弾性床	33.50	
		浴室、シャワールーム、脱衣所	管理棟	-	118.80
	寄宿舎棟		-	50.85	
	体育館棟		-	54.60	
	喫煙スペース	研修棟	弾性床	42.57	
	ごみ運搬処理	研修棟	-	-	
		事務棟	-	-	
定期清掃	玄関ホール	事務棟	硬質床	104.37	
	事務室	事務棟	弾性床	142.56	
			繊維床	364.32	
		管理棟	弾性床	200.99	
			寄宿舎棟	弾性床	8.10
	会議室	管理棟	繊維床	52.08	
			繊維床	194.04	
	廊下、階段、エレベーターホール等	共用部分	管理棟	弾性床	30.62
			事務棟	弾性床	573.59
		研修棟	弾性床	360.39	
			弾性床	1,525.15	
		寄宿舎棟	弾性床	1,120.68	
			硬質床	81.90	
		体育館棟	弾性床	154.40	
			硬質床	120.00	
各棟渡り廊下	硬質床	288.28			
別館	弾性床	1,093.89			
便所、洗面所	別館	弾性床	14.18		
浴室、シャワールーム、脱衣所	別館	-	105.00		
食堂	管理棟	弾性床	42.57		
喫煙スペース	研修棟	弾性床	42.57		
窓ガラス	全棟	-	2,774.37		

教室等	研修棟	弾性床	856.39
		繊維床	1,835.00
体育館（アリーナ部分）	体育館棟	弾性床	909.00
武道場（柔道場、剣道場）	体育館棟	弾性床	976.80
ベランダ	管理棟	硬質床	48.00
噴水槽	屋外	-	157.60

(2) 関税中央分析所は以下のとおり。

	業務別	区分	床質	面積 (㎡)
日常清掃	玄関ホール	事務棟	硬質床	93.80
	廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	研究棟、事務棟	弾性床、木製床	858.90
	便所・洗面所	事務棟	弾性床	113.00
	エレベーター	事務棟	弾性床	2.00
	食堂	事務棟	弾性床、木製床	71.20
	浴室・シャワールーム・脱衣所及び更衣室	事務棟	弾性床、木製床、畳	56.40
	喫煙スペース	事務棟	木製床	24.40
	ごみ運搬処理 (a)	事務棟	-	-
	ごみ運搬処理 (b)	研究棟、事務棟	-	-
	構内	屋外	-	-
	休養室	事務棟	硬質床、木製床、畳	58.40
	資料室	事務棟	木製床	50.10
	分析室	研究棟	弾性床、木製床	1,871.20
	定期清掃	玄関ホール	事務棟	硬質床
事務室		事務棟	繊維床	534.30
会議室		事務棟	繊維床	207.30
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分		研究棟、事務棟	弾性床、木製床	858.90
便所・洗面所		事務棟	弾性床	113.00
エレベーター		事務棟	弾性床	2.00
浴室・シャワールーム・脱衣所及び更衣室		事務棟	弾性床、木製床、畳	56.40
食堂		事務棟	弾性床、木製床	71.20
喫煙スペース		事務棟	弾性床、木製床、畳	24.40
資料室		事務棟	木製床	50.10
分析室		研究棟	弾性床、木製床	1,871.20
窓ガラス		研究棟、事務棟	-	1,442.60

(3) 図面

財務省税関研修所（本館、別館）及び関税中央分析所の清掃ごとの図面を資料として添付する。

#### 4. 業務仕様

(1) 日常清掃

1) 玄関ホール

共仕第4編第2章第2節の表2.2.1(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

2) 廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分

① 廊下・エレベーターホールについては、共仕第4編第2章第2節の表2.2.4(A)の「1.床の清掃」及び「2.床

以外の清掃」による。

② 階段については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.8(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

③ その他共用部分については、上記①及び②に準ずる。

3) 便所・洗面所

共仕第4編第2章第2節の表2.2.5(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

4) エレベーター

共仕第4編第2章第2節の表2.2.7(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

5) 食堂

① 共仕第4編第2章第2節の表2.2.9(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

② 上記「2.床以外の清掃」について、食卓もその対象とする。

6) 浴室・シャワールーム・脱衣所及び更衣室

① 共仕第4編第2章第2節の表2.2.10(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

② 和室部分は、下記10) 休養室に準ずる。

7) 喫煙スペース

共仕第4編第2章第2節の表2.2.11(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

8) ごみ運搬処理

(a) 共仕第4編第2章第3節の表2.3.1による。

(b) ごみ置場のごみを処理場まで運搬し、処理する。

9) 構内（屋外駐車場含む）

共仕第4編第2章第4節の表3.4.3による。

10) 休養室

① 共仕第4編第2章第1節の表2.1.3の「1.除塵」、「2.しみ取り」及び下記特記項目による。

② 障子の木枠部分については、はたき掛けを行う。

11) 資料室

共仕第4編第2章第2節の表2.2.3(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」に準ずる。

12) 分析室（関税中央分析所研究棟に所在する各室総称）

共仕第4編第2章第2節の表2.2.2(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」に準ずる。

(2) 定期清掃

1) 玄関ホール

共仕第4編第2章第2節の表2.2.1(B)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」（ただし、照明器具及び吹出口・吸込口は対象外とする。）による。

2) 事務室

① 弾性床については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.2(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

② 繊維床については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.2(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」に加え、共仕第4編第2章第1節の表2.1.3の「2.しみ取り」を行う。

3) 会議室

① 弾性床については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.3(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

② 繊維床については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.3(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」に加え、共仕第4編第2章第1節の表2.1.3の「2.しみ取り」を行う。

4) 廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分

① 廊下・エレベーターホールについては、共仕第4編第2章第2節の表2.2.4(B)の「1.床の清掃」による。

② 階段については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.8(A)の「1.床の清掃」による。

③ その他共用部分については、上記①及び②に準ずる。

5) 便所・洗面所

共仕第4編第2章第2節の表2.2.5(B)の「1.床の清掃」による。

- 6) エレベーター  
共仕第4編第2章第2節の表2.2.7(B)の「1.床の清掃」による。
- 7) 食堂  
共仕第4編第2章第2節の表2.2.9(B)の「1.床の清掃」による。
- 8) 浴室・シャワールーム・脱衣所、更衣室  
共仕第4編第2章第2節の表2.2.10(B)の「1.床の清掃」による。
- 9) 喫煙スペース  
共仕第4編第2章第2節の表2.2.11(B)の「1.床の清掃」による。
- 10) 資料室  
共仕第4編第2章第2節の表2.2.3(B)の「1.床の清掃」に準ずる。
- 11) 分析室  
共仕第4編第2章第2節の表2.2.2(B)の「1.床の清掃」に準ずる。
- 12) 教室等  
上記2) 事務室に準ずる。
- 13) 体育館（アリーナ部分）
- ① 床面の塵芥をモップで集塵し、集めた塵芥を真空掃除機を利用し除去する。
  - ② 適正洗剤を塗布し洗浄清掃する。
  - ③ シミ等の汚れは、適正洗剤その他の適正薬品を利用し汚れを除去する。
  - ④ 汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
  - ⑤ 体育館専用ワックスを塗布する。
- 14) 武道場（柔道場、剣道場）
- ① 木製床
    - a) 床面の塵芥をモップ等で集塵し、集めた塵芥を真空掃除機を利用し除去する。
    - b) 適正洗剤を塗布し、洗浄清掃する。
    - c) しみ等の汚れは、適正洗剤その他の適正薬品を利用し、汚れを除去する。
  - ② 畳
    - a) 床面の塵芥を真空掃除機を利用し除去する。特に畳の境目等については丁寧に吸塵する。
    - b) シミ等の汚れは、適正洗剤その他の適正薬品を利用し、汚れを除去する。
- 15) ベランダ
- ① 共仕第4編第2章第1節の表2.1.2の「1.除塵」及び「2.水拭き」による。
  - ② 落葉の除去を行う。
- 16) 噴水槽
- ① 適正洗剤等を使用し、洗浄用パッドを装着した床磨き機等で、藻の発生を防止するための床面及び壁面を入念に清掃する。
  - ② 細部については、手作業にて清掃を行う。
  - ③ 清掃に伴い発生したごみは収集し、敷地外へ搬出の上、適正な方法により処理すること。
- 17) 窓ガラス  
共仕第4編第3章第1節の表3.1.1による。
- 18) その他共通事項  
各床面の剥離洗浄は、原則、定期清掃実施時に通常清掃に代え、実施する。

## 5. 業務実施周期

業務実施周期は以下を基本とする。

年間予定回数は、以下を最大予定回数とするが、実施場所の状況による実施の判断及び各年における休日の状況（「国民の祝日に関する法律」の改正を含む。）から回数に差異が生じる場合があるので、実際の実施にあたっては、各月7日前までに確認すること。

(1) 財務省税関研修所（本館）は以下のとおり。

## 1) 日常清掃

業務別	区分	周期	年間予定回数	備考
玄関ホール	事務棟	1回/週	40回	
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	管理棟	1回/週	40回	
	事務棟	1回/週	40回	
便所・洗面所	管理棟(A)	1回/日	245回	
	管理棟(B)	1回/週	52回	※1
	寄宿舎棟	2回/週	104回	
	研修棟	1回/日	245回	
	事務棟	1回/日	245回	
浴室・シャワールーム・脱衣所、更衣室	管理棟	1回/日	360回	
	寄宿舎棟	1回/日	360回	
	体育館棟	1回/週	40回	
喫煙スペース	研修棟	1回/週	40回	
ごみ運搬処理(a)	研修棟	1回/週	52回	
	事務棟	1回/日	245回	

※1 2階洗面台のみ。

## 2) 定期清掃

業務別	区分	周期	年間予定回数	備考
玄関ホール	事務棟	1回/月	12回	
事務室	事務棟	1回/月	12回	
	管理棟	1回/月	12回	
	寄宿舎棟	1回/月	12回	
会議室	事務棟	1回/月	12回	
	管理棟	1回/月	12回	
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	管理棟	1回/月	12回	
	事務棟	1回/月	12回	
	研修棟	1回/月	12回	
	寄宿舎棟	1回/月	12回	
	体育館棟	1回/月	12回	
各棟渡り廊下	1回/月	12回		
食堂	管理棟	1回/月	12回	
喫煙スペース	研修棟	1回/月	12回	
窓ガラス	管理棟	1回/3月	4回	
	寄宿舎棟	1回/3月	4回	※1
	研修棟	1回/3月	4回	
	事務棟	1回/3月	4回	
	体育館棟	1回/3月	4回	
教室等	研修棟	1回/月	12回	
体育館（アリーナ部分）	体育館棟	1回/3月	4回	
武道場（柔道場、剣道場）	体育館棟	1回/3月	4回	
ベランダ	管理棟	1回/月	12回	
噴水槽	屋外	1回/3月	4回	

※1 研修生居室除く。

(2) 財務省税関研修所（別館）は以下のとおり。

1) 定期清掃

業務別	区分	周期	年間予定回数	備考
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	—	1回/2月	6回	
便所・洗面所	—	1回/2月	6回	
浴室・シャワールーム・脱衣所、更衣室	—	1回/3月	4回	※1
窓ガラス	—	1回/3月	4回	※2

※1 ユニットバス部のみ。

※2 研修生居室部分除く。

(3) 関税中央分析所は以下のとおり。

1) 日常清掃

業務別	区分	周期	年間予定回数	備考
玄関ホール	事務棟	1回/週	52回	
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	研究棟	1回/週	40回	
	事務棟	1回/週	40回	
便所・洗面所	事務棟	1回/日	245回	※1
エレベーター	事務棟	1回/日	40回	
食堂	事務棟	1回/日	245回	
浴室・シャワールーム・脱衣所、更衣室	事務棟	1回/週	52回	
喫煙スペース	事務棟	1回/日	245回	
ごみ運搬処理(a)	研究棟	1回/日	245回	
	事務棟	1回/日	245回	
ごみ運搬処理(b)	集積場	1回/週	52回	
構内	屋外	1回/週	52回	
休養室	事務棟	1回/週	52回	
資料室	事務棟	1回/週	40回	
分析室	研究棟	1回/週	40回	

※1 所長室内洗面台含む。

2) 定期清掃

業務別	区分	周期	年間予定回数	備考
玄関ホール	事務棟	1回/月	12回	
事務室	事務棟	1回/月	12回	
会議室	事務棟	1回/月	12回	
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	研究棟	1回/月	12回	
	事務棟	1回/月	12回	
便所・洗面所	事務棟	1回/月	12回	
エレベーター	事務棟	1回/月	12回	
食堂	事務棟	1回/月	12回	
浴室・シャワールーム・脱衣所、更衣室	事務棟	1回/月	12回	
喫煙スペース	事務棟	1回/月	12回	
更衣室	事務棟	1回/月	12回	
資料室	事務棟	1回/月	12回	
分析室	研究棟	1回/月	12回	

窓ガラス	研究棟	1回/3月	4回	
	事務棟	1回/3月	4回	

## 6. 建築物環境衛生管理業務仕様

財務省税関研修所における環境衛生維持管理が適正に行われるよう監督するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第7条第1項に規定する建築物衛生管理技術者免状を有する者を1名選任し、月1回以上衛生的環境の確保に関する調査を行い監督職員に報告すること。

## 7. その他

- (1) 清掃に当たっては、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行い、特に廊下・階段・ホール及び便所については、職員及び来客者等の通行に支障のないように注意すること。
- (2) 清掃を行う従事者は熟練者を使用すること。また事前に清掃従事者のリスト・経歴を提出すること。
- (3) 洗剤等の材料は、あらかじめ監督職員の承認を得た上で使用すること。
- (4) 休日とは、行政機関の休日に関する法律第1条に定める日及び甲の指定する日をいう。
- (5) 仕様書に定めのない事項については、施設管理担当職員の指示に従うものとする。
- (6) レイアウト変更等により、教室等の場所が変更となった場合は、清掃業務の範囲を見直すこととし、施設管理担当職員と協議の上、改めることとする。